

令和4年8月30日
子どもの権利に関する条例検討委員会
資料4

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 報告書(案)

令和4(2022)年8月30日(第9回委員会提出)

目次

I 委員会報告について	1
1) 検討委員会の設置と検討の経過	1
2) 条例骨子案の目的・意義と位置・役割	2
(1) 子どもからの期待、願いを受けて	2
(2) こども基本法、東京都こども基本条例を受けて	2
(3) 宣言、憲章、計画ではなく条例である意義	3
(4) 権利と義務の考え方について	3
3) 条例骨子案の基本的特徴と留意点	3
(1) この条例がめざす方向性	4
(2) 条例による制度化を進める―既存の制度の充実と新規の制度の模索	4
(3) パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案への反映	4
(4) 子どもにとって活用しやすい条例になるために	5
II 条例骨子案と解説(基本となる考え・補足意見・子どもの声)	6
はじめに 前文	6
1) 武蔵野市の子どもが求める子どもの権利	6
2) 子どもの権利の保障方法	8
3) 子どもにやさしいまち(Child Friendly City)の実現	9
4) 条例制定のプロセス	9
5) 前文への子どもの声・言葉の反映	10
第1章 総則	11
1) 目的規定	11
2) 条例上の用語の定義	12
第2章 保障すべき子どもの権利	13
1) 子どもにとって大切な子どもの権利とは	13
2) 子どもの権利の広報・普及、研修・学習	17
3) 子どもによる子どもの権利学習	18
第3章 誰が保障するのか	19
1) 市の役割・責務(公民連携等を含む)	19
2) 市民の役割	19
3) 保護者の役割	20
4) 育ち学ぶ施設の役割	21
5) 事業者の役割	21
第4章 子どもを支える人びとへの支援	22
1) 子どもを支える人びとへの支援の必要性	22
2) 保護者、家庭への支援	23
3) 育ち学ぶ施設への支援	24
4) 地域・市民活動への支援	24

第5章 子どもの権利保障の仕組みを創る	25
1) 子どもの居場所.....	25
2) 学校外の多様な学びの支援.....	29
3) 子どもの相談.....	31
4) 子どもの意見表明・参加の支援	34
5) 個別のニーズを持つ子どもへの支援	38
6) おとなへの移行支援	39
第6章 子どもが安心、安全に生活していくために	40
1) 子どもの事故の防止、事後対応.....	40
2) 子どもの尊厳を傷つける暴力の防止.....	41
3) 虐待の防止	42
4) いじめの防止	43
5) 子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み—第三者的相談救済機関の創設	45
【子どもオンブズパーソンの概要】	47
第7章 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展	48
1) 子ども計画の策定方法	48
2) 子ども計画の推進方法.....	48
3) 子ども計画実施結果の評価・検証方法.....	49
【条例の推進体制について】.....	50
【推進体制のイメージ図】.....	50
Ⅲ 参考資料.....	51
参考資料 1 子どもの権利に関する総合条例一覧(子どもの権利条約総合研究所作成)	51
参考資料 2 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素.....	53
参考資料 3 Teens ムサカツ 2022 春(令和4年3月 29 日)での子どもの言葉	54
参考資料 4 子どもの権利に関する市立学校アンケート結果.....	56
参考資料 5 委員会中間報告パブリックコメント等実施結果及び対応方針について	67
参考資料 6 委員会中間報告へのパブリックコメント(一般)主な意見要旨	69
参考資料 7 委員会中間報告に関する子どもアンケート集計結果及びパブリックコメント意見要旨	81
参考資料 8 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会検討経過	102
参考資料 9 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱	104
参考資料 10 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員名簿.....	106

I 委員会報告について

1) 検討委員会の設置と検討の経過

令和3(2021)年5月から、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)では、市が制定を目指す「子どもの権利に関する条例(仮称)」の内容に関して、市民・子ども参加の下で委員会としての意見を提出するため、子どもの権利条約(※)の理念を踏まえつつ、幅広い観点から活発な検討を重ねてきました。

とくに「子どもからの相談(子どもの権利擁護委員)」「いじめ・虐待・暴力の防止と救済」「子どもの居場所」「子どもの参加」の項目については、子どもの権利を守るうえでの重点課題として、集中的に検討を行いました。その他の項目についても、多くの議論を重ね、多様な意見を総合調整する努力を重ねつつ、委員会としての条例骨子案の作成に向けた検討を進めてきました。

委員会としての会議は全9回開催しましたが、会議中に触れることのできなかった論点や、時間の関係上発言できなかった内容については、会議前後に各委員へのアンケート等を実施し、自由に意見を募るという方法を取りました。会議以外の場で提出されたこれらの意見については、正副委員長と事務局で整理し、その都度、次の会議資料に反映しました。委員会の議論が充実したものとなるよう、資料の作成や議事の調整等に当たっては、委員長と事務局による打ち合わせを随時実施しました。

検討にあたり、委員会では、令和4(2022)年6月15日に成立したこども基本法、令和3(2021)年3月に成立した東京都こども基本条例、その他全国の自治体による既存の条例を参考にしました。

またそれだけではなく、市の子どもたちの現状と課題について把握することを重視しました。そのため、市が実施している既存の取組み等に関する報告を事務局に求め、武蔵野市にふさわしい条例について議論するための基礎資料としました。さらに、子どもたちの置かれている現実をより具体的に把握するため、以下の取組みを実施しました。

- ・子どもの権利に関する市立学校アンケート
- ・市内事業視察(若者サポート事業みらいる／武蔵野市国際交流協会／武蔵野プレイス／プレーパークむさしの)
- ・子どもや関係者との意見交換(スクールソーシャルワーカー／子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体／市内の子どもの居場所利用者及び支援者／Teens ムサカツ 2022 春実行委員)

こうした取組みを通じて検討した内容を、いったん委員会中間報告としてまとめ、市に報告しました。中間報告については、令和4(2022)年5月15日～6月6日にかけて、市によるパブリックコメントが実施されましたが、そこでは83人の方から意見が寄せられました。また、アンケートフォームによる子ども向けパブリックコメントもあわせて実施し、996人の子どもから回答がありました。

市主催の市民意見交換会も3回実施され、多くの方にご参加いただき、ご意見をいただきました。また、同時期に、コミュニティ協議会主催の地域フォーラムも3回開催されています。

委員会では、パブリックコメント等を通じて寄せられたこれらの膨大な意見を参考にし、とくに就学前の子どもの権利保障等について意見交換を行い、中間報告を修正し、今回、最終的な報告書をまとめました。

なお、委員会における検討経過の詳細やパブリックコメント等の概要は、巻末の参考資料 5～8 にまとめていますのでご参照ください。

委員会各回の議事要録、資料については、市のホームページに掲載しています。

(http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kodomokateibu/1032778.html)。右の二次元コードからもアクセスできます。

二 次 元
コ ー ド

2) 条例骨子案の目的・意義と位置・役割

(1) 子どもからの期待、願いを受けて

今回のパブリックコメントの一環として学校の協力を得て実施した子どもアンケート(996 人回答)では、812人(81, 5%)の子どもたちが、子どもの権利に関する条例をつくることについて「よいことだと思う」と回答しています。

子どもの自由意見の中では、「武蔵野市が子供の権利のことを考えてくれてよかった」、「このような子供のために条例を作ってくれる人がいてくれてとても嬉しいです!」、「自分たちの権利を守ってもらえる条例ができること知って安心した。子供でも一人の人間として大切にもらえるのが素敵だなとおもった」といった意見がありました。このほかにも、子どもの権利に関する条例をつくることについて、子どもの権利は子どもたちの生活に深く関わっているため必要であり、大事だと思うという声や、自分たちの権利を考えてくれたり、守ってくれたりすることが「うれしい」「安心する」等の声が多く寄せられています。また、武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている、条例の考えが実現してほしいというような「願い」も寄せられ、多くの子どもが条例に期待をしていることが分かりました。

(2) こども基本法、東京都こども基本条例を受けて

委員会では、子どもの声を聴くことを重視しながら、子どもの権利に関する条例骨子案の作成にのぞんできましたが、令和3(2021)年3月には、東京都がこども基本条例を制定しています。現在、都はこども基本条例を踏まえ、都内区市町村の子どもの意見表明・参加、子どもの権利擁護の取組みを後押しする事業を実施しています。また、令和4(2022)年6月15日には、子どもの意見表明・社会参画の推進をめざした「こども基本法」が成立しました。いずれも、子どもの権利条約の理念に基づく子ども施策を都内、国内において実施、推進していく条例・法律です。

さらに、全国の子どもの権利に関する総合条例づくりの進行状況を見ると、参考資料1(条例一覧)のとおり、令和4(2022)年4月現在、61自治体が条例を制定しており、ここ2年間だけで、東京都の江戸川区と中野区、福岡県那珂川市、田川市、岐阜県笠松町、さらには新潟市、横須賀市、北本市、富士市など実に11の条例が制定されています。

このように子どもの権利への社会的な関心が高まっているのはなぜでしょうか。

いま、少子高齢化といわれる中で、量的に15歳未満人口が減少してきているだけでなく、子どもたちのマイノリティ化(15歳未満の子どもは、総人口の10分の1)が進んでいます。少数者の位置に置かれた子どもたちの自己肯定感は、「世界最低水準」と言われるまでに低下しています。自己肯定感の低下は、子どもたちが前向きに生きていこうとする能動的な活動意欲を奪いつつあります。そのような時代背景、社会的な背景のなかで、武蔵野市の子どもの権利に関する条例について検討が進められてきました。委員会では、なんでもおとなが決めてしまう社会で、子どもが自己肯定感を高め、自分らしく生きていくことができるよう、武蔵野市らしい条例の検討を目指しました。

(3) 宣言、憲章、計画ではなく条例である意義

条例骨子案を提示した中間報告に対するパブリックコメントでは、「武蔵野市には、子どもプランがあるのに、なぜ条例が必要なのか」、「理念を掲げた憲章や宣言でいいのでは」といったご意見もいただきました。

子どもプラン・計画は、時限的に区切りをつけて政策を計画的に実施していくところに特徴があります。これに対して、条例は、議会の議決を得て、長期に安定的な子ども政策を遂行していくことができます。子どもの成長をはかる施策、政策が、その時々政治に左右されないように安定的に推進していくために、その基本的な方向性を条例で定めておくことが重要であるといえます。

また、憲章・宣言は、市民がめざす子育て、子ども支援の理念を掲げてみんなで守っていこうという姿勢を求めることに意義があります。それも大切ですが、掲げた理念が大切であるならば、それを実現していくための手だて、仕組みを合わせて定めておくことも重要だと考えられます。たとえば、いじめや虐待のない社会で「安心して生きていく権利」を保障していくには、「いじめはやってはいけない」といった理念だけではすみません。いじめから子どもを守る具体的な仕組みが必要です。とくに子育て、子ども支援の施策には、このような仕組み、制度を充実させていくことが必要であり、そのためには、予算や人材も欠かせません。そのような仕組み、制度を伴う子ども施策、政策は条例によって実現できるものです。

(4) 権利と義務の考え方について

子どもの権利に関する条例を定めることはわがままの助長、権利の濫用になる、という言い方がなされることがあります。これは、子どもが権利を主張するという前提で、家庭や学校、社会が乱れてしまうという意見です。たとえば、授業中に騒いでいる子どもがいて教師が注意すると、子どもが「表現の自由」を主張してわがままを制止できない。確かにそのような子どもの言動は問題ですが、教師は、「あなたの友達には授業を受ける権利がある」こと、その権利を侵害してまで表現の自由を主張することはできないことを教える責任があります。これは権利、人権の相互尊重の原則ですが、自分の権利の大切さを自覚することで、他者の権利の大切さをも感じ取ることができ、相互に尊重しあう社会を築いていくことができます。その際に、他者の権利の尊重だけを義務的に学ばせることはふさわしいことではありません。あくまで自身の権利を学び、身につけていく環境の下で、互いに学び合い、経験を積んでいくことが「権利学習」として重視される必要があります。

また家庭や学校では、子どもにとって権利と義務は対であり、権利がほしいなら義務をはたすべき、という考えも根強く残されているように思われます。

しかし、子どもの権利条約では、子どもの権利を掲げたうえで、これを締約国、法定保護者が保障する義務を定めています。つまり、子どもの権利に対なのは、これを保障するおとな側の義務なのです。憲法第26条でも、子ども・国民の教育を受ける権利が掲げられ、これを保障するための普通教育を受けさせる義務を保護者に、無償で受けられるようにする国の義務が定められています。

3) 条例骨子案の基本的特徴と留意点

検討の場における多様な意見及び令和4(2022)年5月15日～6月6日にかけて実施したパブリックコメント等の意見をふまえてこれを総合調整し、条例骨子案として整理するにあたり、検討項目ごとに以下の4つの区分けをしました。

- ① 条例の骨子(委員会として条例に含むべきと考える内容)
- ② 上記骨子の基となる考え(骨子の文案の基となった委員会の考え方)

③補足意見(ある論点をめぐって、委員会の中で出された特定の意見や見解など)

④聴いてみたい！子どもたちの声(子ども向けの中間報告書「こどものけんりってなあに？」第1号を見て寄せられた子どもの意見の一部を紹介)

また、骨子案の基本的特徴と留意点は以下のとおりです。

(1)この条例がめざす方向性

—子ども施策を方向づける基本的な考え方—

武蔵野市が今後めざすべき子ども施策の方向性については、前文にまとめてあります。その基本的な考え方は以下の通りです。

- ・市の子どもたちの声、子どもの置かれている現実(いじめ・虐待、不登校、自己肯定感の低下等)と社会的ニーズをふまえ、子どもたちの現実を変えていくために欠かせない子どもの権利を重視し、子どもの安心して生きる権利、自分らしく生き、成長する権利の保障を軸としました。さらに市の子どもたちのニーズ、関心の高い「平和に生きる権利」「差別されない権利」にも配慮しました。
- ・子どもの権利は、国、東京都によるもののほか、地域の身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されるものですが、家庭(親・保護者)や育ち学ぶ施設(保育士・教師など)の努力だけでは子どもを支えていくことに限界が生じている現在の状況をふまえ、家庭、育ち学ぶ施設の支援とともに、これをサポートする地域の再生、地域の子ども支援システムの構築をめざします。さらに市は、子どもの意見表明・参加を支援し、地域、育ち学ぶ施設の一員として子どもの参加とパートナーシップの下で、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

(2)条例による制度化を進める—既存の制度の充実と新規の制度の模索

骨子案の作成においては、以下の2つの考え方が交錯し、その方向性が見定めが骨子案全体の内容に影響を与えていくものと思われました。

- A 既存の制度、今実施してきている取り組みを条例に位置づける形での骨子案、現行制度の維持・継続的な発展のための法的根拠となる骨子案が目指されるべきであるという考え方
- B 自己肯定感低下などの子どもの現実と子どもを取り巻く環境(家庭・育ち学ぶ施設地域等)の変化により、既存の制度による対応では限界があり、制度の劣化の修復、改善にとどまらず、抜本的な改善にふさわしい新しい制度、仕組みの設置を図る法的根拠となる骨子案とすべき、という考え方

委員会では、Aの考え方を基本に置きつつ、可能な限り、Bの方向に進んでいくように努力する、という基本的な姿勢で骨子案を作成してきました。

(3)パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案への反映

『中間報告』として公表した条例の骨子案は、市民が意見を出しやすく、市民論議を活発に展開できるように、「骨子の基となる考え」及び委員間で見解が分かれた点などを「補足意見」として記載し、幅広く意見を求めた結果、幸いにも、市民一般パブリックコメント 83人、子どもパブリックコメントでの自由意見 649人(アンケート回答は996人)、市議会、行政関係者など多くの方々からご意見が寄せられました。

これらのご意見については、中間報告を軸としつつ、子どもの権利実現の見地から、市民、子ども、子ども

の現場スタッフの総意を反映できるように努力してきました。その際、マジョリティの意見だけでなく、各分野のマイノリティ層の意見も尊重すべきと考えてきました。

(4)子どもにとって活用しやすい条例になるために

子どもは、その権利がおとなによって守られるだけでなく、子ども自身が、自身の権利を自覚してみずから守り、実現していく主体でもあります。そのため、子どもたちの期待、願いを受けて、条例が子どもにとっても活用しやすいものになるように、読みやすく、子どもが理解しやすい表現を取るべきであり、本報告書でも極力わかりやすい表現を意識しました。しかしながら、報告書には相当の分量があり、条例を意識した専門用語なども含まれることから、子どもを含め、誰もが分かりやすく報告書のエッセンスを理解できるよう、概要版を別途作成しています。

子ども自身の声を条例に活かすことは、委員会できくに留意した点です。骨子案の各検討項目の審議に際しては、子どもからのヒアリング等における意見を重視したほか、今回の子どもの自由意見を各検討項目別に、主な意見を『聴いてみたい！子どもたちの声』欄で紹介しています。前文 5)には、市の中高中生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」における子どもの言葉や、2 回にわたるパブリックコメント(2022年 5月および 11 月)における子どもの自由意見について言及しています。今後、市で条例案を作成する際に、これらの言葉を前文に反映させる予定です。

(※)子どもの権利条約については、公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページ(https://www.unicef.or.jp/about/unicef/about_rig.html)に詳しく掲載されています。右の二次元コードからもアクセスできますので、ご覧ください。



II 条例骨子案と解説(基本となる考え・補足意見・子どもの声)

はじめに 前文

1) 武蔵野市の子どもが求める子どもの権利

(条例の骨子)

- 子どもは、ひとりの人間としてその権利と尊厳が守られること。
- 武蔵野市の子どもたちは、いま、戦争のない平和な社会に生きる権利、いじめなどの暴力のない安全な社会で安心して生きる権利、障害や外国にルーツのあること、その他あらゆる理由で差別されないで共に生きる権利を求めていること。
- 子どもは、権利の主体として、自分らしく生き、育つ権利があること
- 子どもは、子どもの最善の利益の下で、乳幼児期よりその気持ち、願いが尊重され、意見表明・参加の権利、表現の自由が確保されること。
- 子どもは、愛される権利があり、理解と幸福感のある家庭的な環境の下で育つ権利があること。
- 本条例で定めた子どもの権利は、現代に生きる子どもたちの切実な要求であり、子どものおかれている現実を変えていくためのかけがえのない権利であること。
- 子どもは、多様性の時代に生きていること。市は子どもたちと共に、一人ひとりの人間、一つひとつの家族に違いがあることを認めつつ、互いに認め合う社会、支え合う社会、まちを武蔵野市から作っていくこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 子どもにはより良く生きる権利があり、より良く生きるためのウェルビーイング(幸福感)が高められることが重要です。
- 子どもがよりよく生きるためには、その保護者に余裕があることが重要ですが、家族のあり方についても、現在は多様になっています。それぞれの家庭の環境が、子どもが自分らしい生活をできるかどうか大きく関係していることを意識する必要があります。
- わたしたちは、子どもの最善の利益のもとで、子どもが自らの意思で自己成長を遂げていけるように支援していく必要があります。
- 子どもへのアンケート結果では、「平和の日」をもつ武蔵野市の多くの子どもたちが、「戦争に巻き込まれないで、平和に生きる権利」を求めています。
- 子どもたちが自信をもって社会で生きていけるように支援するのは、わたしたちにとって最優先の課題であると同時に最優先の義務です。

【補足意見】

- なんでもおとなが決めてしまう社会の中で、子どもたちはなにも決められず、社会のマイノリティになりつつあることを自覚する必要があります。
- 国連子どもの権利条約は、途上国の子どものために作られたという誤解があります。事実は、戦争とホロコーストの反省からポーランドが提案した欧米型の条約です。この条約は、むしろ途上国の子どもの権利保障が十分でない、という批判があるほどです。

○さらに今日では、ウクライナ危機に向き合うこととなった時代背景をふまえることも必要です。子どもの権利条約の前身である国際連合の子どもの権利宣言(1959 年)は第二次世界大戦後、国際連盟のジュネーブ子どもの権利宣言(1924 年)は、第一次世界大戦後に、戦争を教訓として宣言されたものであり、二つの国際宣言はともに、前文で「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」とうたい、戦争から子どもの権利を守ることが人類の存続をかけた営みであることを世界に示しました。2024 年は、ジュネーブ宣言 100 周年にあたります。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・子ども一人一人が個人として尊重されることはとても大事だと思った。大人も積極的に取り組んでほしい。
- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・私達子どもに対する権利を考えてくれるのはとても嬉しいと思った。

2) 子どもの権利の保障方法

(条例の骨子)

- 子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や育ち学ぶ施設など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。
- 家庭や育ち学ぶ施設だけでは子どもを支えていくことに限界が生じている現在の状況をふまえ、子どもの最善の利益の見地から家庭、育ち学ぶ施設の支援に努めるとともにこれをサポートする地域の再生、地域の子ども支援システムの確立に努めること。
- 乳幼児期から成人までの切れ目のない支援を行っていくこと。
- 子どもの権利条約に基づき、日本国憲法をはじめとした、国や東京都の子どもに関する各種法令をふまえ、とくに地方自治の精神のもとで、子どもの権利の現実を直視し、武蔵野市から子どもの権利を実現していくために、ここに武蔵野市子どもの権利に関する条例(仮称)を定めること。

《上記骨子の基となる考え》

- 委員会では、国、東京都レベルの子どもの権利保障をふまえつつ、武蔵野市としての独自の子どもの権利保障の条例を検討します。
- 市には、子どもの最善の利益のもとで、育ち学ぶ施設や子ども支援に取り組む市民、民間団体とも連携し、信頼関係をつくり、権利保障に取り組むことが求められています。

(参考)東京都こども基本条例(右の二次元コードからご覧ください)。



3) 子どもにやさしいまち(Child Friendly City)の実現

(条例の骨子)

○子どもの権利条約を地方自治により実現していくこと。そのために、地域社会の一員としての子どもの参加のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと。

《上記骨子の基となる考え》

○ユニセフによる子どもにやさしいまち(Child Friendly City)の提唱を前向きに受け止めるべきです(巻末参考資料2参照)。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っています。

4) 条例制定のプロセス

(条例の骨子)

○子ども参加、市民参加の理念のもと、家庭や学校、地域、民間団体、市民の声を条例に反映させていくことを目指したこと。

《上記骨子の基となる考え》

○条例骨子案の検討に当たり、家庭や学校等の子どもの現場の現実、地域、民間における子ども支援活動の現状等をふまえてきました(委員会での検討経過については巻末参考資料8参照)。

○市民参加を促進するために委員の市民公募を行ったほか、関係団体との意見交換会の開催などに努めました。また、子ども参加を推進するために、子どもからのアンケートを実施したほか、市の中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」との連携を図りました。委員会中間報告については、子どもからの意見(パブリックコメント)も広く募りました。

(参考)子どもの権利に関する武蔵野市立学校アンケート結果については、巻末参考資料4参照。

【補足意見】

○検討委員会では、マジョリティの意見だけでなく、各分野のマイノリティ層の意見も尊重してきました。

5) 前文への子どもの声・言葉の反映

(条例の骨子)

- 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」における子どもの言葉を含めること。
- 委員会中間報告に対する子どもパブリックコメントの意見を反映すること。

《上記骨子の基となる考え》

- 子ども参加による子どもの権利条例についての検討を進めていくためには、子どもの声を条例骨子案の内容に反映させていくだけでなく、直接、生の子どもの言葉が可視化されることが望ましいといえます。それは子どもにとって社会貢献しているという実感や自信につながるものであり、また条例制定後は子ども自身による普及活動を促進していく源になると考えられます。
- 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」において、「様々な人との関わりの中で、私たちがらしい毎日を送るために大切なこと」について、参加した子どもたちの声を聴くことができました。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・そこまで権利についてよく考えてはいなかったけどこれを見て権利が大切だということがあらためてわかった。
- ・初めて知って子どもがどれだけ大切なものなのかを教えてくれる。みんなに子どもの権利条約が伝わってほしい。
- ・色々な視点から作られていて僕達の生活にも深く関わっていた事を初めて知った。
- ・子どもにとって大切な権利がとって納得できる内容でとって安心していいと思う。この内容は全部子どもから思いや願いを聞いたものでとてもいいなとも思った。
- ・私達が大人になったときにこのような取り組みを受け継いでいきたいと思った。
- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・このような「子どもの権利」があれば、どんな人も安心して、快適に過ごせると思った。
- ・条例を作るのに私達子どもに意見を聞いてくれるのは、とても嬉しい。
- ・自分たちの暮らしが、楽になっていくように感じてとても嬉しい。
- ・条例の考えが実現してほしい。
- ・子どもすべてがやさしい心をもつようにしてほしい。
- ・誰もが安心して未来を目指せるように一人ひとりの個性を尊重できる社会になったら良いと思う。
- ・十分な子どもへの対策がされることを願っている。
- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のように実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思うので、早く条例が明確に確立して、すべての子どもがのびのびと暮らせる武蔵野市になって欲しい。
- ・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている。
- ・自由に楽しく幸せに、が大事だと思う。

第1章 総則

1) 目的規定

(条例の骨子)

○この条例は、すべての子どもの権利の実現を目指した子ども施策を総合的かつ継続的に推進していくために欠かせない仕組み等を定めるとともに、市としての基本的な考え方及び家庭、育ち学ぶ施設、地域の役割を明らかにすることを目的とすること。

○この条例は、子どもたちが安心して地域社会の一員、当事者として地域の人びとと関わり合いながら、子どもの権利が尊重される武蔵野市のまちの形成を図ることを目指すこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

○この条例では、子どもが意見表明や社会参加を通じて自己肯定感を高め、自己形成していくことを支えられるように、市民の認識を高めること、そして、子どもたちが安心して地域の人びとと地域社会の一員、当事者として関わり合いながら、子どもとおとながともに生きる武蔵野市のまちの形成を図ることを目指します。

○市は、子どもの最善の利益のもとで、子どもの権利実現を目指して、教育、福祉、保健、医療、環境等に関する子ども施策を総合的に推進していく必要があります(総合性)。

○市は、乳幼児期、児童期、思春期、青年期、成人期等の切れ目のない支援を継続的に実施していく必要があります(継続性)。

【補足意見】

○とくにこの条例では、武蔵野市で進めてきた子どもの居場所施策の継続的な推進を目指すことが重要です。

2) 条例上の用語の定義

(条例の骨子)

- 子どもとは、18 歳未満のすべての者、その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいうこと。
- 市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいうこと。
- 育ち学ぶ施設とは、市内の学校や幼稚園、保育所、児童養護施設や地域子育て支援拠点施設等の児童福祉施設、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと。

《上記骨子の基となる考え》

- 子どもの定義における「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」としては、たとえば 18 歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する 18 歳以上 20 歳未満の人、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます。
- 市民の定義については、武蔵野市自治基本条例に基づき記載しています。

【補足意見】

- 諸事情により家庭的環境を奪われた子ども・若者、障害や貧困、就労等に困難をかかえた若者の居場所支援は 18 歳を超えても継続することができることに留意する必要があります。

第2章 保障すべき子どもの権利

1) 子どもにとって大切な子どもの権利とは

(条例の骨子)

○子どもの置かれた現実と子どもからの声をふまえたとき、市の子どもにとってとくに切実で大切な権利として、以下のものが考えられること。

- ①子どもには、安心して生きる権利があること。
- ②子どもには、自分らしく生き、育つ権利があること。
- ③子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること。
- ④子どもには、自己の気持ち、願いが尊重され、意見表明し、参加する権利があること。
- ⑤子どもには、遊ぶ権利があること。
- ⑥子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。
- ⑦子どもには、差別されないで共に生きる権利があること。

《上記骨子の基となる考え》

(1)子どもには、安心して生きる権利があること。

○これは、子どもの生存と保護の権利を土台としている権利であり、以下の権利等が含まれると考えられます。

- ・子どもは、安心して発言でき、自己表現できること(多様性の実現)。
- ・子どもは、安心して相談でき、助けを求めることができること。
- ・子どもには、救済される権利があり、そのために救済につながる相談システムが必要なこと。
- ・子どもには、無償で医療を受けられる権利があること(義務教育段階の無償の医療システム)。
- ・子どもは、貧困から解放され、健康的な生活及び社会環境が確保され、包摂的で公平な教育環境が保障されるべきであること(SDGsの理念)。

○いじめ(陰口や無視、集団内での力関係に基づく嫌がらせなど、目に見えないようなものを含む)がないこと

(2)子どもには、自分らしく生き、育つ権利があること。

○これは、子どもの発達と参加の権利を土台としている権利です。

○子どもは、社会で自立して生きるための資質・能力・教養を身に付け、自己の意思で、自由に自分らしく育つ権利があります。

○子どもは「教えられて育つ」だけでは人間にはなれません。子どもには誰でも生まれながらにして「自分で自分を育てる力」があります。その力に気づき、その力を信頼し、その力を活かして成長し、自分らしく自信をもって生きていくことは、子どもの人間としての権利です。

○子どもには、その容姿、髪型、服装等の自己表現が尊重され、その個性を実現していく権利があります。

○子どもには、「こういうふうに育ってほしい」とか「何々らしい」など、第三者の勝手な人間像を押しつけられない権利があります。

(3)子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること。

○子どもには、健康・身体の回復のためだけでなく自分らしさをとりもどすために休む権利があります。それとともに、子どもには、自分を取りもどすために自由な時間(余暇)を持つ権利があります。

(4)子どもには、自己の気持ち、願いが尊重され、意見表明し、参加する権利があること。

○子どもは、乳幼児期から、その尊厳と子どもの最善の利益のもとで、自己の気持ち、願い、その意思と力で自己形成を図り人間的な自立を遂げる権利があります。日本の子どもの自己肯定感の急激な低下<自信喪失状況>を直視して、自信回復を図るため、子ども自身の自己決定、人間的な意思を尊重し、能動的な活動の支援を図る必要があります。

○意見を表明できるように、子どもには「意見を聴かれる権利」があります。

○子どもは、地域社会の一員として、地域の文化活動に参加するとともに、市民の一員として、まちづくり、社会参加し、かつ育ち学ぶ施設の一員として運営参加することを目指すべきです。

○子どもが意見表明し、参加する際には、おとなと対等であることが重要です。

(5)子どもには、遊ぶ権利があること。

○子どもにとって遊びは、子どもたちが人間社会で生きていくために欠かせない力の源となるものであり、生きることそのものです。行き過ぎた早期教育は、こうした子どもの権利としての遊びを損なう可能性があります。

○子どもは、自由に「やってみたい」ことにチャレンジしていく機会を確保されるべきです。

○子どもにとっての遊びの社会的価値が認められにくい社会の中で、教育、発達といったおとなの目線から子どもの遊びの意味(目的)を狭く捉えないことが大切です。

(6)子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。

○子どもにとって大切なことは、どこで学ばかではなく、何を学ばかです。

○子どもは、学校等の定型的な教育の場だけでなく、日常生活の中で、周囲のさまざまな環境に働きかけて多くのことを学ぶ存在です。

○すべての子どもが、学校に通うか否かを問わず、その子どもの意思で学ぶ権利を行使することのできるインクルーシブな学びの場を目指すことが望ましいと言えます。

○学校は、子どもを主体とした学びの場であるべきです。

○学校は、子どもが学ぶ権利を行使していけるように、授業、教育内容への子どもの意見に配慮する必要があります。

○子どもは、自主自立的に学校生活を送れるように、自己の生き方を考慮できる時間と余裕を持たなければなりません。

○学校は、過度の競争主義の環境にさらされないように子どもの学ぶ機会を確保する必要があります。

(7)子どもには、差別されないで共に生きる権利があること。

○子どもは、子どもであることを理由に差別されません。

○子どもは外国にルーツをもつことにより差別されません。外国にルーツをもつ子どもは、その国の文化的アイデンティティ、言葉、名前などが尊重されて、宗教による食や習慣の違いへ配慮を受ける権利があります。

- 子どもは障害による差別を受けません。障害のある子どもが、共に学び、共に生きていくために、その個別のニーズが配慮され、尊厳が確保されるとともに、社会的自立を促進し、地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していく必要があります。
- 子どもは、性によって差別を受けません。市は、性自認、性的志向等についての啓発に努め、性的マイノリティ(LGBTQ+)の子どもと保護者が差別を受けないように配慮する必要があります。
- 子どもは不登校によって差別を受けません。市は、学校外での多様な学びを求める子どもが就学する子どもと同等の学習及び保健・安全サービスを受けられるように努める必要があります。
- 集団内での力関係に基づく差別など、ただちには差別であるとは分かりづらいような、社会慣行上の差別についても、予防に努める必要があります。
- 子どもは、その出自によって差別を受けません。
- 子どもは、直接的に差別を受けないだけでなく、自分のいないところでも差別されません。

【補足意見】

(3)子どもには、休む権利があること。

○子どもは、子どもの権利として学校に学んでおり、自分をとりもどすため等の理由から学校を休む権利があります。しかし、周囲の雰囲気や就学義務を負う保護者の意向等により、実質的には休めないことが多いと言えます。そのため、安心して休息をとれるように、休む権利の制度化＝子ども特別休暇制度を設けることも考えられます。

○学校が子どもの休む理由を把握していることは、子どもの支援という観点からも重要である、という指摘がありました。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

(1)子どもには、自分らしく育ち、仲間とともに生きる権利があること。

- ・中学校では、お化粧はだめ、肌の露出は避けるなどあるが、自分がしたい格好をすれば良いことなのではないか。また、学校の指定服を着ることで、個性が失われたり、気候に合わず、変な感じがしたりしてしまう。

(2)子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること。

- ・休むときに親の目があるからと言って言い出せない人もいると思うので、親に言わなくても休めるようにした方が良いと思う。
- ・辛いときは休んでもいいことを知るといのはとても大事だと思うし、余裕を埋めるような仕組みを作るのが大切だと思う。
- ・嫌なことがあったり、体調が悪いときなど、休みたいときに休める環境をつくるのが大切だと思う。
- ・条件は必要だが、疲れた時に一年間に3～5日ほど自由に休める制度が必要だと思う。

(3)子どもには、意見表明し、参加する権利があること。

- ・人と対等に話せる権利が大切だと思う。
- ・自由に意見を表すことはとても大事だと思う。これからの時代は大人だけでなく子どもの意見も積極的に取り入れていくべきだ。

(4)子どもには、差別されない権利があること。

- ・差別されない権利はきちんと大切にしてほしい。
- ・LGBTQ+やセクシャルマイノリティを抱える子どもにとっても優しい条例を作してほしい。

(5)その他

- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のように実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思うので、早く条例が明確に確立して、すべての子どもがのびのびと暮らせる武蔵野市になって欲しい。
- ・多くの中学校でブラック校則が多く、友達からも言われるので、安心して生きる権利や自分らしく育つ権利として変えてほしい。
- ・疲れたとき、図書館に行ける権利が良い。
- ・条例案は本当に現状を変える事ができるのか。

2) 子どもの権利の広報・普及、研修・学習

(条例の骨子)

- 市は、本条例の普及、啓発のために、あらゆる場と機会での広報に努めること。
- 市は、地域、学校等における子どもの権利の普及のために、子どもの権利に関する市職員、学校教職員への定期的研修に努めるとともに、地域、学校での講演会等の学習の機会を確保すること。
- 市は、市民(とくに子ども、保護者、教職員など)が子どもの権利について理解を深め、これを活かすことができるようにこの条例のシンボリック行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を定めること。もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること。
- 市は、市民の参加を求めて、「武蔵野市子どもの権利の日」(もしくは子どもの権利週間・月間など)にふさわしい普及・啓発・学習事業に取り組むこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 市は、「子どもの権利はわがままの助長」といった誤解を解いていくなど、地域の人びと、市民、子ども支援者の理解を深めていくために広報、普及活動を行わなければなりません。
- 「子どもの権利と義務とは対」という発想から、「やるべきことをやれ」と義務を持ち出されることがあります。しかし、子どもの権利条約には、子どもの義務は規定されていません。子どもの権利のみを掲げて、これを保障する締約国政府の義務、法定保護者の義務を定めています。子どもの権利とおとなの義務が対であるという認識が大切です。
- 市は、保護者、教職員、地域の人びとなどを対象として、市報、SNS、子どもの権利に関する副読本、公開講座、研修など多様な方法により、本条例・子どもの権利条約その他子どもの権利について広報・普及に努める必要があります。
- 条例を形骸化させることなく、広く市民に知ってもらうためには、この条例のシンボリック行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を置くか、または子どもの権利週間・月間などを定めることが有効であると考えます。
- 11月20日は、国連が制定した「世界子どもの日」です。「武蔵野市子どもの権利の日」を定める場合、たとえばその日を11月20日とすることも考えられますが、その他、市の関連行事との関係等を考慮して、もっともふさわしい日を「武蔵野市子どもの権利の日」として定めることが望ましいとも言えます。

【補足意見】

- 「子どもの権利の日」について、市は、すでに「平和の日」(11月24日)を定めており、それと同等の設置理由、歴史的背景等がないと制定が困難という意見もありましたが、特定の日を設けて、学校を含めて全市的に子どもの権利の学習、普及啓発を図ることに今日的な意義があるという意見が多くありました。一方、特定の日として定めるのではなく、週間、月間として定める方法も考えられるという意見もありました。

3) 子どもによる子どもの権利学習

(条例の骨子)

- 子どもは、自己の権利を実現する主体であり、子どもの権利を知る権利があること。
- 子どもは、自身の権利を知り、学ぶ機会が保障されること。
- 子どもは自身の権利を学ぶことで、他者の権利の大切さを感じ、尊重することを学ぶことができること。
- 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的、主体的な活動について、子どもの求めに応じて支援を行うこと。

《上記骨子の基となる考え》

- 日本政府が、子どもに対して、子どもの権利条約など子どもの権利を知らせる義務があること(条約第42条・締約国の広報義務)をふまえて、市は、市としての広報義務をはたす必要があります。
- 子どもが権利を学ぶ過程においては、ただ教えられるだけではなく、自ら権利を行使するという体験が必要です。市は、そのような体験ができるような環境を整えるよう努めることが望ましいと言えます。
- 子どもの権利、人権保障には相互尊重の原則があります。そのことについて子どもが学ぶ機会を持つことが大切です。

【補足意見】

- 子どもたちを対象として、マンガ(子どもの権利副教材)、出前授業(子どもオンブズパーソンによる)、ディスカッション、ワークショップなど多様な方法により、子どもの権利学習を定期的、継続的に実施することが望まれます。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・学校で授業をするなど、子どもの権利について聞ける環境をつくった方がいい。
- ・チラシだけではなくポスターや、動画、インターネット、新聞などで広めたらよいと思う。
- ・幼いうちから子どもの権利を伝えていくことは大切だと思う。

第3章 誰が保障するのか

1) 市の役割・責務(公民連携等を含む)

(条例の骨子)

- 市は、本条例に定めた理念をふまえて、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために、子どもの権利保障に欠かせない環境整備を行うこと。
- 市は、子どもに関する施策を実施するにあたり、地域・民間における子どもへの支援活動の経験、実践の蓄積等をふまえ、市民、民間団体と連携、協働していくこと。

2) 市民の役割

(条例の骨子)

- 市民は、本条例で定めた子どもの権利の理念をふまえて、市と連携、協働して地域における子どもの権利の実現に努め、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指すこと。

《上記骨子の基となる考え》

- 一人ひとりの市民が、子どもたちを、地域全体で育てていくという意識を持つことが大切であると考えます。

【補足意見】

- 市民は、家庭環境に恵まれない子どもの現実や学校の多忙な環境の中で自分を見失いがちな子どもの現状をふまえて、子どもの最善の利益のもとで、地域における子どもの居場所の確保に努めることが望まれます。

3) 保護者の役割

(条例の骨子)

- 保護者は、子どもの主たる養育者であり、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが安心して生き、受容され、愛されて育つ権利を保障していく役割を担っていること。
- 保護者は、身体的虐待にとどまらず、子どもの尊厳(品性等)を傷つける体罰、暴言、過剰な叱責等の人権侵害性を認識しつつ、これらの暴力によらない養育を行うこと。
- 保護者は、子どもの養育の困難に直面したときに、市が準備する様々な相談機関を活用するなどして、抱え込まずに相談することができること。

《上記骨子の基となる考え》

- ここで言う保護者とは、親、里親、その他親に代わり子どもを養育する人のことを指しています。
- 保護者には、子育てにおける「第一義的責任」があります。しかしながら、現在の養育困難家庭増加の問題や家族の多様性などを考慮した場合、重要なのは、子育ての中心的な役割を担っている家庭への支援を充実させることです。前文にも示されているとおり、条例では、子どもの最善の利益を実現するために、家庭を支えるための地域の支援システムを構築していくことが重要であると考えます。
- 保護者は、その「子育て」において、子ども自身が持っている自己形成力を信頼し、子どもが自分の意思と力で育つ「子育て」を支えていく役割を果たすことが大切です。
- 子どもには、身近なおとなの期待に対して過剰対応することなく、「やってみたい」ことを自分で選択し、決める権利があります。

【補足意見】

- 家族がみんなで支え合って家事を分担するなど家庭生活を豊かにしていくことは望ましいことではありますが、家の手伝いという名目で、子どもの成長に必要な時間、休息する時間を奪うなど、過剰な負担を強いることは、子どもの権利侵害です(参考:ヤングケアラー問題)。
- 保護者・家庭の子育てにおける第一義的責任を、骨子の中で明確にうたうべき、という意見がありました。一方、責任を強調すべきはない、という意見も多くありました。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・
- ・子どもの権利は、大人が知っていないと意味がない。

4) 育ち学ぶ施設の役割

(条例の骨子)

○育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員は、市が進める子どもの権利促進・居場所事業や地域団体の活動などとも協力しあい、相互に適切な情報共有を行い、子どもが安心して通える施設内の居場所の整備その他、子どもの権利の実現と普及、人権の相互尊重及び子どもの参加の促進を図ること。

《上記骨子の基となる考え》

- 育ち学ぶ施設での学びや生活になじめない子どもに対して、市と学校、保育所や幼稚園、子ども支援団体などが、子どもの最善の利益のもとで、安心して通える居場所の確保について、相互に情報共有に努めることが大切です。
- 育ち学ぶ施設の生活上のルールが子どもの権利を侵害してはなりません。また、指導の名のもとに人権侵害をすることは許されません。

5) 事業者の役割

(条例の骨子)

- 事業者は、市が進める子どもの支援、子どもの権利保障の施策について可能な限り協力することが望ましいこと。
- 事業者は、雇用する市民が子育てに従事している場合、仕事と子育てが両立できる環境となるように努めること。

【補足意見】

- 未就学期に限らず、子どものいる人が職場で子どもの看護のための休暇を取りやすい環境づくりなども、子どもにとって大切です。市が、事業者に対してそのような啓発を行うことも必要です。

第4章 子どもを支える人びとへの支援

1) 子どもを支える人びとへの支援の必要性

(条例の骨子)

○子どもの権利の実現にとっては、子どもへの直接的な権利保障とともに、子どもを支えていく人びとへの支援が必要であること。

《上記骨子の基となる考え》

- おとなが幸せでないと子どもは幸せになれません。子どもの権利は、おとなの権利の実現があってこそ、保障されます。したがって、子どもを支援するおとなの支援、権利保障が欠かせません。
- おとなは、「子ども支援者」として、子どもが自己の意思で自己成長していくために欠かせない自発的な活動、とくにその能動的な活動意欲の源としての「自己肯定感」の獲得を支援していくことを目指すことが望ましいと言えます。市は、そのような「子ども支援者」として活動するおとなたちと連携するとともに、必要な支援を行う必要があります。
- 子ども・若者は、自分の育ちや生き方、人生そのものを、自分自身の意思と力で獲得していく存在です。
- 子どもが「やってみたいこと」にチャレンジし、自己成長と社会的自立を遂げていくためには、子どもの失敗する権利、子どもへの寛容を求める権利が保障されなければなりません。
- 子ども支援者は、上記のような子どものチャレンジを支えていくための力量を備えていく必要があります。

2) 保護者、家庭への支援

(条例の骨子)

- 市は、家族の多様性をふまえて、保護者が子どもの権利の意義を自覚して、子どもの権利保障に欠かせない家庭的な環境を確保していこうとする努力に対してあらゆる支援を行うこと。
- 市は、主たる養育者である保護者が、子育て等に過重な負担感を負うことなく、また養育される立場の子どもにも負担をかけないように、経済的、福祉的、心理的な支援を行うこと。
- 市は、子どもが年齢に合わない過度な責任や不適切なレベルのケアを迫る状況(ヤングケアラー)を認識し、子どもが子どもでいられるよう、子どもの目線に沿って子どもや家族への啓発や支援をしていくこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 現在、子育てにおいて保護者にかかる負担は大きく、多くの保護者が不安を抱えながら育児を行っています。市は、保護者が子育てや教育について必要なことを学ぶためのサポートを行うとともに、地域において孤立することのないような環境づくりを進めなければなりません。
- 市は、子育てひろばなど、保護者が安心して相談でき、集える場の提供に努めるとともに、今後の国の支援もふまえて、養育困難と思われる家庭に対して、育児負担の軽減や孤立防止のために、地域・市民との連携・協働のもとで、家事支援をはじめとした訪問支援等を行うことが必要です。
- 子どもが権利を自覚して自分らしく育つ権利を行使していくことは、保護者にとっては、子育てについての背負いこみ体質から脱却し、過剰な負担感から解放され、子どもと共に歩もうという励みになります。
- 個別のニーズを持つ子どもの保護者、家庭に対しては、関係機関の連携による、十分なサポートが必要です。
- 子育てを支えるためには、子どものうちから親になるとはどういうことかを学ぶ機会を持つことも必要です。

3) 育ち学ぶ施設への支援

(条例の骨子)

- 市は、子どもの権利保障と幸福感(ウェルビーイング)に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、育ち学ぶ施設の主体的な努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。
- 市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、施設の職員の生活と尊厳を配慮しつつ、子ども理解を深め、子どもの気持ち、意思を尊重し、支援していく実践力など専門性を高める研修、自由な研究や学習の機会を保障するとともに、必要な心理的、福祉的支援に努めること。
- 市は、育ち学ぶ施設の職員配置の改善等の負担軽減措置など、働きやすい職場環境の整備、促進に努めること。

《上記骨子の基となる考え》

- 市は、子どもの支援のために子どもともっとも長く生活を共にしている教職員、保育士等に特段の重きを置いた支援に取り組む必要があります。とくに、教職員や保育士等の専門性を高める研修を奨励するとともに、その職務上の悩みについて安心して相談できる環境を整えることが重要です。
- 育ち学ぶ施設の職員は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとした専門職の心理的福祉的支援を受けとめ、相互の専門性を尊重して、子どもの最善の利益のために連携、協働に努めることが必要です。

4) 地域・市民活動への支援

(条例の骨子)

- 市は、市民や市民団体による子どもの権利保障の諸活動を支援するとともに、子どもの権利保障の活動を行う者・団体との連携、協働に努めること。

《上記骨子の基となる考え》

- 市は、地域・市民団体への支援、事業運営におけるパートナーシップ関係を形成しつつ連携、協働して、子どもの権利の実現と普及、啓発活動の支援に努める必要があります。
- 市は、社会貢献を目的とした市民、市民団体、民生・児童委員等の活動の意義をふまえて、その活動に対して可能な経済的支援を行う必要があります。市の施策推進において、市民、市民団体、民生・児童委員等の間で積み重ねられてきた経験、実践、知恵を活かしていくことが重要です。それゆえ公民連携の子ども支援を拡充していくことが望ましいと言えます。
- 育ち学ぶ施設、保護者、地域の子どもの支援者が合同で子どもの権利についての学習と実践・経験に関する交流を継続的に行い、共通認識を持つように努める必要があります。また、それぞれの役割と限界も理解しあって、互いにカバーし合えるような関係性を築いていくことが重要です。

第5章 子どもの権利保障の仕組みを創る

1) 子どもの居場所

(条例の骨子)

(1) 空間、時間ともに自分らしく居られる居場所

- 子どもには、空間、時間ともに自分らしく居られる居場所が必要であり、選んだ居場所において安心して休む権利もあること。市は、そのような子どものための居場所づくりに努めること。
- 市は、子どもの休む権利を保障するために適切な措置を講じるよう努めること。とくに子ども自身が休息を求めている場合は、学校等を安心して休めるようにするとともに、学校外の多様な居場所、学びの場の利用促進に努めること。また、自分を取り戻すための休暇が必要な場合に学校を休むことについて、保護者や地域の理解が得られるよう、必要な啓発等に努めること。
- 市及び市民は、家庭や育ち学ぶ施設、その他多様な地域活動の場などが、子どもにとって安らげる、安心できる居場所となるように努めること。
- 市は、居場所づくりを行う地域の住民や団体に対して、活動場所の確保等の必要な支援を行うよう努めること。

(2) 子ども専用の居場所

- 市は、子どもの遊ぶ権利、自分らしく育つ権利を保障するため、地域・市民、団体との連携、協働のもとで、地域子ども館、児童館、プレーパークなど 子ども専用の居場所、遊び場等の確保及びプレーワーカー等の人材育成に努めること。
- 市は、児童期の子どもが、周りを気にしないで「やってみたい」活動を夢中で行えるような多様な居場所の整備に努めること。
- 市は、思春期、青年期をむかえた若者が自分らしく生きたい、仲間とともに活動していききたいというニーズに応じて、学校だけでなく地域において多様な居場所を整備していくように努めること。

(3) 子どもとおとな共用の居場所

- 市は、親子の居場所である0123施設など、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを維持、継続し、さらに促進すること。
- 市及び市民は、コミュニティセンターなど地域の各施設において、子どもとおとなが居場所を共用できるよう、工夫を行うよう努めること。

(4) 学校内の子どもの居場所

- 市は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備に努めること。
- 学校は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、ヤングケアラー等家庭的な負担をかかえた子ども、悩みごとを持つ子どもなどが安心して相談できる居場所の確保に努めること。
- 年齢に合わない過度の負担をかかえた子どもは、その尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保

《上記骨子の基となる考え》

(1)空間、時間ともに自分らしく居られる居場所

- 子どもが安心して生きる権利及び自分らしく育つ権利を保障していくために、子どもにとって身近な地域、学校に子どもが安心して過ごし、自分らしく居られる居場所があることが求められています。
- 今日、青少年自殺の増加をふまえて、子どもが、健康・身体の回復のためだけでなく、自分らしさをとりもどすための自由な時間を確保するために休む権利があります。また、自分をとりもどすために、安心できる学校外の居場所が必要です。
- 子どもにとって学校に通うことは義務ではなく、権利として学校に学んでおり、自らの意思で学校を休む権利があります。しかし親・保護者には、子どもを学校に通わせる義務(就学義務)があり、また欠席が入試に不利であるという理由もあって、子どもの学校を休む権利の行使を妨げる可能性があります。そのため、子どもが安心して休むことができるような工夫が求められています。
- 地域が子どもが学校を休んでいることを否定せず、受け入れることも重要です。
- 市は、地域の市民、団体との連携、協働により、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりを支援するために、これを推進する団体、個人への経済的、人的支援及び場所の確保に努めることが必要です。
- ひとりで安心して過ごすことのできない年齢の子どもを、ひとりにしない配慮が必要です。夜間ひとりになってしまう子どもの居場所についても配慮が必要です。

(2)子ども専用の居場所

- 子どもにとって遊びとは、子どもが子どもとして生きていく糧であり、子ども期に欠かせない遊ぶ権利が保障される必要があります。現状では、小学生世代のいじめの増加や、早期教育による遊ぶ時間の減少等の問題があります。小学生世代の子どもたちが、過剰なストレスを抱えることなく、遊ぶ権利を行使できるような環境づくりが必要です。
- 中高生世代の子どもは、受験等によるストレスにさらされやすい状態にあることが多いと言えます。「過度の競争主義による心身への悪影響」(国連勧告)を考慮して、受験期をむかえた中・高校生世代が安心して集い、「考える空間」、居場所が必要です(参考事例:杉並区の中高生世代専用の居場所「ゆう杉並」)。
- とくに中高生世代を中心として、家族関係の緊張が高まる中で、家庭から離れて泊まれるシェルターとしての居場所を必要とする子どももおり、こうした子どもの宿泊型の居場所についても検討が望まれます。
- 子ども専用の居場所は、そこでの過ごし方、活動の計画、運営等について、子どもの参加、自治的な運営となることが望ましいと言えます。

(3)子どもとおとな共用の居場所

- コミュニティ施設、社会教育施設(市民会館・図書館等)、その他の地域の施設は、地域の人びと共有の居場所であり、おとなと子どもとの共同利用のための工夫と努力がなされることが望ましいと言えます。
- 上記の施設の運営に当たっては、おとな(とくに高齢者世代)だけでなく、子どもの意思、ニーズを尊重し、その共生・共存の方法を検討する必要があります。

(4)学校内の子どもの居場所

- 授業中、何らかの理由で教室に入ることができない子どもなどに対して、学校は配慮する必要があります。たとえば、学校内に子どものためのフリースペースのような場所を設けることも考えられます。その際は、スクールソーシャルワーカーなど、スタッフの配置について、学校への支援が必要です。
- 学校は、とくに保健室や学校図書館等を子どもに開放するなど、居場所への配慮を行うことが望ましいと言えます。とくに保健室は、精神的な休養の場にもなりうることから養護教諭のサポート等スタッフの充実に努めることが必要です。学校図書館は、子どもの自発的な学びの場となりえます。

【補足意見】

- 子どもが安心して学校を休むための工夫の一例として、欠席扱いにならない学校公認の地域居場所学習、家庭学習などの措置が考えられますが、「子ども特別休暇」(仮称・日弁連提案:年間 10 日間程度の、欠席扱いにならない休暇)といった仕組みについても検討する余地があると考えられます。
- 一方、子どもの特別休暇制度の導入は、現行の制度上では実施が困難であるという意見がありました。また、塾のための休暇申請など混乱をまねく恐れがあり、学校現場での対応を考えると、実施は困難との意見もありました。
- 文部科学省の通知等で出席扱いにするのは、どのような場合においても何らかの教育活動を行っていることが条件となります。子どもたちの休息を保障するには、学習等の教育活動を求めないことが重要であり、出席扱いにすることは制度上だけではなく、子どもたちの休息を保障する観点からも難しいという意見もありました。
- 全ての子どもがどんな理由でも休める制度ができると、子どもたちは年間さまざまな好きなタイミングで休暇をとる可能性があります。その場合、授業を受けていない子どもたちに対して学力的なフォローを教員はしていかななくてはいけないため、教員の負担は今まで以上に増すことが想定されます。
- 学校は休む理由を把握することで、家庭、学校外で、子どもの権利が侵害されていることに気づくことができることがあります。子どもの安全を確認する目的で、登校できない理由を学校が知っているというのはとても大事であるとの指摘もありました。
- 上記のような理由から、むしろ「保護者は、就学義務があるが、子どもには休む権利があることを理解し、子ども自身が自分をとりもどす機会を保障する」というレベルの条文にとどめるべきとの意見もありました。また、生徒が日常的に生活に追われなため、<学校は宿題を出さない>方針を取り、ゆとりを確保するという方法もあることが指摘されました。
- 子どもが学校に行きたくない場合に、オンラインを活用することも一案である、との意見がありました。
- 子ども特別休暇の考え方は、社会人の休暇制度とは異なることを明確にし、教育制度上も整合性を持たせるべきとの意見もありましたが、逆に、今の社会で、社会人としても休暇制度の活用について理由なく休めない現状(結果的に「過労死」する実情)があり、子ども期から休暇制度について体験的に学んでおくこともあってよいのではないかと、との意見もありました。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

(1)空間・時間ともに自分らしく居られる居場所

- ・子どもにとっては自分の居場所があるということが一番安心する。
- ・いじめられて苦しんでいる人が安心できる居場所がほしい。

(2)子ども専用の居場所

- ・怪我をせず、のびのび遊べるように、小学生と中高生が遊ぶ公園を分けてほしい。
- ・子どもたちだけで予約や登録などをしなくても勉強をしたり、教え合ったりできる施設がほしい。
- ・小学校高学年から中学生は、遠くに行くこともできず、遊ぶところが少ないので、中学生が思いっきり遊べるような場所を作ってほしい。
- ・子どもだからといって、大人よりもルールを厳しくしないでほしい。

(3)子どもとおとな共用の居場所

- ・コミセンに小学校高学年や中学生が自由に出入りでき気軽に遊べる部屋や施設がほしい。

(4)学校内の子どもの居場所

- ・学校など社会の場で居場所を作ることが大事だと思う。
- ・習い事をしたいが、お金がないので、部活を充実してほしい。

2) 学校外の多様な学びの支援

(条例の骨子)

- 市は、普通教育機会確保法にもとづき、子どもが選ぶ学校外の普通教育、多様な学びの場を推進していくこと。その推進にあたっては、地域、民間団体の経験、実践蓄積を活かして、公民連携で進めること。さらにスクールソーシャルワーカー等が協力して、フリースクール等民間団体の幅広い連携の下に必要な情報を提供できる地域ネットワーク作りを推進すること。
- 市は、普通教育機会確保法第 13 条にもとづき、子どもの普通教育を確保していくために、義務教育段階で学校外の普通教育を選択した子どもが、学校における義務教育を受けている子どもと格差なく教育を受けることができるよう学習面、健康面、安全面及び経済面などで十分配慮すること。
- 市は、学校外の多様な学びの場においても、子どもが将来の進路に不安を感じることなく、安心して学ぶことができるような環境を整えるよう努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- すべての子どもには、義務教育段階で、無償の普通教育が必要です(日本国憲法第 26 条 2 項、子どもの権利条約第 28 条)。
- 子どもにとって大切なことは、どこで学ばかではなく、何を学ばかです。
- 子どもは、学校等の定型的な教育の場だけでなく、日常生活の中で、周囲のさまざまな環境に働きかけて多くのことを学ぶ存在です。
- 学校外の普通教育を選択した子どもも、学校における義務教育を受けている子どもと、以下のような点で格差なく公平に教育を受けられることが望ましいと言えます。
 - ・授業料・学習教材費等の負担
 - ・保健サービス(健康診断、予防接種等)
 - ・医療サービス(学校災害共済給付等の医療費、見舞金)
- 普通教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)は、2016年に成立した法律です。同法は、不登校の児童生徒が通う学校外の多様な学習の重要性及び休養の必要性を認めて、当該児童生徒及び保護者への公的支援に努めるよう求めています。

【補足意見】

- 市では、これまで、チャレンジルーム、むさしのクレスコーレの整備など、学校以外の多様な学びの場の整備は、現金給付とは異なる形で推進しています。
- 学校以外の普通教育を選択した子どもたちに対する経済的な助成を行うことについては、市が現金給付を行うための、厳密な公平性の確保が必要となります。仮に経済的支援を実施する場合、助成を受ける子ども・保護者の申請書に関して、これを認定、認証する仕組みが必要であるとの意見が出されました。
- 学校外の普通教育を選択した子どもの学びの場を提供している民間団体に対しても、運営費助成を受け民間団体の申請書の認証方法を検討することも考えられます。
- 上記の公的支援を受けるためには、普通教育機会確保法の当初案に盛り込まれていたように、当該子ども・保護者及び多様な学びを推進する民間団体は、所定の書類(「個別学習計画」等)を作成し、所定の審査機関に提出、「普通教育」としての認定、認証を受けることが考えられます。この審査機関は、教育委員会

のほか、委託を受けた民間の新制教育支援センター(学校復帰を前提としない)あるいは多様な学び関連団体も参画する審査会や中間支援機構(参考事例:韓国における学校外青少年支援センター)などが考えられます。

3) 子どもの相談

(条例の骨子)

(1) 安心してつながる、関係づくり

- 子どもの相談活動にあたる者は、子どもの尊厳及び子どもへの秘密保持義務を尊重しなければならないこと。
- 市は、市民・団体と協働して、子ども・若者の「つながり」(人間関係・信頼関係)を創る居場所づくりに努めること。
- 市は、子どもから直接相談を受けることのできる窓口を設けるとともに、子どもの個人情報を守りつつ、子どもにとって最も良い解決策を考え合うなど、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを気軽に話すことのできるような多様な相談の場づくりを推進すること。
- 市は、子どもからの相談を受けた人が、必要に応じて子どもを適切な支援、救済につなぐことのできるよう、相談に係わる人たちのネットワークづくりを推進すること。

(2) 学校における居場所と異種専門職による相談活動

- 学校は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、協働のもとで、子どもが安心して相談できる「つながり」(人間関係・信頼関係)を創る居場所の設置に努めること。
- 子どもが安心して相談できる基本条件は、子どもの個人情報の守秘であり、子どもが抱えている課題の解決に学校内及び学校外の機関との情報共有が必要な場合は、必ず当該子どもの同意が得られなければならないこと。
- 学校は、上記の子どもへの守秘義務を担う心理・福祉職の専門性に配慮し、その職務の独立性及び子どもの最善の利益に依拠した第三者的な立場を尊重するとともに、教育職との連携・協働の促進に努めなければならないこと。

(3) 虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもの相談

- 市は、虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもが、安心して相談でき SOS を出して適切な救済につながるように、子どもへの権利学習の機会を設けるとともに、子どもがダメージを受けていることに気づくことのできる支援者の養成、配置に努めること。
- 市は、ダメージを受けている子どもが「安心してつながる」ツールの開発に努めなければならないこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

(1) 安心してつながる、関係づくり

- 子どもは、身近な居場所において、困りごとや不安に感じることを気軽に話すことのできるような信頼できる人、安心できる人などを求めています。
- 子どもとの関係づくりの際は、たとえば言葉をうまく話せない乳幼児の気持ちを読み取ったり、受け止めたりするなど、支援者が子どもの気持ちに気づくことができることも大切です。
- 言葉の不自由な障害のある子どもや外国にルーツをもつ子どもも相談しやすいような環境づくりが必要です。

○子どもへのヒアリングでは、子どもにとって「話を聞いてほしい」場合と「解決してほしい」場合があるという意見がありました。おとなは、解決のために大げさに動いてしまうことが多く、困ってしまうこともあるとの声もありました。

○子どもへの守秘義務を尊重しつつ、子ども本人の了解のもとで、「解決」に必要な情報の共有(たとえば、ケース会議等)がなされるよう努めることが求められています。○相談の際は、相談内容の守秘義務だけではなくて相談すること自体が他人に知られない仕組みも必要です。

(2)学校における居場所と異種専門職による相談活動

○学校における相談員の存在を、子どもたちに分かりやすく伝える必要があります。

○市は、学校における相談活動の充実のため、十分な相談員の配置などに努めることが望ましいと言えます。

○学校は、子どもへの守秘義務(個人情報の保護)を尊重するとともに、子どもを必要な支援につなぐことができるよう、それぞれの相談の場と、市や関係機関の間で、スムーズに連携できる関係の構築に努める必要があります。公認心理師法にもとづく「連携義務」(第42条)は、子どもへの「秘密保持義務」(第41条)を損なわない範囲での「連携」にとどめるべきであり、連携上必要となる個人情報の共有に際しては、必ず当該子どもの同意を得るものとしなければなりません。

○いじめ等の事件解決のために、教育、心理、福祉職等は、子どもの個人情報の共有を前提とした実践的解決の場(例えば、ケース会議・事前アセスメント)を確保する必要があります。その場合も、当該子どもの同意を得ることが必須条件となります。

(3)虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもの相談

○ダメージを受けて「誰にも相談できない」子どもが助けを求められるように、市民、民間団体とも協働して、権利学習、SOS学習を推進することが必要です。児童養護施設(里親家庭も)に普及してきた「子どもの権利ノート」の学校版も必要になっているように思われます。

○ダメージを受けて「誰にも相談できない」子どもが、SOSを出せずに苦しんでいることを察知して、その権利侵害を発見し、権利救済につなぐ支援者の養成と配置が必要です()。

○ダメージを受けている子どもが「安心してつながる」ツールとして、インターネットを利用した、チャットやメール、LINE等のアプリの活用が考えられます。

【補足意見】

○子どもが安心して相談できるためには、相談を受けた職員が子どもとの秘密を守らなければなりません。「集団守秘義務」といった俗説を建前に子どもへの守秘義務を放棄しないことが重要です。ただし、学校は子どもへの守秘義務を尊重しながら、子どものかかえた問題、課題の解決のために市や関係機関との連携のための個人情報共有を行う必要があり、そのためのルールづくりを行わなければなりません。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

(1)安心してつながる、関係づくり

・少しでも、「これって正しいことなのかな？」と疑問に感じたら子どもだけで利用できる相談所があるといいな、と思う。

・いじめは無くならないと思うので安心感のある相談所があるといいと思う。

- ・知らない人に、困っています、助けてなどは、言わないと思う。困ったときは 友達やお母さん、お父さんに、相談しましょう、などを呼びかけたほうが良いのでは。
- ・学校や市役所などの施設に相談するのは、なかなか難しいので、市や学校から PC でアンケートを送ってもらえれば相談しやすい。
- ・もっと気軽に相談できるようにしたい。例えば、一ヶ月に一回、相談室に困っていること以外でも、お話しに行くなど。
- ・子どもの相談内容は個人の情報だから、相談を受けた人は子どもの秘密を守るようにするのがいいと思う。
- ・とても良いと思うが、もし自分の心の中だけで閉じ込めて窓口などで話しにくい人がいたらどうするのかも書いてほしい。
- ・相談に関しては電話だけとかではなく、他にも色々な手段(インターネット上のチャットや手紙、メール等)で相談できるようにしたほうが良い。
- ・名前や小学校や年齢も(顔なども)相談をする相手にも言わない無料の電話の相談窓口なども必要だと思う。

(2)学校における居場所と異種専門職による相談活動

- ・相談窓口には相談しづらいので、まずはスクールカウンセラーや先生への相談などから始めればよいと思う。

4) 子どもの意見表明・参加の支援

(条例の骨子)

(1)子どもの意見表明・参加が成立する環境の整備

- 子どもに関係のあることを決めるときは、おとなが一方的に決めるのではなく、子どもの意見を聴き、かつ意見を尊重するように努めなければならないこと。
- 子どもは、マイノリティ化の中で意見を言いにくい環境にあることを配慮して、意見表明・参加について支援を受ける権利があること。
- 市は、子どもが意見表明・参加のスキルを学び、自立的に参加できるように支援すること。
- そのために、子ども参加についてのファシリテーター、子どもアドボケーター(とくに社会的養護分野で活動が期待されてきた意見表明支援員)を養成、配置すること。ファシリテーターは、子どもの意見表明・参加が尊重され、参加することの楽しさを味わえる環境の整備に努めること。
- 市・市民及び支援者は、子どもアドボケーター(意見表明支援員)のサポートを得て、その年齢や障害、外国にルーツをもつことその他の理由によって、自分でうまく自分の意思を伝えられない子どもについては、意見形成、意見表明及び意思代弁の支援に努めること。
- 市は、子どもから出された意見を聞き置くのではなく、その結果の反映に努め、あるいは反映できなかった際の説明責任を果たすべきであること。
- 子どもは、意見表明・参加をしたことにより、孤立するなど、不利益を被らないこと。

(2)子ども市民としての参加—子ども会議等の設置

- 市は、子どもに関する政策を決めたり、計画を策定・実施したり、実施した結果を評価するときには、おとなの市民と同じように、子どもにも市民として意見を表明し、提言する機会を設けるように努めなければならないこと。
- 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために、子どもが市民として意見表明・参加し、市政へ意見提言し、かつ自ら実施に携わっていくために、子どもを構成員とする、協議のための仕組み(子ども会議)を作るほか、審議会等の計画策定の委員として、あるいはアンケート調査、インタビュー、意見箱等の多様な方法で子どもの意見を聞きながら、子どもの社会参画を推進していくこと。
- 学校は、上記のような子どもの社会参画を促進していくため、部活などの柔軟な運営等を通して子どもが地域に参加しやすい環境の整備に努めること。()

(3)構成員(パートナー)としての参加

- 育ち学ぶ施設の管理者は、施設運営について、子どもがパートナーとして直接的に参加(参画)することを推進していくこと。
- 市は、育ち学ぶ施設の運営に関して、子どもが主体的に参加できるような支援の仕組みづくりを推進すること。
- 市は、子どもが利用する公共施設等について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、もしくは参画できる仕組みづくりに努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

(1)子どもの意見表明・参加が成立する環境の整備

- 子どもには、意見表明・参加の権利があります(子どもの権利条約第12条、第13条、こども基本法3条3項・4項ほか)。
- 子どもには、市民として市の政策、まちづくりに意見を述べ、参加する権利があります。
- しかし、今日の日本の子どもは、少子高齢化の中で、圧倒的なおとな社会の影響下にあり、かつ数においても総人口の10分の1程度のマイノリティの位置に立たされています。そのため、コロナ禍の中の子どもの処遇等を含めて、子どもの問題でありながら、ほとんどおとなから意見を聴かれることなく、おとなが一方的に判断する社会になっています。
- したがって子どもは、マイノリティとして意見を言いにくい環境にあることから、意見表明・参加について支援を受ける権利があります。社会養護の領域から発展してきた子どもアドボカシー(意見形成支援等)は、一般の子どもの社会参画の機会を保障へと広がっています。
- 子どもの意見表明・参加の権利保障とは、その子どもの気持ち、意思が尊重され、意見表明にとどまらず、その意思の形成、場合によっては、その子どもの気持ち、意思の代弁までを含むものであり、最終的には、意思決定への参加(関与)、共有までを含みます。○子どもは誰でも生まれながらに人間としての意思をもっています。子どもは意見表明・参加しようという意欲や力はあるものの、ないのは参加の機会であり、経験です。現代社会においては、子どもには意見表明・参加する機会や経験が圧倒的に少ないことをふまえて、意見表明・参加の機会が確保すると同時に、意見表明・参加に欠かせないスキル及び知識・情報等について学ぶ機会が確保される必要があります。
- 未就学の乳幼児や、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもその他の理由により、自分でうまく自分の意思を伝えられない子どもについては、意思表示支援が必要不可欠ですが、身近な保護者や支援者がその子の思い、気持ちを汲み取ることを通して、その人間としての意思を表示もしくは代弁することが必要です。国レベルでは、児童相談所の一時保護に際して、子どもの意思形成・代弁支援者(アドボケータ)を置く動きがあることに注目しておく必要があります。

(2)子ども市民としての参加—子ども会議の設置

- 子どもが社会参加を行うためには、放課後の時間を活用することが必要です。そのため、学校では、部活動のあり方の見直しも含めて、子どもが社会参加しやすい環境を整える必要があります。
- 子どもが、市民として市政について意見を述べるためには、一定の仕組みづくりが必要です。そのために、市の既存の取り組み(Teens ムサカツなど)を継承、発展させた、子ども会議を設置することが考えられます。

(3)構成員(パートナー)としての参加

- 子どもの権利の観点からは、育ち学ぶ施設の運営に、子ども自らが参加することが重要です。
- 世界の趨勢も踏まえると、育ち学ぶ施設の運営協議に、可能な限り子どもの参加を取り入れていくことが望ましいと言えます。そのため、育ち学ぶ施設の管理者は、当事者である保護者、地域住民、子どもに対して施設運営に関する情報を提供し、職員と共に四者での合議の運営協議を行う場を設けることも考えられます。

【補足意見】

- 条例に依拠した子ども施策、計画だけでは、いま直面している子どもの権利侵害に対して十分に対応する

ことはできません。子どもの権利目線で、日常的に子どもたちが行政、学校、社会に対して意見提言していくことが重要と思われます。

- 子どもは、往々にして、おとな社会の期待、意向に応えようと頑張り、おとなの期待に合うように自発性を装って「忖度」する傾向があり、そのような見せかけ、操りの参加から脱却して、本音の参加、真の参加に至るようにサポートするために、子ども参加ファシリテーター、子どもアドボカシーの存在と役割があると考えられます。
- 学校内の子ども参加のサポートは、児童会・生徒会顧問ほかの教職員のほか、学校配置への移行を前提として、スクールソーシャルワーカーの協力を得ることが望ましいですが、将来的には、子ども参加ファシリテーターや子どもアドボカシー等の研修、養成講座を開設して専任できる職員を養成すべきです。
- 自治体の支援で子ども会議を開催している地域もあるが、必ずしも成功しているとはいえない、との意見もありました。
- 子ども会議の設置は、子どもを送り出す学校現場の過重負担を招く恐れがあり、現行の児童会、生徒会、あるいは市民科の取り組みを充実させることで十分、との意見もありました。
- 現在、武蔵野市では、保護者や地域住民の参加を求める学校運営協議機関の設置が準備されており、子ども参加については、子どもの声を聴く機会を設けることについて検討する予定である、との意見も出されています。骨子案においては、現在進めている上記の施設運営の制度改善の努力を尊重しつつ、近い将来、子どもが学校のパートナーとして参加できる方向に検討できる余地を残すべきであること、とくに生徒会、児童会において学校のあり方を考えるなど、既存の自治の仕組みの中で子ども参加の実践ができることから、施設運営に生徒会、児童会の参加を求めることも考えられるとの意見がありました。学校教育法施行規則レベルでの三者協議組織(教職員・保護者・地域住民)に加えて、本条例に依拠した子どもの意見表明・参加の権利保障の仕組みとミックスした四者協議の場を設ける方向に検討を進めることも考えられます(欧米の「学校協議会」がモデルとなります)。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

(1)子どもの意見表明・参加が成立する環境の整備

- ・大人が子どもの意見を尊重し、しっかり子どもと向き合ったという経験は、子どもにとっても今後の人生に大きく関わると思う。
- ・将来について親や先生など年上の人からのアドバイスはほしいけど、自分の将来は自分で決めたい。
- ・もう少し自由に子どもが意見を発信できるように意見箱やホームページを作ったり、月1～2回程度アンケートをとってほしい。
- ・市の政策や計画に子どもの意見を聞くことはいいと思う。
- ・子どもは親に対して自分の意見を言えないので子どもと大人が対等な立場になって親とも話し合えるようにしたい。
- ・小学生でも「Teens ムサカツ」のように意見を実行委員として自由に言える場がほしい。

(2)子ども市民としての参加—子ども会議の設置

- ・子どもが意見を表し、もっと政治に関わっていけるようになれば良い。
- ・ムサカツなどの活動をもう少し多く行った方が良い。

(3) 構成員(パートナー)としての参加

- ・いじめや差別などをなくし、学校の皆が仲良く安心して学校生活を送れるようなルールを子どもの意見を聞きながら作ってほしい。
- ・子どもが先生に自分の意見を言えるような雰囲気を作してほしい。

5) 個別のニーズを持つ子どもへの支援

(条例の骨子)

○子どもは、その置かれた状況に応じて、個別のニーズと配慮にもとづく支援を受けることができること。

《上記骨子の基となる考え》

- 家庭に様々な負担をかかえている子どもが、安心して相談でき、学ぶことができるように配慮することが必要です。
- 子ども及びその家族が、国籍、民族、言語等において少数者としての立場にあるときは、これに配慮して、その文化的アイデンティティを尊重しつつ、自国の文化を享受し、学習し、表現していくことを支援する必要があります。多様性の時代にあって、多様な文化や民族性を肯定するような社会の実現に努めることが重要です。
- 障害のある子どもが、尊厳をもって生きること、社会的に自立できること、地域で共に生きていくことができるようにサポート体制を構築し、学びの場の自由な選択など教育、生活の場面における子どもへの合理的配慮の推進を図らなければなりません。
- 自分で発話できない子どもは、必要なサポートをうけて、その人間としての意思を伝えることができるようにすることが必要です。

【補足意見】

- 上記考えは主な事例に留まっており、そのほかにも多様な個別ニーズがあり、そのための支援が必要です。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・子どもは、一人一人にあった支援を平等に受けることができたら良い。
- ・色々な子どもが他の子どもの特徴的な行動や、障害のある人の気持ちをしっかり考えられていく子どもたちになるのを支援したほうが良いと思う。

6) おとなへの移行支援

(条例の骨子)

- 市は、「おとなへの移行期」として 18 歳を超える若者支援へのつながりを重視し、市民、民間団体とも連携、協働して子ども・若者の相談に応じる居場所支援、社会的自立を促進するための自立支援、就労支援等を行うこと。
- 市は、子どもが進学・就労した後も、継続して相談を行えるような環境を整えるよう努めること。

《上記骨子の基となる考え》

- 子どもが自分を見失わないためには、仲間やスタッフに安心して相談することのできる居場所のあることが重要です。市は、居場所のスタッフや、ボランティアが継続して活動することのできる環境づくりに努める必要があります。
- 職業の選択、進路・就職等において子ども・若者の意思が尊重され、自分を見失わないように、必要な居場所、安心して相談し合える仲間、スタッフが準備されていることが重要です。
- 諸事情により家庭的環境を奪われた若者、何らかの事情により引きこもりの状態にある若者、障害や貧困による困難、就労等における困難をかかえた若者の居場所支援は、18 歳を超えても継続する必要があります。
- 18 歳に達した高校生等についての成人としての諸権利(政治的権利その他)の保障などについてバックアップし、成人期を迎える若者が自信をもって社会で生きていくために必要な支援を行うことも必要です。

【補足意見】

- 貧困など自分が置かれている家庭環境に悩み、また将来への不安を抱えている若者が、安心して相談でき、自立していくために、必要な環境を整え、市と市民、団体が連携して情報共有していくことが重要です。
- 武蔵野市の子ども・若者が、地域共同体的なかで共に生き、支え合っていくための環境を整え、自立の力とは、一人で生きていくことではなく、人びとと共に支え合っていける力であることを経験的に学ぶ機会を持つことが重要です。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・おとなになるための支援ってどんなことをするのか気になる。
- ・子どもが大人になるときに、自信を持って社会で生きていくための支援を受けること。
- ・子どもが大人になるために税金や仕事(職業)、法律やメディアリテラシーについて詳しく教える教室を開くのがいいと思う。
- ・18 歳成人になり自由が増える一方、契約など責任が伴うため、世間のことを知らずになんとなく成人することが少し不安なので、成人になることについてよく理解できる場が増えたらいいと思う。

第6章 子どもが安心、安全に生活していくために

1) 子どもの事故の防止、事後対応

(条例の骨子)

- 育ち学ぶ施設の設置者・管理者及び職員は、子どもが安心して生活し、かつ自発性を損なわないように安全配慮を行うこと。あわせて、各種安全基準をふまえ、子どもの意見も聞きつつ安全計画を立て、定期的な安全点検、管理を行うこと。
- 不幸にして事故が発生した場合は、被害者・家族との意思疎通、情報共有を図り、その意向を尊重しつつ、事実の解明、原因究明、再発防止に取り組むこと。

《上記骨子の基となる考え》

○子どもは、日々チャレンジしながら生活を送っています。子どもは、チャレンジして失敗することもあります。その失敗が大きな怪我にならないように、迅速に安全措置を講ずることが必要です。

【補足意見】

- 育ち学ぶ施設は、事故に際しては、迅速に対応し、救急車を呼ぶなど地域の救急医療を活用する必要があります。
- 冒険遊び場(プレーパーク)では、自主性を損なわない安全配慮、「自分の責任で、自由に遊ぶ」というスタッフの実践認識があることが注目されています。
- 2016年3月31日、文部科学省は、各都道府県教育委員会教育長あてほかに、『「学校事故対応に関する指針」の公表について』を通知しました。この通知にある文科省「学校事故対応に関する指針」には、「学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。」【同指針 2-2-(2)】と指示され、また学校設置者は、「被害児童生徒等の保護者の要望がある場合」あるいは「教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合」には、「詳細調査」(第三者調査委員会に相当)を行い、原因究明に当たること【同指針 3-3-(2)】とあります。このような学校事故には、いじめ、体罰など過失事故以外の事故も含まれています(学校保健安全法)。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・複雑な曲がり角などでは事故などが起こりやすいので安全に通れるようにするために、カーブミラーなどの設備を増やしてほしい。
- ・信号の青の時間が短く、小さい子どもや足の悪い人が渡り切るのが大変で最悪事故につながる可能性がある。

2) 子どもの尊厳を傷つける暴力の防止

(条例の骨子)

- 子どもに対する身体的または精神的な暴力はあってはならない行為であり、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であること。
- 市は、子どもがどのような暴力も受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。
- 市は、体罰や精神的暴力も権利侵害であることについて、保護者や育ち学ぶ施設の職員が自覚していくことができるよう、必要な研修等に努めること。

《上記骨子の基となる考え》

- 子どもへの暴力は、身体的な暴力だけではなく、いじめ、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、過剰な叱責や心を傷つけるハラスメントなど、精神的な暴力も子どもの権利侵害に当たります。
- 学校や家庭等における教育の視点から発生するハラスメントは、加害者が、子どもの権利侵害を自覚していないことがあります。
- しつけや教育的指導といった名目で子どもに対して体罰を加え、または子どもの心、品性を傷つけるような叱責等を行うことも、子どもへの暴力に当たります。
- 子どもに対する暴力を未然にふせぐために、必要な教育や啓発が行われる必要があります。

【補足意見】

- 子どもに対する暴力は直ちに止める必要がありますが、ただし精神的暴力の場合は直ちに止められない場合があります。精神的な被害は立証が困難なことが多いためです。その場合は、子どもオンブズパーソン、スクールソーシャルワーカー、児童相談所など第三者的な立場からの調整活動により、加害者が子どもに対する加害行為の権利侵害を自覚し、加害行為を止めるように促し、救済が行われる必要があります。

3) 虐待の防止

(条例の骨子)

- 子どもへの虐待は、本条例に定める子どもの権利を侵害する行為であること。
- 市は、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき、子どもが安心して暮らせる環境を整えること。
- 子どもには、あらゆる暴力から守られる権利があり、虐待など暴力を受けそうになった時には、自ら逃げる権利があること。
- 市は、児童相談所をはじめとした関係機関や市民、民間団体と連携し、暴力から逃げてくる子どもが一時的に避難できるような体制を整える必要があること。
- 市は、虐待を行う、または行うおそれのある保護者に対し、適切な支援を行うこと。

《上記骨子の基となる考え》

- 市は、子どもへの虐待を認めた場合は、手遅れにならないように、迅速に関係機関、子どもオンブズパーソン等につなぎ、その子にとって最も良い解決策を見出せるように支援する必要があります。
- 子どもはあらゆる虐待から守られなければなりません。もし虐待が起きた場合は、直ちに子どもを守る体制を作る必要があります、かつ虐待を未然に防ぐことのできるような取り組みが重要です。
- 子どもへの虐待の防止、対応に当たっては、関係機関の連携が十分図られるよう、日頃からのネットワークづくりが重要となります。
- 市は、虐待の連鎖を止めるために、子ども家庭支援センター等による支援のほか、民間団体(参考事例:子どもの虐待防止センター)とも連携、協働しつつ、親、保護者に子育てについて必要な学びの場を提供するとともに、その抱えているストレスを和らげるなど虐待傾向の親・保護者の立ち直り支援に取り組むよう努める必要があります。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・大人の子どもに対する暴力的な発言や暴力を防止する。
- ・いじめ、虐待を防ぐために学校や保育園の先生に最低でも2ヶ月に一回はいじめや虐待がなかったか聞き込みをする。
- ・いじめや虐待などが起きたときに子どもが大人に相談することができないときにどういう対応をするのか。
- ・親から虐待を受けることもあり、子どもは疲れているのだから、もう少し休む時間がほしい。
- ・世の中には、悪い大人、正しいことがわからず大人になってしまった子ども、守られるべき命が守られなかった子どもなどが多くいるので、子どもの権利や自由そして、安全を守ることは、絶対に大切なことだと思う。

4) いじめの防止

(条例の骨子)

- 子どもへのいじめは、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であり、誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけないこと。
- 市は、子どもがいじめを受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。
- 学校は、子どもが安心できる場でなければならないこと。
- 市は、いじめを行った子どもに対しても、いじめを止めることができるよう、適切な支援を行うこと。
- 教育委員会は、学校でのいじめの防止に関する基本方針を定め、学校でのいじめ問題について協議するため、関係者による協議会を設置すること。
- 教育委員会、学校は、学校でいじめが発生した場合、その内容について調査を行うこと。
- 学校でいじめに関する重大事態が発生した場合、教育委員会は事実関係等について必要な調査を行い、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重した上で、調査結果を公表する必要があること。また、市長がその報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、第三者的な立場の調査委員会を設置すること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 子どもへのいじめがあった場合、直ちにいじめを止め、子どもを守らなければなりません。
- いじめを受けた子どもが、その後の学ぶ権利を侵害されてはなりません。○学校は、いじめから子どもを守るという視点だけでなく、人権教育の視点から、子ども自身が主体的にいじめについて考え、解決を図ることが大切であり、そのことにより子どもたちが、人権、自由の相互承認、尊重の感度を高めることにつながることを認識して、最新の権利学習を推進するよう努める必要があります。
- いじめなどの具体的な課題解決を図ることから子どもへの権利学習を行う必要があります。学校は、保護者、地域とも連携して、いじめ防止授業など子どもへの必要な権利学習、支援を行い、いじめの予防に努めなければなりません。
- いじめに関する調査については、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重することが重要です。
- いじめに関する重大事態について、市長が第三者的な立場の調査委員会を設置する際は、その第三者性の確保が重要となります。たとえば、子どもの権利を守る専門機関である子どもオンブズパーソンが、調査委員会の人選を行うことも考えられます。

【補足意見】

- いじめが起こる背景として、子どものストレスが考えられます。子どもがストレスを過度に感じることなく楽しい学校生活を送ることができるような環境づくりが必要です。
- 差別やいじめが無意識で行われているということ、自分も分からずにやっつけてしまっているかもしれないということを認識したほうがいい。

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・相談窓口まで行くのは勇気がいるので、相談しやすい場所をつくってほしい。
- ・いじめについてのことは、すごく深刻なことなので、もっとしっかりと体制を整えてほしい。
- ・いくら教材や専門授業で意識したように見えても、激しすぎるいじめが描かれている事が多いので、本当のいじめはどこからなのか、そしてどういうものなのかということをしっかり学ぶ機会があったほうがしっかり意識することができるのではないかと。
- ・実際にいじめは治らないから、いじめかなと思ったら大人がすぐにやさしく止める事が一番大事。
- ・本人はいじめと感じていないけれど他人から見たらいじめということが多発している。
- ・いじめが起きたとき、それをだれかだけが抱えこまないように、教育委員会などに適切な報告がいくような組織をつくってほしい。
- ・いじめをしてしまう人もストレスや悩みを抱えているかもしれないので、心のケアをできるようにしたほうが良いと思う。
- ・いじめられても、ガマンして学校に行くか、死ぬしかない
- ・いじめだけでなく、ちょっとした意地悪、嫌がらせや陰口などを間接的に聞いて誰かが傷つくような行為をなくせるような武蔵野市にしてほしい。
- ・青少年の引きこもりはいじめが主なきっかけであると思うので、若年層の引きこもりに対する支援も考慮に入れてもいいと思う。

5) 子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み—第三者的相談救済機関の創設

(条例の骨子)

(1) 子どもオンブズパーソンの設置

- 市は、本条例に定められた子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員。以下「オンブズパーソン」と言う。)を置くこと。
- オンブズパーソンの定数は、3人以内とすること。
- オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱すること。
- オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げないこと。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができること。
- オンブズパーソンは、子どもの権利を守るため以下の職務を行うこと。
 - ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
 - ②子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
 - ③子どもの権利の侵害について、関係機関や当事者間の調整及び要請を行うこと。
 - ④子どもの権利保障を妨げている制度への改善・要請の提言を市に行うこと。
 - ⑤改善・要請を行った提言に関して、市の対応状況等について公表すること。
 - ⑥子どもの権利擁護に関し、権利学習の促進等、普及・啓発を行うこと。
- 子どもが「つらい」「苦しい」「怖い」などと感じた時は、権利侵害の自覚がなくとも、誰であっても、直接、オンブズパーソン又は相談・調査専門員に、相談することができること。
- 市は、オンブズパーソンの独立性を尊重しなければならないこと。
- 育ち学ぶ施設その他の関係機関は、オンブズパーソンが行う調査や調整に対して全面的に協力すること。
- オンブズパーソンは、毎年度、その活動の内容を市長に報告すること。報告を受けた市長は、その内容を公表すること。

(2) 相談・調査専門員の設置

- 市は、オンブズパーソンを補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」と言う。)を置くこと。
- 相談・調査専門員は、子どもや市民、関係機関からの相談に応じ、必要に応じて内容をオンブズパーソンに報告すること。

(3) 権利擁護に係る手続き等

- 市は、オンブズパーソンによる子どもの権利擁護の具体的な手続き等について、別途定める必要があること。

≪上記骨子の基となる考え≫

(1) 子どもオンブズパーソンの設置

- 子どもの権利が侵害された場合、直ちに救済されることが重要ですが、通常の生活の中で権利の侵害を止めることができないとき、第三者的な立場の機関が、子どもの権利を救済することが必要です。そのための機関として子どもオンブズパーソンを設置する必要があります。
- オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を守ることを基本として、救済へつなぐことを前提に子どもへの相談支援を行います。また、立場や考え方の違う当事者や関係機関に対する調整活動を行い、権利を侵害されている子どもを救済します。
- オンブズパーソンがその機能を発揮するためには、オンブズパーソンに必要な権限が与えられていることが重要です。そのため、オンブズパーソンが実施する調整、調査活動等には、育ち学ぶ施設や関係機関は全面的に協力する必要があることを、条例で規定する必要があります。
- 子どもへの権利侵害を防ぐためには、子どもや市民、関係機関に対する、子どもの権利に関する普及・啓発、学習と研修が必要であり、子どもの権利文化の醸成が必要になります。
- 上記のような子どもの権利の普及・啓発は、権利の侵害を受けた子どもが助けを求めてよいことに気づき、オンブズパーソンに救済を求めるようになることにもつながります。こうした普及・啓発の役割は、オンブズパーソンが担うことが望ましいものです。
- 子どもの権利を守るためには、個別の事例について、救済措置を行うだけでなく、必要に応じて市の制度等の改善について意見提言、提案することも必要です。

(2)相談・調査専門員の設置

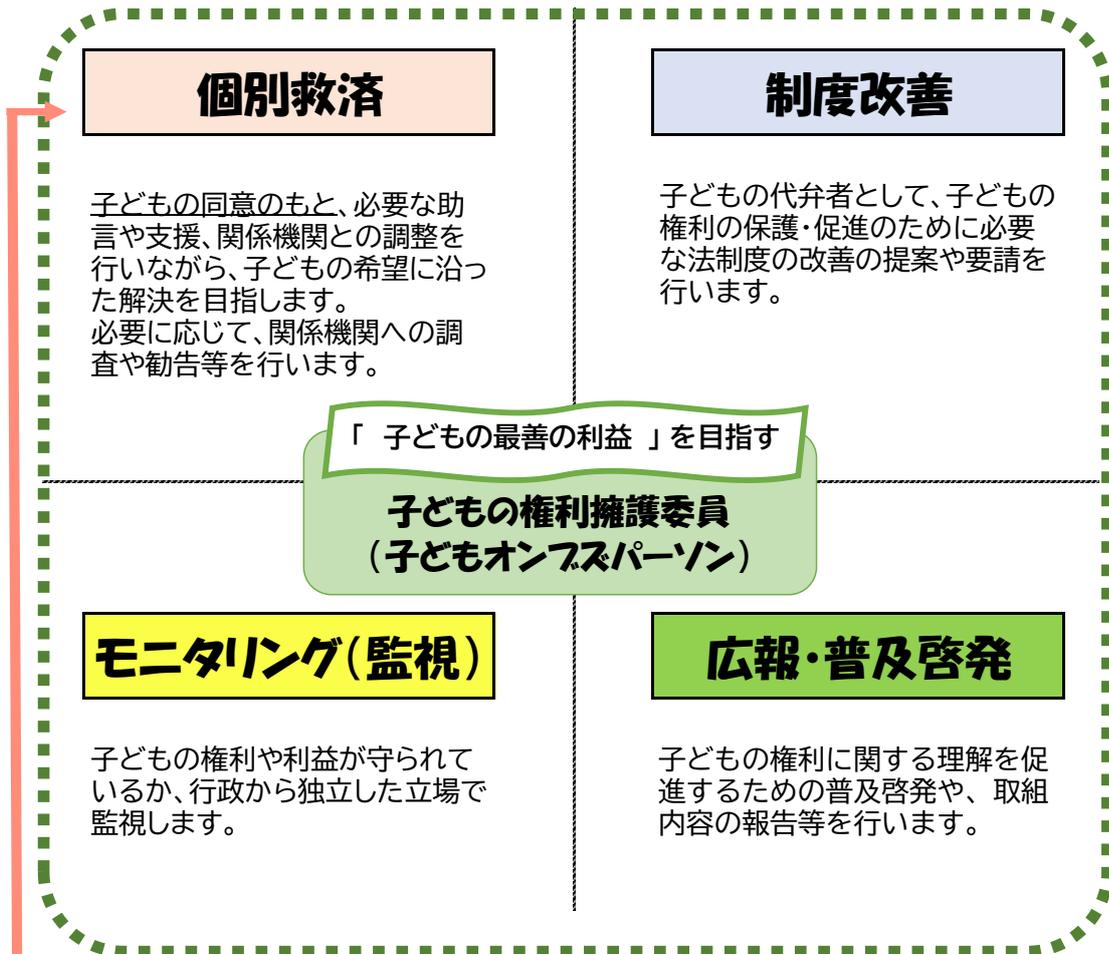
- オンブズパーソンが十分効果を発揮するためには、オンブズパーソンの職務遂行を補佐する、常設の相談・調査専門員の設置が必要です。

(3)権利擁護に係る手続き等

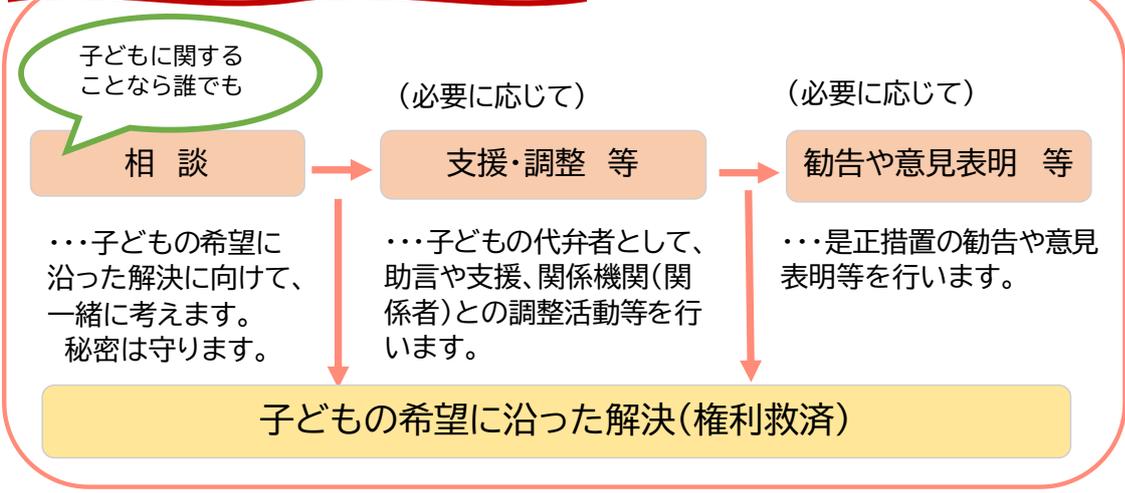
- オンブズパーソンによる子どもの権利擁護が、具体的にどのような手続きにより行われるかについては、市が別途定める必要があります。また、オンブズパーソンを所管する組織についても、市としての考え方の整理が必要です。
- 学校でいじめに関する重大事態が発生した場合に、市長が必要と認める場合は第三者的な立場の調査委員会を設置することになります。この場合、同じように第三者的な立場で子どもの権利擁護にあたるオンブズパーソンが、どのように関与するかについて、市は別途考えを整理する必要があります。一例として、オンブズパーソンが、調査委員会の人選を行うといった関与の方法も考えられます。

※子どもオンブズパーソンの概要については、次ページ参照

【子どもオンブズパーソンの概要】



個別救済とは ~解決までのイメージ~



※いじめの重大事態発生時の第三者調査において、子どもオンブズパーソンが具体的にどのような形で関与するかについては、今後要検討。

第7章 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展

1) 子ども計画の策定方法

(条例の骨子)

- この条例にもとづく子ども計画の策定方法については、既存の「子どもプラン武蔵野」をもとにして条例の推進計画となるように努めること。
- この条例にもとづく子ども計画の策定主体は、既存の「子ども施策推進本部」(市長を本部長とする庁内組織)とし、同推進本部のもとでプランを策定すること。

※条例の推進体制については、50 ページ参照

2) 子ども計画の推進方法

(条例の骨子)

- 計画の推進方法については、「子ども施策推進本部」のもと市の各担当部署が推進すること。

※条例の推進体制については、50 ページ参照

3) 子ども計画実施結果の評価・検証方法

(条例の骨子)

- 計画実施結果の評価・検証は、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議)や本条例で規定する子ども会議及び子どもオンブズパーソン等において実施すること。
- 子どもプラン推進地域協議会はあくまで計画段階の評価検証を行うもので、上位にある条例の施策評価を行うためには不十分であるとの意見もあったことから、将来的には、別に、独立した第三者の施策評価検証を行う機関を設置することも考えられること。

《上記骨子の基となる考え》

- 子どもの権利に関する条例はどれだけ実効性を確保できるかによってその評価が決まります。
- 条例にもとづく子ども計画、施策、仕組み等の実施結果の評価・検証においては、条例上の計画、施策や仕組みが実質的に子どもや子どもの現場に届いているのかを確かめることが重要です。
- 市としての計画施策評価(自己評価)のほか、子どもたち、家庭や育ち学ぶ施設、子ども支援に取り組む地域・民間団体等の声(充足・満足度等)を反映させた子ども施策独自の評価・検証方法が求められます。
- 子ども会議における市の子ども施策への子どもからの意見提言は、市としての施策評価・検証の一環として位置づけることが大切です。
- 上記のような施策評価・検証方法をふまえて、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議)や、子ども会議、オンブズパーソン等において実施することが適切です。ただし、子どもプラン推進地域協議会については、あくまでも子どもプラン全体の評価・検証を行う機関であるため、本来は、子どもの権利に関する独自の第三者的評価・検証システムが設けられることが望ましいと言えます。
- 評価の際は、一般的に行政で実施されているPDCAサイクル(企画立案 Plan→実施 Do→評価 Check→見直し・改善 Action)による事業・施策評価方法に加えて、子どもの権利保障に独自の評価・検証方法を加えることが求められます(ユニセフの認証評価の提唱、国連子どもの権利委員会方式など)。

※条例の推進体制については、50 ページ参照

◆聴いてみたい！子どもたちの声

- ・早く条例の考えを実現させてほしい。
- ・素晴らしい条例だが、すべての子ども達に実現させるのはとても難しいことで、どうすれば、すべての子ども達が権利を持てるのか、考えることが大切だと思う。
- ・条例の考えを実現するための取り組みは具体的にどのようなことをしているかが可視化できるようにしたらどうか。

【条例の推進体制について】

1 子どもの権利に関する条例と計画の関係について

条例：子どもの権利に関する市の基本的な考え方を示すもの

計画：条例の考え方を実現するための、計画期間における具体的な施策を示すもの

※具体的な施策・事業は、原則として条例ではなく計画に記載する。

2 条例の推進体制に関する条例上の記載項目についての考え方

(1) 計画の策定方法について

- ・既存の「子どもプラン武蔵野」を条例の推進計画とする
- ・既存の「子ども施策推進本部」（市長を本部長とする庁内組織）のもとプランを策定する（子どもプランの策定方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P3 参照）
 - ※「第六次子どもプラン武蔵野（令和7～11年度）」から条例の内容を反映する。具体的な内容は条例制定後「第六次子どもプラン武蔵野」の策定時（令和5～6年度）に検討する。
 - ※第六期長期計画・調整計画（令和6年度～）等、その他の市の計画についても条例の内容をふまえて策定する。

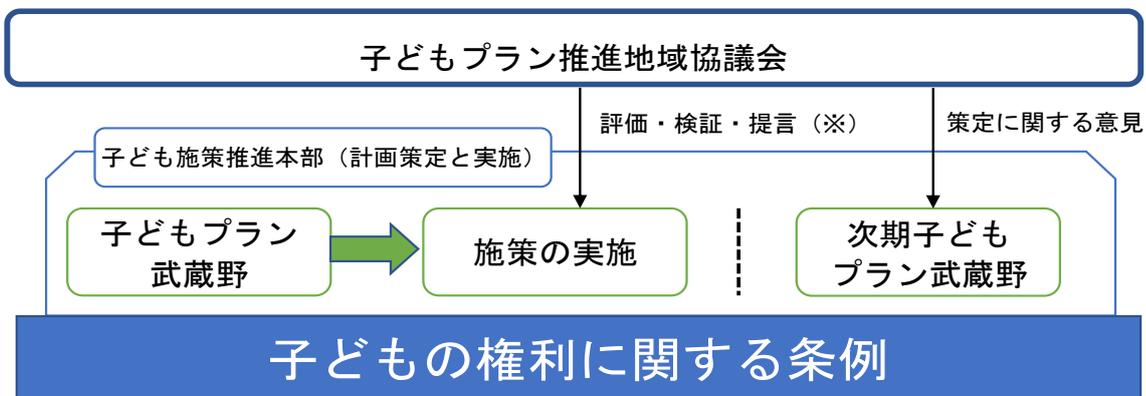
(2) 計画の推進方法について

- ・「子ども施策推進本部」のもと市の各担当部署が推進する

(3) 計画実施結果の評価・検証方法について

- ・既存の子どもプラン推進地域協議会（市の子ども・子育て会議）にて実施する（子どもプランの評価・検証方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P5 参照）
 - ※条例制定後の具体的な評価・検証方法については「第六次子どもプラン武蔵野」を策定する際（令和5～6年度）に検討する。

【推進体制のイメージ図】



（※）評価・検証・提言については、子どもプラン推進地域協議会のほか、子ども会議やオンブズパーソンも行う。

Ⅲ 参考資料

参考資料 1 子どもの権利に関する総合条例一覧(子どもの権利条約総合研究所作成)

(2022年4月現在 61自治体)

制定自治体	公布日	施行日	名称
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例
北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日	子どもの権利に関する条例
岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例
北海道芽室町	2006年3月6日	2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例
岐阜県岐阜市	2006年3月27日	2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例
東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例
福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例
富山県射水市	2007年6月20日	2007年6月20日	射水市子ども条例
愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	豊田市子ども条例
愛知県名古屋市長古	2008年3月27日	2008年4月1日	なごや子ども条例
	2020年3月27日改正	2020年4月1日	なごや子どもの権利条例
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例
北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例
岩手県遠野市	2009年3月23日	2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例
愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例
福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例
北海道幕別町	2010年4月1日	2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例
石川県内灘町	2011年12月26日	2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例

岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例
福岡県宗像市	2012年3月31日 2022年3月30日改正	2012年4月1日 2022年4月1日	宗像市子ども基本条例
北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	北広島市子どもの権利条例
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	知立市子ども条例
大阪府泉南市	2012年10月1日	2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例
東京都世田谷区	2001年12月10日 2012年12月6日改正	2002年4月1日 2013年4月1日	世田谷区子ども条例
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例
長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例
兵庫県尼崎市	2009年12月18日 2021年3月8日改正	2009年12月18日 2021年4月1日	尼崎市子どもの育ち支援条例
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例
岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例
新潟県新潟市	2021年12月27日	2022年4月1日	新潟市子ども条例
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例

参考資料 2 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素

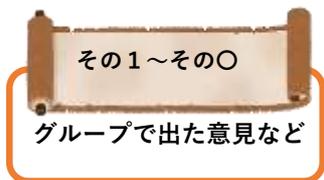
(公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページより)

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちは、以下の 10 の構成要素を基準としています。

1. 子どもの参画
子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
2. 子どもにやさしい法的枠組み
子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
3. 都市全体に子どもの権利を保障する施策
子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
4. 子どもの権利部門または調整機構
子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
5. 子どもへの影響評価
子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること
6. 子どもに関する予算
子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
7. 子どもの報告書の定期的発行
子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること
8. 子どもの権利の広報
大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること
9. 子どものための独自の活動
子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体の支援をすること
10. 当該自治体にとって特有の項目
人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

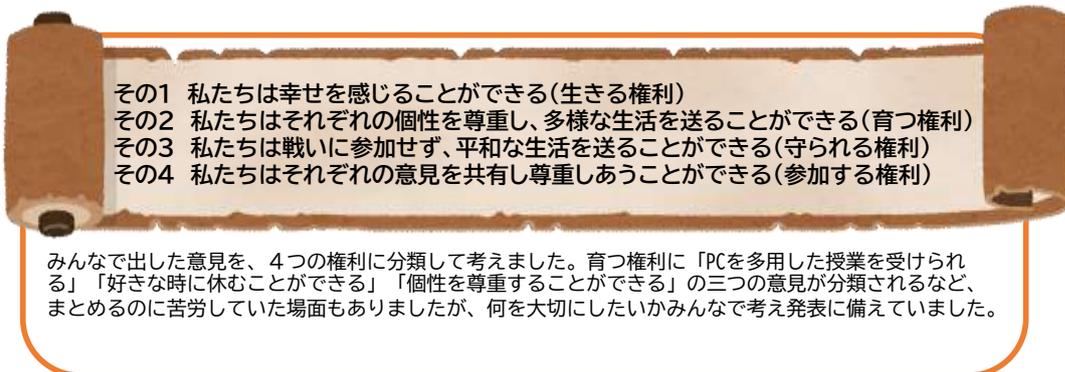
参考資料 3 Teens ムサカツ 2022 春(令和4年3月 29 日)での子どもの言葉

「様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日を送るために大切なこと」※当日は6つのグループごとにメンバーの意見をまとめました。

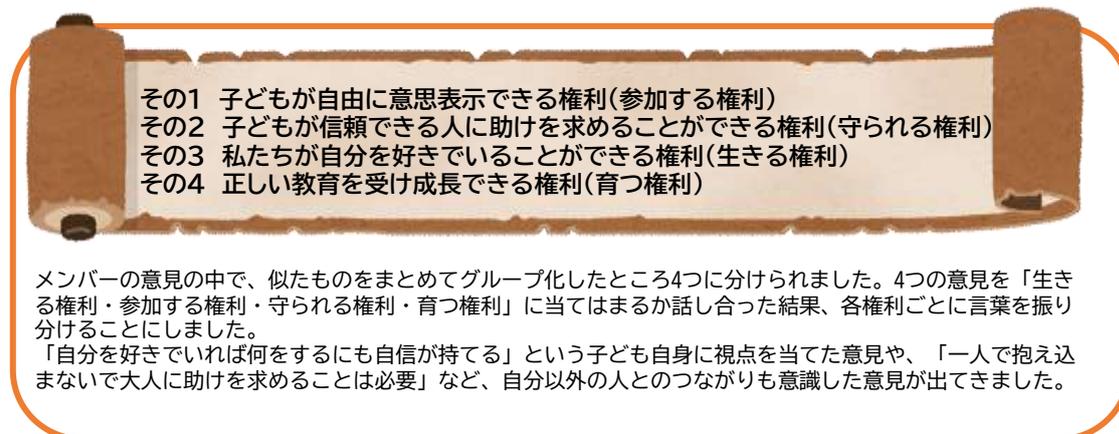


(生きる権利)(育つ権利)(守られる権利)(参加する権利)は、「子どもの権利条約」で定められている子どもにとって大切な4つの原則の権利です。グループの言葉がこの4つの権利の考え方に近いときは、言葉の右横に書いています。

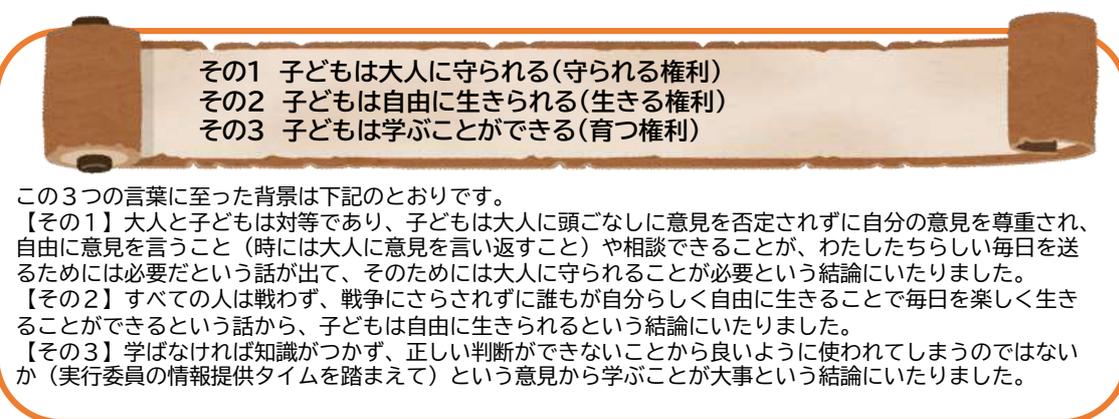
●1グループ



●2グループ



●3グループ



●4グループ

- その1 子どもが知りたいことを学べる
- その2 子どもは自身を尊重される

グループで出た意見は大きく4つの分類（参加する権利、生きる権利、知る権利、個人の尊重）に分けられました。
特に知る権利（政治や性教育など、子どもにあまり教えてもらえないことも教えてほしい）や個人の尊重（自分の触れてほしくない部分について、大人に干渉されたくない。自分の趣味などを否定されたくない。親しい人に否定されるととても傷つく。障害があってもみんなと同じように生活できるようにしてほしい）という2つの視点をグループの2か条としました。

●5グループ

- その1 子どもたちは安心して、健康に、充実した学校生活を送ることができる(育つ権利)
- その2 まちが子どもが安らげる場所をつくる(守られる権利)
- その3 私たちは大人に意見を言ったり、相談したりできる(参加する権利)
- その4 私たちは夢について、自由に考え決めることができる(参加する権利)
- その5 私たちは助け合っている

グループの言葉を決めるうえで、下記のような大切にしたいキーワードが出てきました。

- ・いじめを見過ごさない体制を作る。
- ・子どものときから良い経験を積む。
- ・安らげる場所が欲しい。
- ・子どもの意見を尊重する。夢について、自由に決めることができる。
- ・仲間と協力しあう。

●6グループ

- その1 私たちは教育を受け、地域に居場所を持つことができる(育つ権利)
- その2 互いに尊重し、安心、安全、健康に生きることができる(生きる権利)
- その3 わたしたちは保護され、生きる上で必要なものを求めることができる(守られる権利)
- その4 わたしたちは話し合っって自由に意見を表明することができる(参加する権利)

この4つの言葉に至った背景は下記のとおりです。

- 【その1】学校や家庭以外に、大人や子ども同士で関わるのできる場所があると良い。
- 【その2】身体の安全、健康は前提として大事だが、「心の健康」は「わたしたちらしい毎日」のために何よりも大事だ
- 【その3】子どもは社会的に弱い立場であるから、大人に助けを求めることができる環境が必要。さらに、子どもが自分にとってより良い「守られ方」を自分で選択したい。また、保護者がわが子のより良い関わり方を学ぶ機会を作ってほしい、という大人の視点に立った意見もあがった。
- 【その4】意見表明をするだけでは不十分であって、意見表明の方法を学ぶことやみんなで話し合ったりすることで、考えをブラッシュアップすることができる、その意見を大人が真剣に受け止めてほしい、という子どもの意見が反映されるまでの包括的な視点を大事にしたいという思いが込められている。

参考資料 4 子どもの権利に関する市立学校アンケート結果

1 アンケート概要

アンケートの目的：市立学校の児童生徒に子どもの権利に関するアンケートを実施することを通じて、子どもの権利に関する啓発を行うとともに、市の子どもの権利に関する条例検討委員会における検討の参考とすること。

対 象 者：市立学校（小4～中3）全児童生徒

実 施 期 間：令和3年8月31日から令和3年9月10日まで

実 施 方 法：児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答

調 査 者 数：4,928 件

回 答 総 数：3,743 件

回 答 率：76.0%

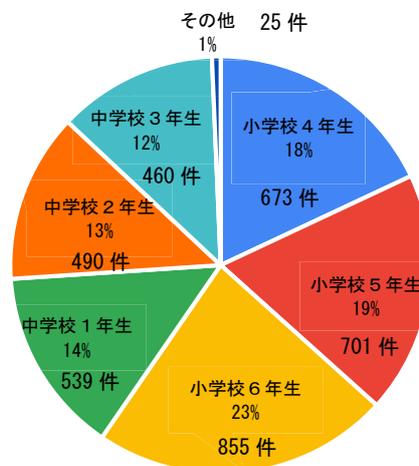
2 アンケート結果（※一部抜粋）

1. あなたの学年を教えてください。

〔アンケート回答総数と回答率〕

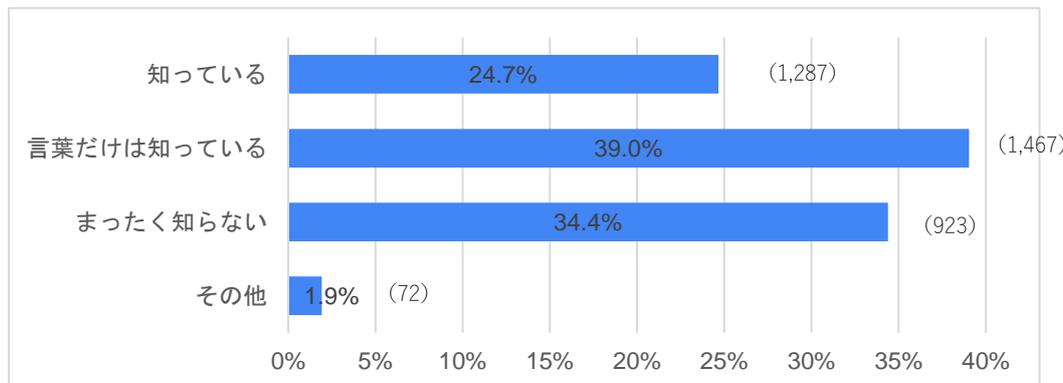
学年	回答総数 (件)	調査者数 (件)	回答率
小学校4年生	673	1,027	65.5%
小学校5年生	701	980	71.5%
小学校6年生	855	976	87.6%
中学校1年生	539	638	84.5%
中学校2年生	490	684	71.6%
中学校3年生	460	623	73.8%
その他	25	—	—
合計	3,743	4,928	76.0%

〔回答者の学年構成〕



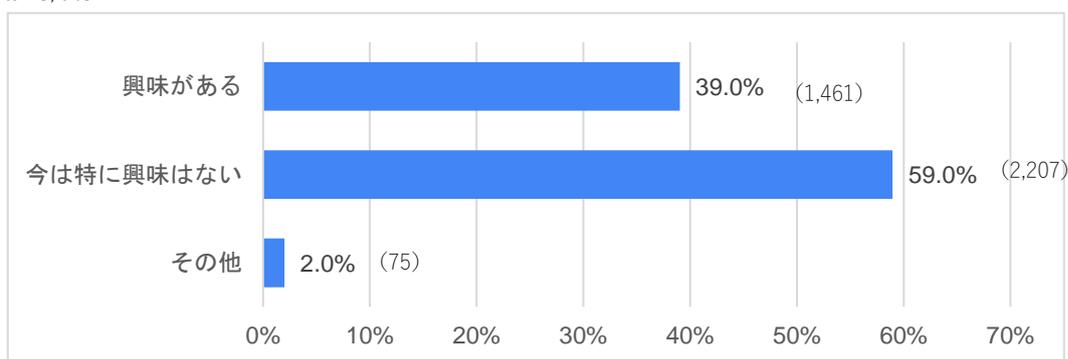
2. 「子どもの権利」とは、子どものみなさんが安心して生活できること、自信をもって生きていくこと、自由に意見を言ったり活動したりすることができることなど、自分らしく元気に生きる上で大切なものです。あなたは、こうした「子どもの権利」について、知っていますか？

N=3,743



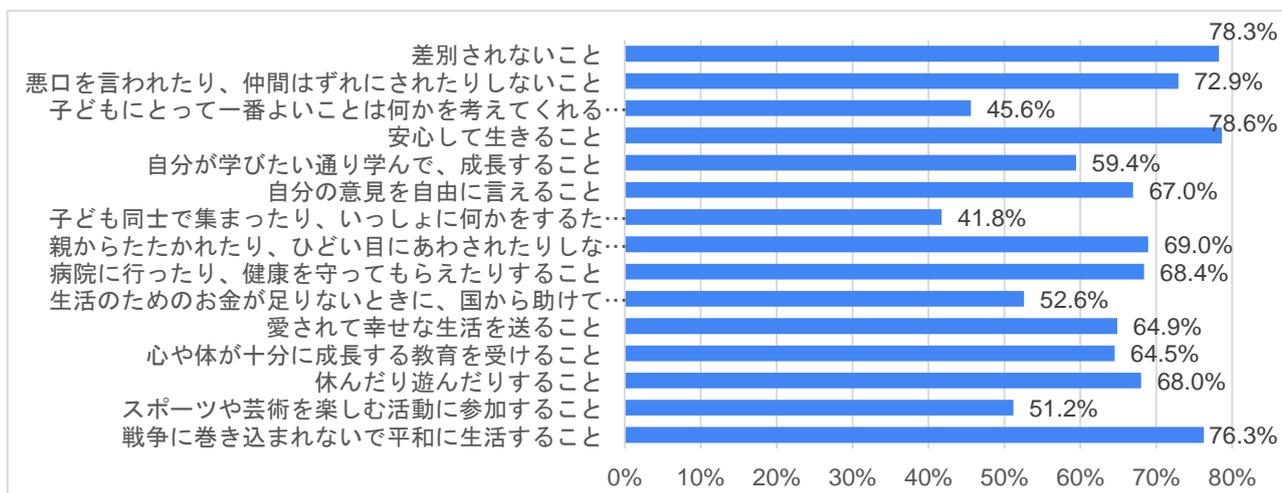
3. 「あなたは、「子どもの権利」について興味（きょうみ）がありますか？

N=3,743



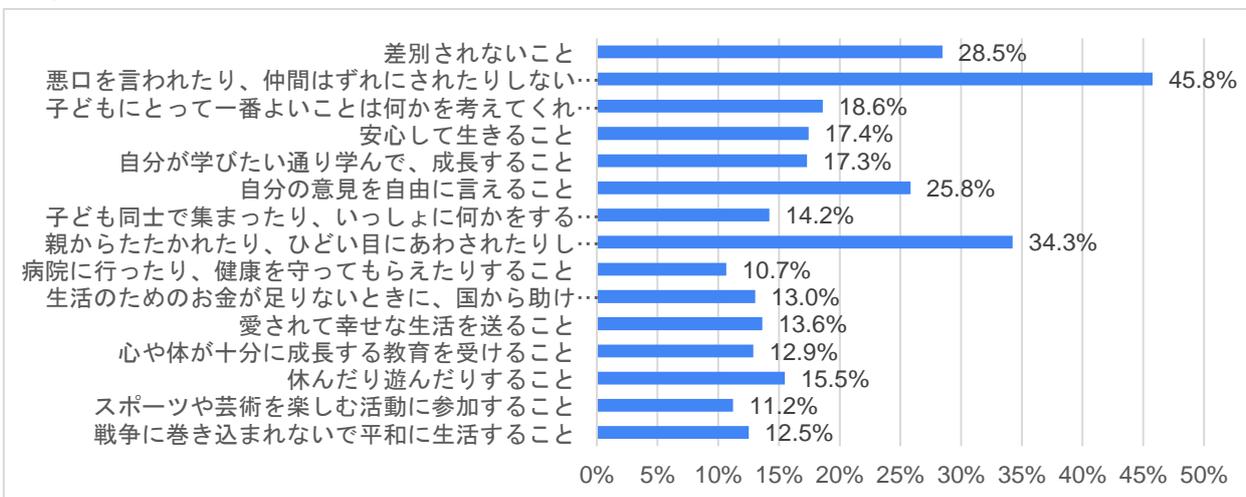
4. 子どもの権利には、次のようなものがあります。あなた自身が特に大切だと思う子どもの権利を選択肢の中から選んでください。（いくつでも可）

N=3,743

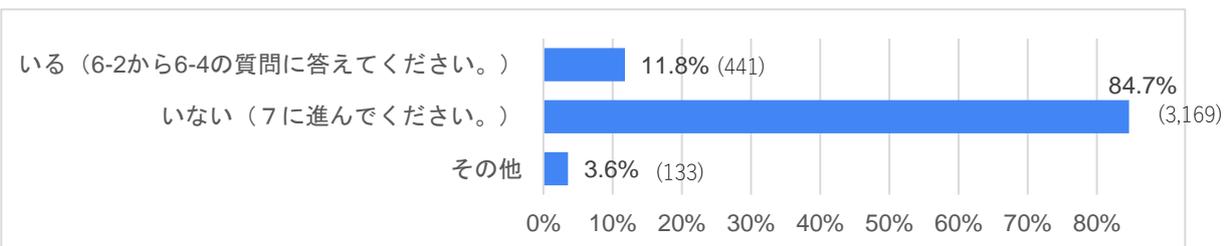


5. あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください。(いくつでも可)

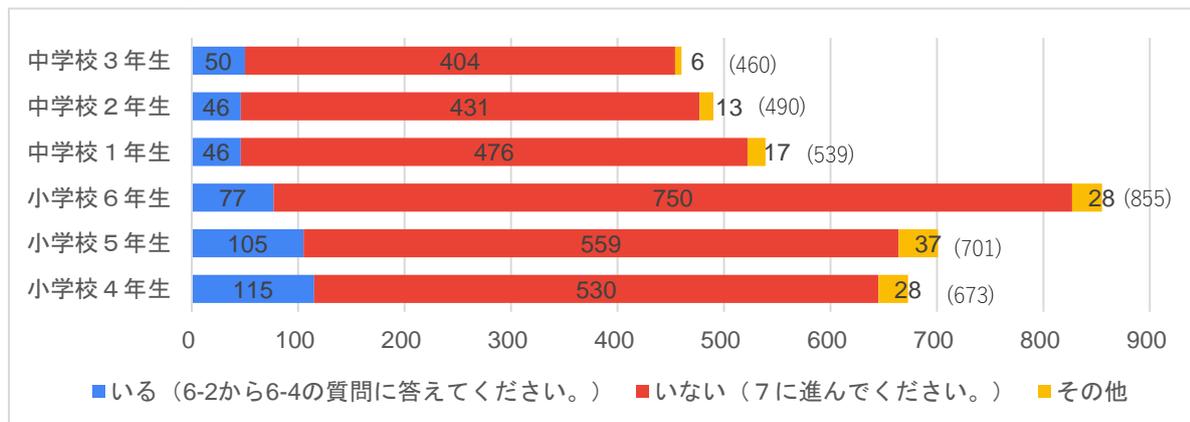
N=3,743



6-1. もともと、大人がやると考えられているような家事(例：食事の用意、洗たく、そうじ)や家族の世話(例：病院へのつきそい、衣服の脱ぎ着の世話)などを、大人の代わりにいつも行っている子どものことを「ヤングケアラー」と言われています。家族の中に、あなたがお世話している人はいますか？

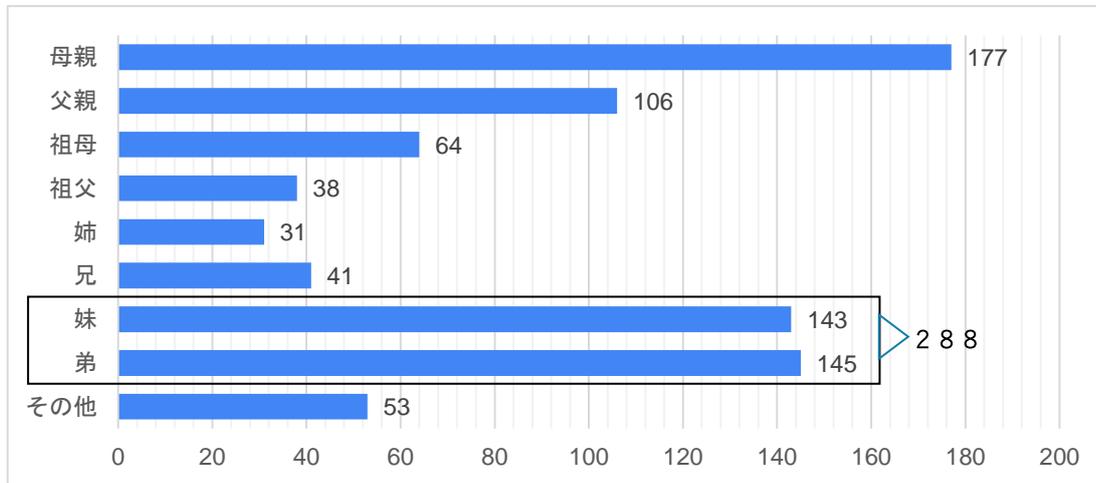


学年ごとの件数 (件)



6-2. 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、だれのお世話をしていますか？（あてはまるものすべて選んでください。）

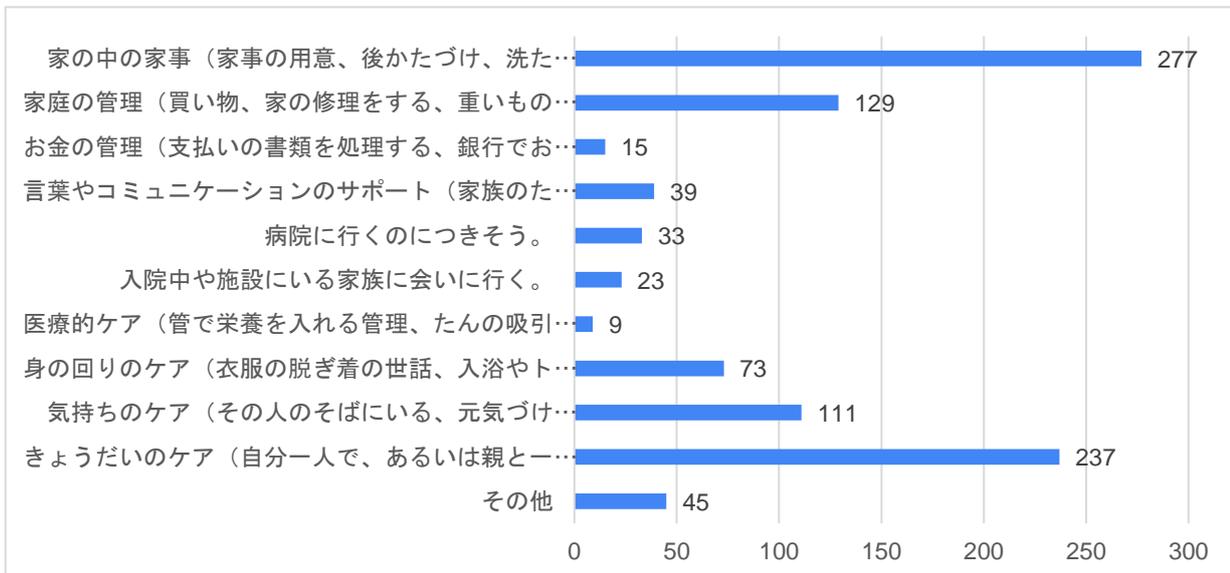
N=467



※自由記載、少数回答は省略

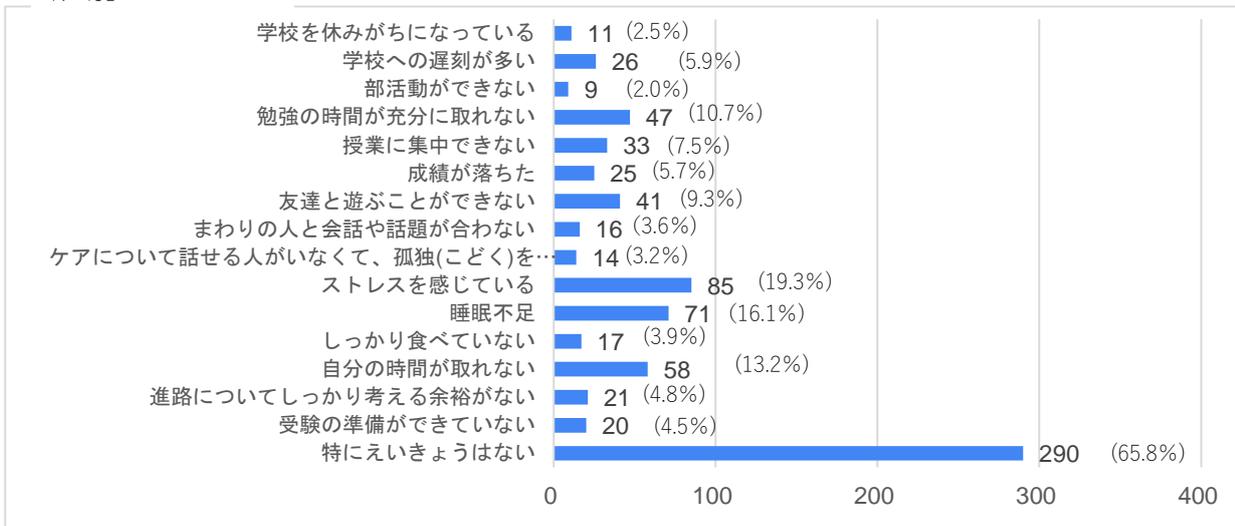
6-3. 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、どんなことを行っていますか？（あてはまるものすべて選んでください。）

N=465



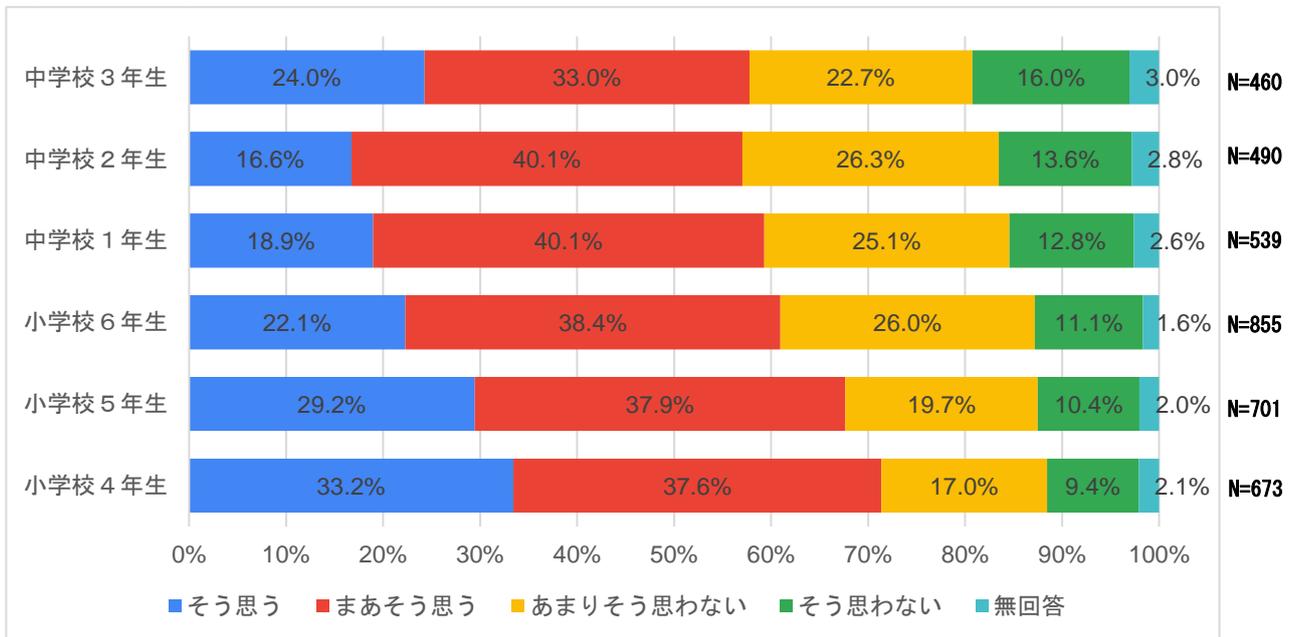
6-4. 「いる」と回答した人に聞きます。家族のお世話をしているために、自分の生活にどんなえいきょうが出ていると思いますか。(あてはまるものすべて選んでください。)

N=451



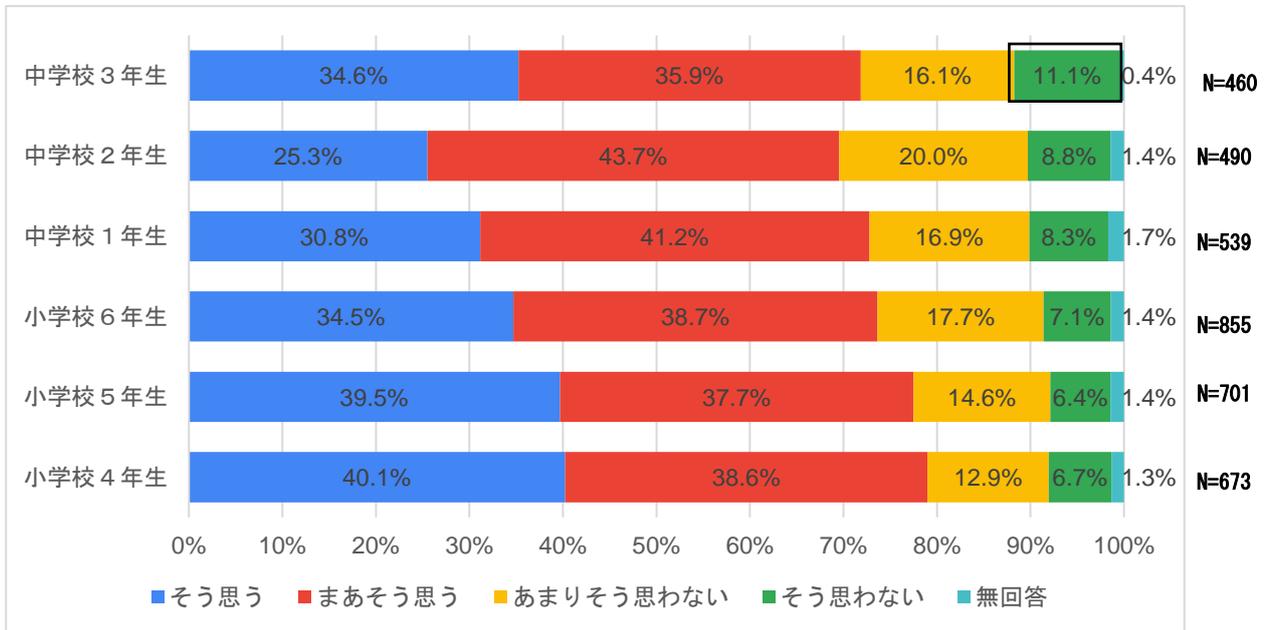
7. あなたは、自分のことが好きですか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

学年ごとの割合 (%)

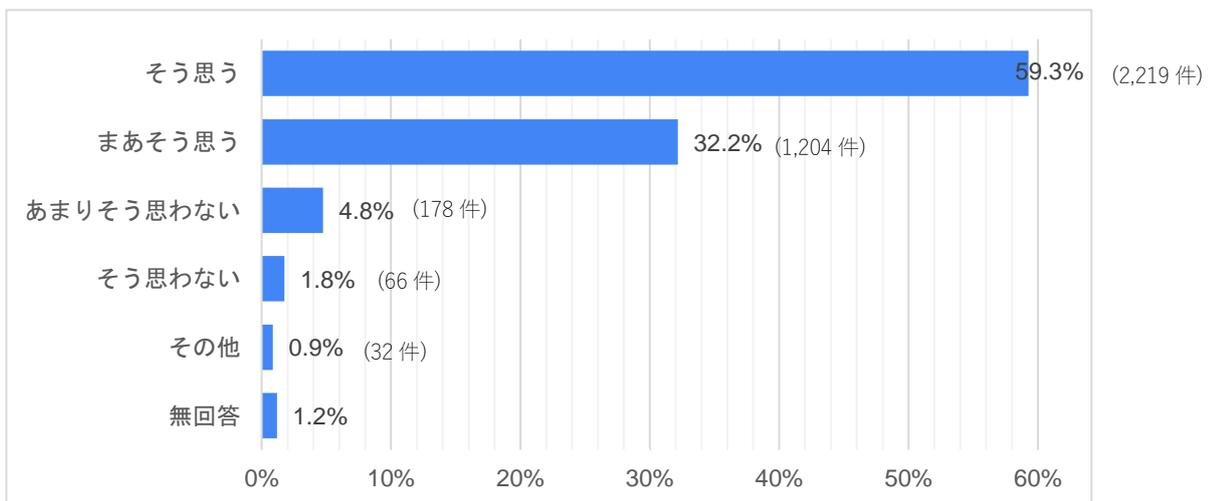


8. 自分には長所、良いところがあると思いますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

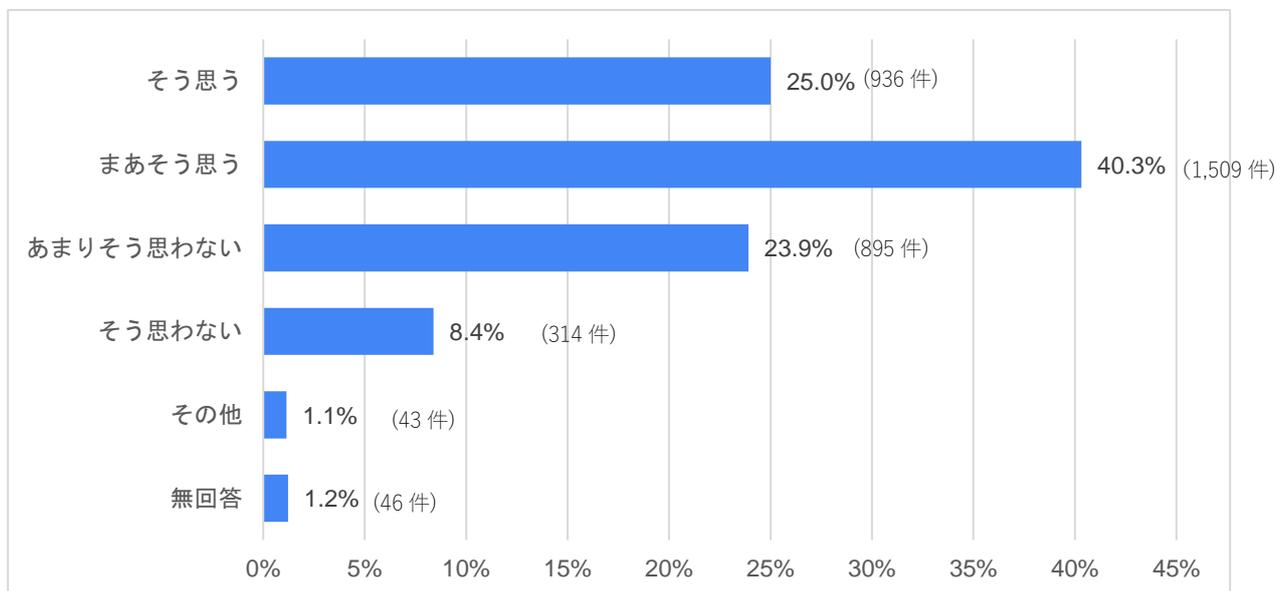
学年ごとの割合（％）



9. 自分の親など周りの人から大切にされていると思いますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

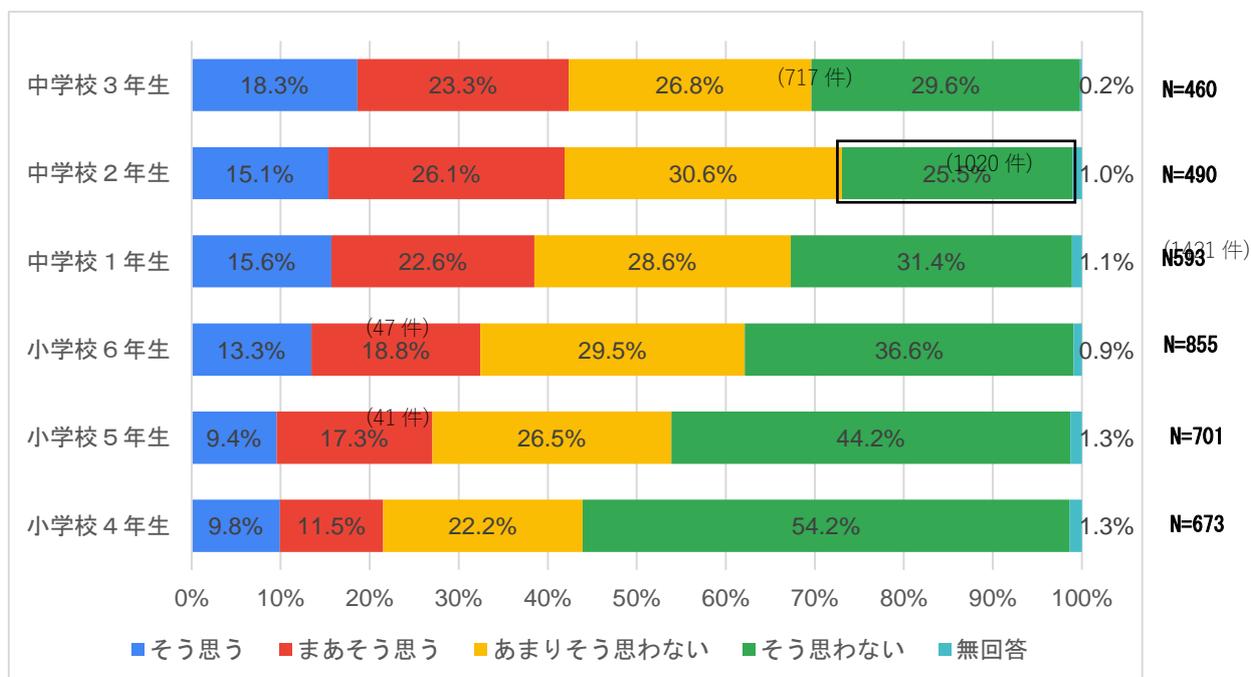


10. 自分の考えを相手にはっきり伝えることができますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。



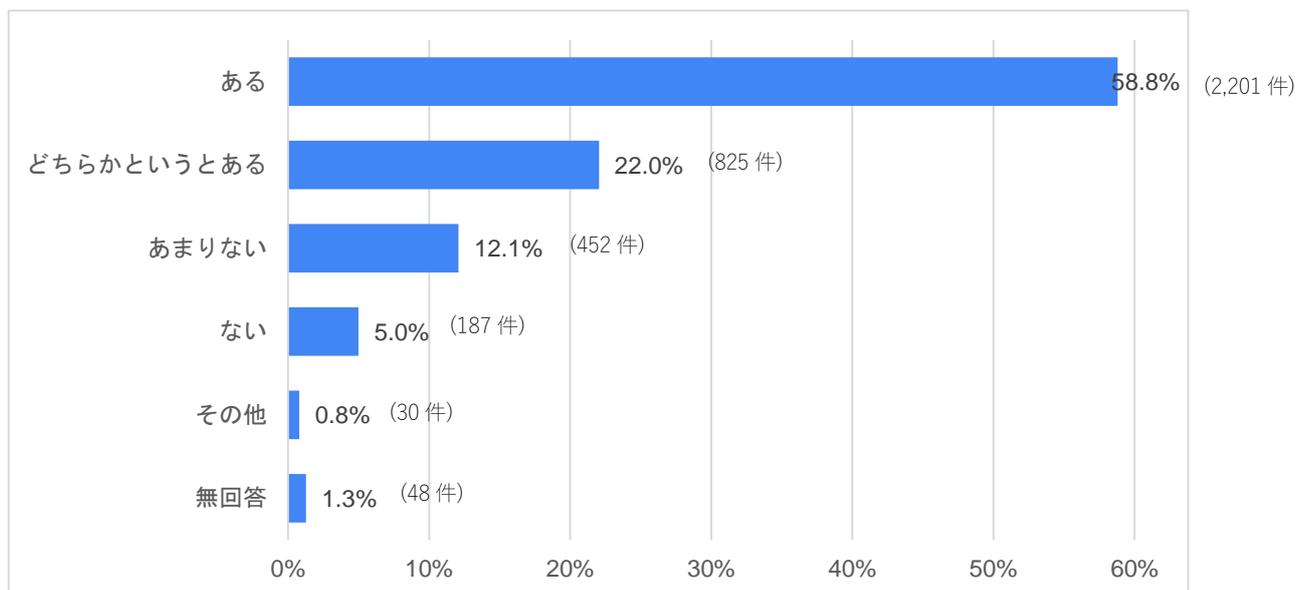
11. 生きていることがめんどろだと感じたことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

学年ごとの割合 (%) 3741 件の回答



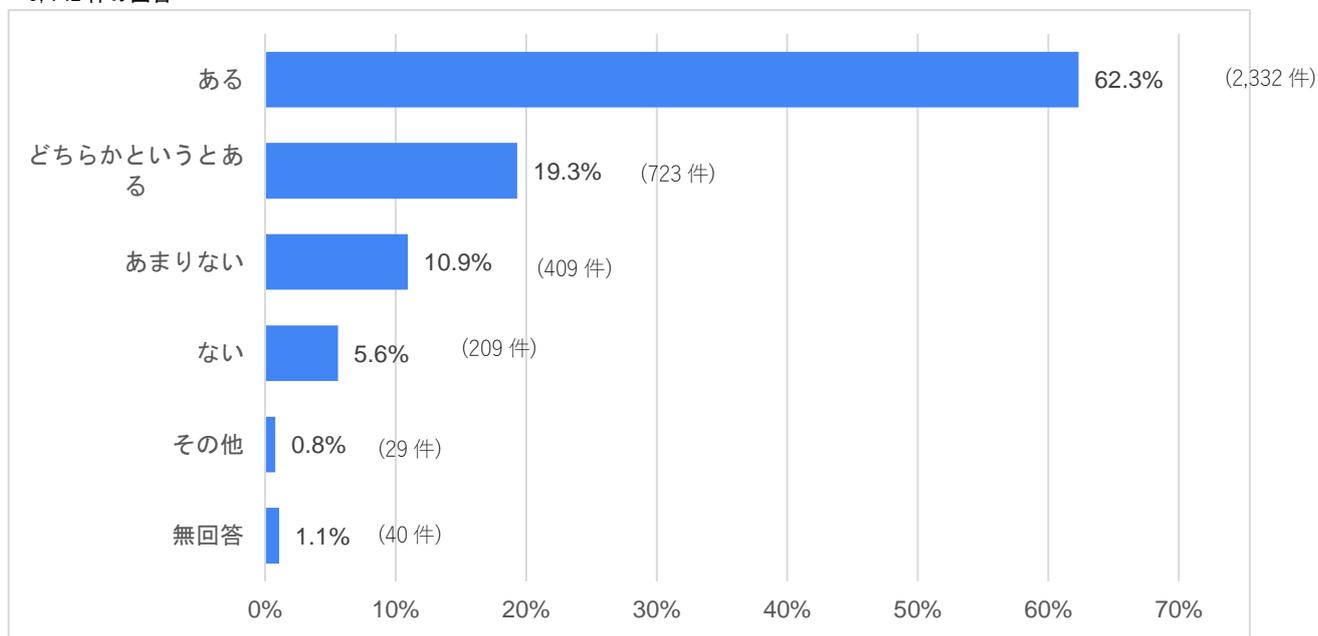
12. 今、やってみたいことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

N=3,743



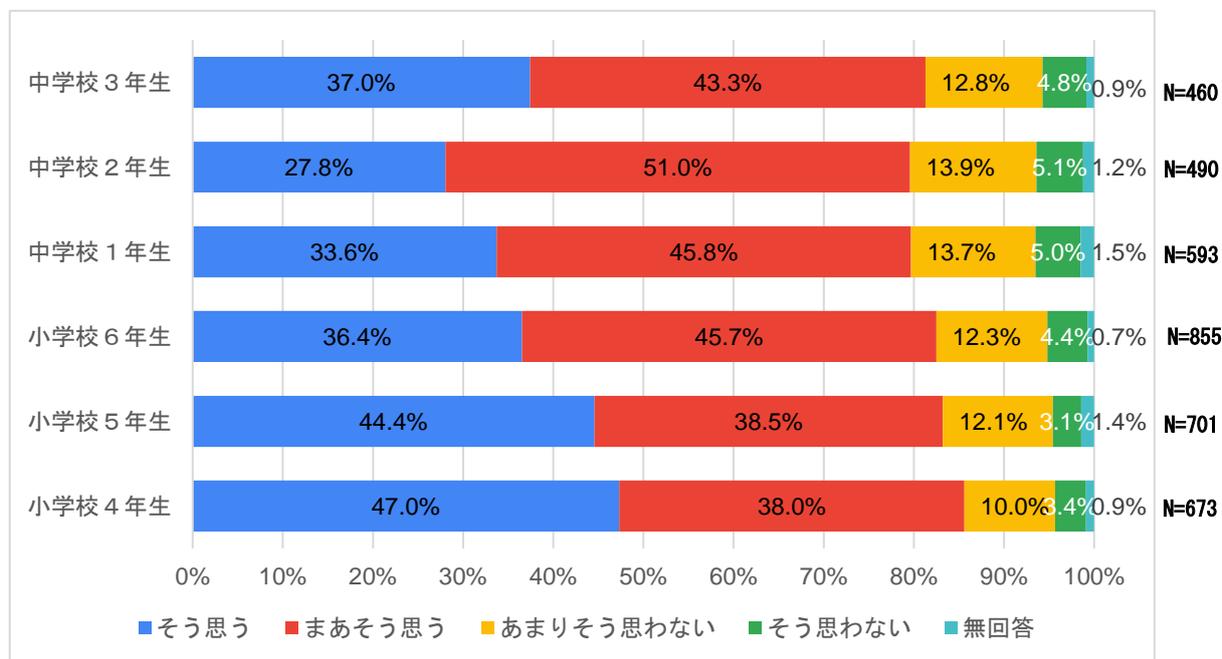
13. 将来、やってみたいことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

3,742件の回答



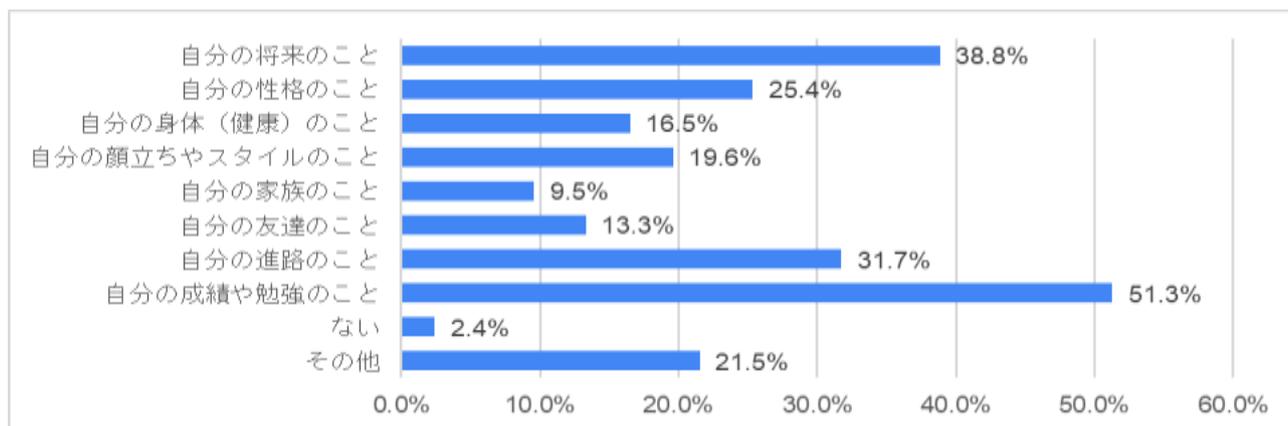
14. あなたは、自分らしく生きていますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

学年ごとの割合（％）



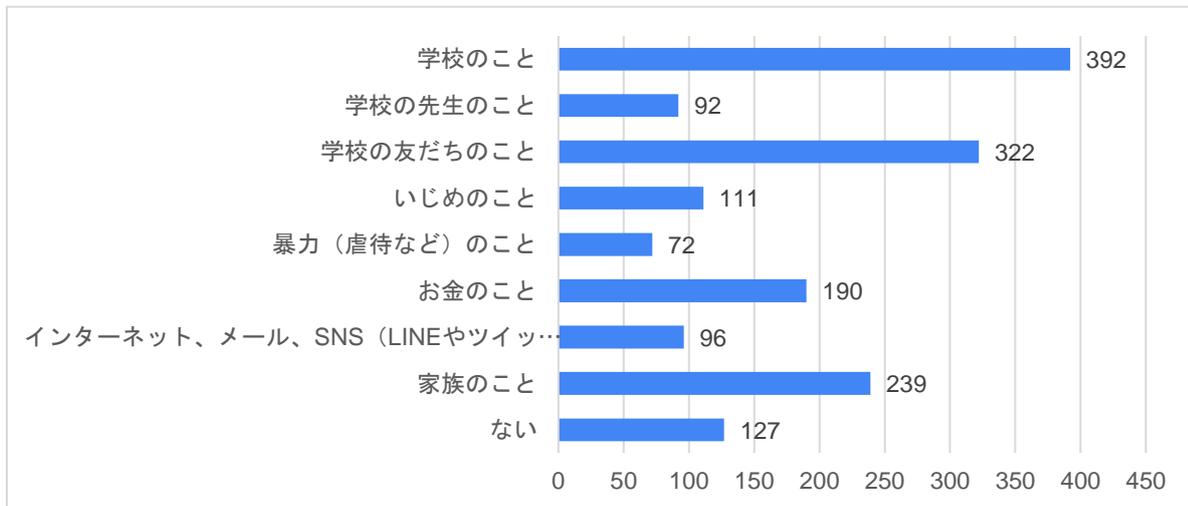
15. いま、自分について悩んでいることはどんなことですか？(いくつでも可)

3,108 件の回答



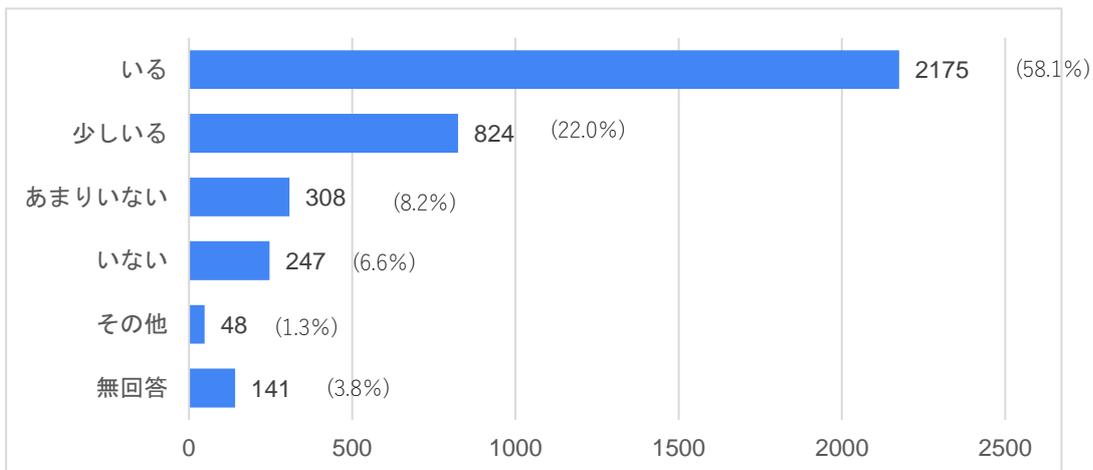
16. 今、困っていること、つらいと感じていることはありますか？(いくつでも可)

1,641 件の回答

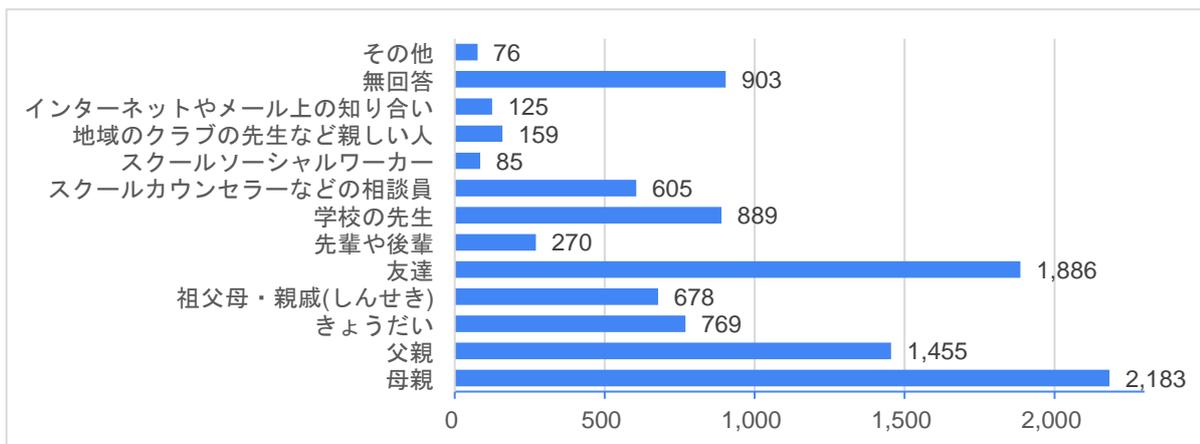


17-1. 悩んでいること、困っていることを相談できる人はいますか？

N=3,743



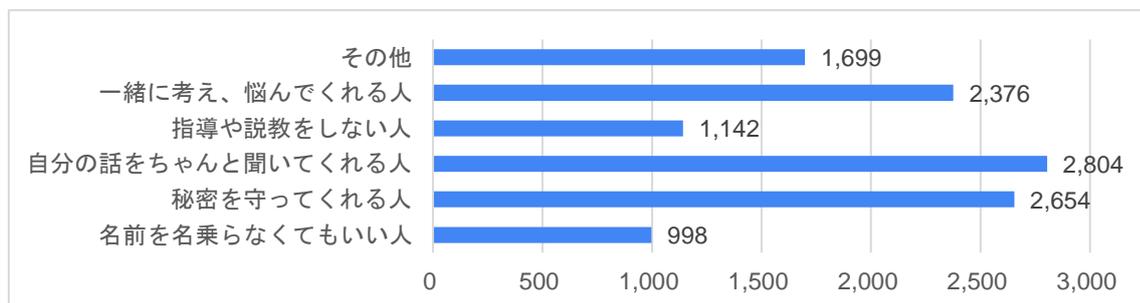
17-2. 相談できる人が「いる」と回答した人にお聞きします。それは、だれですか？（いくつでも可）



※自由記載、少数回答は省略

18. もし相談するとしたら、どんな人なら相談できますか？（いくつでも可）

N=3,743



※自由記載、少数回答は省略

アンケートのより詳細な結果については、市ホームページで公開しています。下記二次元コードからご覧ください。



参考資料 5 委員会中間報告パブリックコメント等実施結果及び対応方針について

1 実施概要

(1) 実施期間

令和4年5月15日（日）から令和4年6月6日（月）まで

(2) 意見提出方法

市ホームページ、電子メール、FAX、郵送、直接持参

※アンケートフォームによる子ども向けパブリックコメントもあわせて実施

(3) 配布（配付）資料

- ① 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告
- ② 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告【概要版】
- ③ 「こどものけんりってなあに？」第1号【子ども向け概要版】
- ④ 子どもの権利条約カードブック（公益財団法人日本ユニセフ協会発行）

(4) 手続の周知

- ・市報5月15日号、市HP、公式SNS、CATV、FMむさしの、むさしのすくすくナビ
- ・市政センター、コミュニティセンター、図書館、桜堤児童館等で①～④配布
- ・関係団体へお知らせ、①～③配付
- ・市立小中学校教員へお知らせ、①～④配付
- ・市内在住・在学の小学校・中学校・高等学校の児童生徒へ③配付（私立等の学校には参考として①②を1部送付）

2 実施結果

○市民意見交換会（市主催）

日時	場所	参加者（市職員除く）
5月21日（土）10：00～	武蔵野商工会館市民会議室	5人
6月1日（水）18：00～	武蔵野市役所412会議室	18人
6月4日（土）10：00～	スイングスカイルーム	24人

○地域フォーラム（各コミュニティ協議会主催）

日時	場所	参加者（市職員除く）
5月22日（日）14：00～	西部コミュニティセンター	47人
6月4日（土）14：00～	吉祥寺東コミュニティセンター	28人
6月4日（土）14：00～	吉祥寺西コミュニティセンター	23人

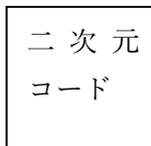
○提出意見数

種別	内訳	提出者人数	意見件数
パブリックコメント (一般)	メール	25	278
	F A X	3	11
	直接持参	1	17
	H P (アンケートフォーム)	54	167
	市民意見交換会での意見	—	88
	計	83	561
パブリックコメント (子ども)	アンケート回答	996	—
	自由意見	649	881
その他	文教委員会での意見	—	73
	総合教育会議での意見	—	15
	むさしのクレスコーレより	—	—
	Teens ムサカツ実行委員より	—	—
	職員アンケート	47	84

3 意見への対応方針について

- パブリックコメント等でいただいた意見については、参考資料6・7に要旨を掲載しています。
- 委員会では、第8回（7月7日）、第9回（8月30日）の会議において、パブリックコメント等での意見を踏まえ、どのように中間報告を修正するかについて協議しました。
- 原則として、本報告書が中間報告から変更となった箇所は、パブリックコメント等の意見を受けて、修正を加えたものです。
- 修正については、パブリックコメントの意見で、具体的な修正方法が記載されている場合、そのまま採用したものもあります。その他、委員会で検討し、様々な修正を加えましたが、中間報告からのとくに大きな修正点としては、以下が挙げられます。
 - ・未就学児についての視点が弱いというご指摘を受け、委員長による保育園・幼稚園関係者へのヒアリングを実施し、内容を修正しました。
 - ・子どもオンブズパーソンについて、定員等、一定の規定が必要であるとのご指摘を受け、内容を追記しました。
 - ・子ども会議について、議論が尽くされないまま、詳細な規定をすることを懸念するとのご意見を受け、内容を修正しました。
 - ・報告書冒頭部分を全面的に修正し、「I 委員会報告書について」としました。ここに、委員会として考える条例骨子案の目的・意義と位置・役割について記載しています。
 - ・各項目に関連する子どもからの意見の一部を「聴いてみたい！子どもたちの声」として掲載しました。
- その他、いただいた全て意見について検討の参考とさせていただきます。いただいた意見については、全て市のホームページに掲載しています（★URLを後日掲載）。

右の二次元コードからもアクセスできます。



参考資料 6 委員会中間報告へのパブリックコメント(一般)主な意見要旨

※パブリックコメント(一般)の主な意見を掲載しています。中間報告に対する意見のため、意見本文に出てくる章立てや引用部分の表現は、本報告書のものとは異なっていることがあります。委員会中間報告については、市ホームページに全文を掲載しています。前ページの二次元コードから市ホームページにアクセスいただきご覧ください。

1 全般的なことに関する意見

- ・ 学齢期の子どもたちに焦点を当てた内容になっている印象を受けてしまうため、そのような誤解を招かないような記述や内容の変更が必要なのではないかと感じます。
- ・ この条例は他の条例とは異なる性格のものであるため、制定後も実践をふまえながら更新されていくような、改正の柔軟性、運用の柔軟性をもつような仕組みにできるよう工夫してほしい。
- ・ 次回素案の際には武蔵野市でしている具体例を記述して欲しい。
- ・ 「子どもプラン」は時限的ですが、条例で具体的な制度を記載することは、現市長の思想に基づいて数十年先を縛ることになり、政策決定のフレキシビリティを損なう可能性があります。
- ・ この条例制定の位置づけと経緯をもう少し書かれた方が、この条例の市民への理解と浸透に効力を持つのではないのでしょうか。
- ・ 条例が制定されたのち、具体的施策は「子どもプラン」等に反映されていくと思いますが、このつなぎ目がとても大事です。大きなキーワードとして「つなぎ目」を意識してほしいと思います。
- ・ 「権利を付与する」という言い方がいますが、ほとんどすべての場合はおよそ権利たるものは自然的に誰でも有しているものであり、言い方としては「保障する」という表現が正しいと思います。
- ・ 重要な条例を作るのに、その期間があまりにも短くないか。住民参加を言っているのだから、もっと住民の意見を聞くための機会を増やす必要ではないか。もっと先に市が子供のために考えた行政を行ってからの制定をするべきではないか。
- ・ 細かくがちがちに定めて全てが連携して一体化して取り組む形を目指すのではなく、心や体のゆらぎも加味した柔軟なものであることが必要だと思います。具体的には、「参加する権利」と同時に「参加しない権利」も保障されると良いと思いますし、連携についても「それぞれのベストな距離感で」連携できる環境であることが良いと思います。
- ・ 条例は子どもの言葉を聞き、子どもを第一に考え、声をあげられない子どもを守れる様な条例にして下さい。
- ・ 国の制度化を待たず、条例制定を急ぐ理由を明確にお示しいただきたい。拙速感が否めず、市民周知も不十分である。十分な市民討議の場を求める。
- ・ 国の法整備、東京都子ども基本条例では補えない武蔵野市固有の課題があるのでしょうか。
- ・ 「子どもはひとりでは生きていけない。」という最も社会的弱者である。の視点が本条例検討の理念にあるだろうか？→この現代社会の課題をベースに議論を深めてほしい。→子どもの問題は大人への課題である。
- ・ 「インクルーシブ教育システム」や「地域の子ども支援システム」が広がると選択肢は増えるが、その分排除にもつながることを再考してほしい。「～システム」の構築は、本質の解決にはなっていない。
- ・ 「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことかを条例の中でもう少し具体的に明らかにし、位置づけておくことがどうしても必要だと考えます。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加の状況」が見え

なくなってしまう、「子ども計画」のなかで検証もされなくなってしまうからです。

- ・大人の立ち位置を見直してほしい。大人は、子どもの成長プロセス重視の伴走型サポーターであり、子どもの課題は発見型相談が基本である。
- ・子どもの課題に対する当事者(子どもの貧困、虐待、不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQ など)の声を「子ども会議」や「子ども計画」に反映させていく、当事者の参画を加えていくことを条例として、保障してほしい。遠慮なくもう一步踏み込んで、上記内容を加えていくことが、本来の生きる条例になると考える。これが誰も取りこぼされない、「網の目が細かい理念づくり」になるのではないかな？
- ・前文あるいはあとがき？に、「権利を保障するからにはこういうおとなに育ってほしい」というおとなからのメッセージが入るとよい。(おとなの姿勢が問われます。コロナ給付金サギのように、若いおとなが犯罪をおかしています。教育にも責任があります。)
- ・「権利は責任を伴う」が大原則です。本校の生徒スローガンも「責任ある自由」です。本校生徒もスローガンをもとに「自主・自律」を体現し、行動しています。条例として定めるのであれば、子どもたちのスローガン、行動規範となるようにしていただければと思います。
- ・学校の疲弊状況をふまえて・・・とありますが、このことばは使ってほしくないです。困難な中で努力に毎日子どもと向き合っている先生方に失礼です。
- ・パブコメ期間中複数の子どもから、オンブズ制度や休暇制度を作るのではなく、そうならない環境を作るべきという意見を聞いた。それでもすべての子どもを救えないからオンブズ制度や休暇制度を考えているのだと思うが、環境づくりのちから配分が少なすぎる。

2 個別の項目に関する意見

A 前文

A-1 多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利

- ・「多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利」のタイトルに違和感がある。条例としての子どもの普遍的権利を掲げるタイトルとしてはもっとシンプルでよい。
- ・多様性の時代というのが曖昧。抜くことを提案。
- ・「子どもが権利の主体」ということがみんなにはっきりわかるよう表現してほしい。
- ・「戦争に巻き込まれず、平和に」「安心して生きる権利」は同じではないか。「子どもには安全に安心して生きる権利があること」で十分伝わる。
- ・子どもの権利条約にあわせ「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」とすべきである。「戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利」は子どもだけでなく、全ての国民にあてはまるものであり、子ども特有の権利ではない。
- ・戦争や平和についてあえて書くことに意味がある。
- ・「子どもには、戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利があること。」とあります。その通りと思いますが、戦争が起きれば子どもだけが巻き込まれないで済むと言うことはあり得ないでしょう。戦争を起こさないことが重要ですので、ここは「戦争のない平和な社会で生活する権利」とすべきだと思います。
- ・「子どもには、愛し、愛される権利があること」
- ・子どもが1番望んでいた「差別されない権利」を記載することは可能でしょうか。
- ・表現の自由という大切な普遍的権利を入れて欲しい。
- ・前文にも「子どもは、子どもの権利について知る権利があること」を記載したほうがいい。

- ・「子どもの権利に対し義務はセットではない」ことを前文にも入れることはできないか。
- ・【補足意見】に国内(地域)の子どもの課題を一行でも加えてほしい(例:不登校、子どもの貧困、いじめ、すべての子どもの学習権保障、LGBTQ+、子どもの虐待など)
- ・条例の骨子6項目の中に、「子どもには守られる権利があること」を入れてほしいと思います。
- ・基となる考え方に
 - i 「家族の在り方についても多様になっています」という表記は、価値観の多様性にも読めるので、「保護者の経済的、精神的疲弊」とはっきり書いてはどうでしょうか。
 - ii 「子どもらしい生活」は精神面と物理面があり、衣食住(適当な栄養と住居と被服と医療)が困難になっている子どももいるでしょうから、はっきり書いた方がいいのではないのでしょうか。
- ・また、それらの権利が大人などによって無視されることのないこと。
- ・前文への家庭、親の子どもへの責務など義務的な表現は、過度なしつけと称した虐待や体罰に繋がりがねないため、避けた方がいいと感じます。

A-2 権利の保障方法

- ・A-2 一つ目は「守られなくてはならない。」
- ・家庭と学校が並列なことに違和感がある。家庭があって、学校や地域がある。
- ・全家庭が疲弊していると決めつけることに違和感がある。
- ・憲法26条「すべての子どもの学習権を保障する。」を柱に加えてほしい。
- ・「…身近な人間関係の中で保障されることが望ましい」を強くして「…身近な人間関係の中で実現されることが必要」ではどうでしょうか。
- ・「日本国憲法をはじめとした」日本国憲法は最高法規なので「日本国憲法を基礎とした、あるいは基本とした」ではないでしょうか。
- ・「子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。」とありますが、これは、「子どもの権利は、---身近な人間関係の中でこそ補償されるべきであること。」とした方が市民生活の中で生きていくための権利というニュアンスが強化されると思います。
- ・未就学期の視点が弱い。権利の保障方法「家庭、学校の疲弊と限界を自覚しつつ」学齢期(学校)だけがピックアップされている。

A-3 子どもにやさしいまち(Child Friendly City)の実現(※項目名変更)

- ・Child Friendly Cityではなく日本語で「子どもにやさしいまち」の方が誰にでも分かる。
- ・在住権のある外国人児童生徒も地域社会の一員であることも【補足意見】に加えてほしい。

A-4 条例制定のプロセス

- ・残念ながら「A 前文」では「A-4 条例制定のプロセス」においても、「A-5 前文への子どもの声・言葉の反映」においても、「子ども参加・市民参加」といいながらも乳幼児の声を聴く体制が感じられず、実際は限定参加になっていると言わざるをえません。
- ・小さき声(不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQなど)も反映させていくことを【補足意見】として追記するなど、基本姿勢を具体化してほしい。

A-5 前文への子どもの声・言葉の反映

- ・子どものことばは意見の報告（羅列）ではなく、きちんと子どものことばで、子どもの提言としての文章にしてほしいです。
- ・乳幼児の声もぜひ反映する工夫をしていただきたいと思います。実践の中から大人が代弁すれば可能です。

B 総則

B-1 目的規定について

- ・書きぶりが武蔵野のまちの形成という観点が強く出ていますが、何よりも子どもの人権が尊重される社会を強調してほしい。
- ・「家庭、学校、地域の役割を明確にすることを目的とする」と限定しています。「学校」と並べて、せめて「乳幼児施設等」または「育ち学ぶ施設」などと併記することを望みます。
- ・乳幼児の施設 幼稚園、保育所などの施設の役割を加えてください。
- ・補足意見で「特にこの条例では、武蔵野市で進めてきた子どもの居場所施策の継続的な推進を目指すことが重要です。」とあるが、何の施策を指すのかを載せたほうが邪推を生まなくていい。
- ・補足意見に居場所が出てきますが、子どもの命と人格を守るために、「逃げ場所、シェルターの設置」の検討を入れていただきたく思います。

B-2 条例上の用語の定義について

- ・「市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいうこと」については不明点多すぎて条例の用語の定義としては極めて不適切である。
- ・子どもの定義「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」があいまい。18歳以上の問題はこの条例に入れなくても、施策段階のプランとして実現できるのではないのでしょうか。
- ・「子ども＝18歳以下」と年齢だけで足切りしない定義になっていて、とても良いと思います。
- ・市民についての定義に「市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行うもの又は団体」が含まれているのは違うという意見を聞いたが、武蔵野市自治基本条例に定められているとおりなので全く問題ないと思う。しかし日常的には市民＝市内在住・在勤・在学のみ印象が強いため、自治基本条例で定められていることを記載してはいかがでしょうか。
- ・事業所の定義もきちんとしたほうが良いと思います。余計な疑義をうまないように。

C 保障すべき子どもの権利（※項目をEから移動）

- ・「保障すべき子どもの権利」がおとなに関する条項（C, D）の後に置かれているが、条例では「子どもの権利とは何か」という内容の項目Eを先に置き、それを支えるプレイヤーは誰かという項目（C, D）、そのプレイヤーがどのような仕組みの中に位置づけられるかという項目（F）につなげると、子ども主体の条例であることがより明確になると思う。
- ・「誰が保障するのか」「保障すべき」という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。単に「子どもの権利」でよいと思う。

C-1 子どもにとって大切な子どもの権利とは

- ・ 条例の骨子の追加として、一番初めに「○子どもには基本的人権がある」を入れてはどうでしょうか
- ・ (条例の骨子)に掲げられた 7 つの権利を、特に「大切な権利」としているのか？ (それとも例示なのか?) 説明がないので、よく分からない。「子どもの権利条約」との関係でも不十分ではないか。
- ・ あまり大きく取り上げられていませんが、子どもの「自立する権利」にも少し目を向けて頂ければと思いました。家庭によっては経済的な自立を許さず、飼育殺しにする形で将来を奪われるお子さんがいる話が時おり耳に入ってきます。
- ・ 介護・介助と同様、「ヤングケアラー」として通訳の役割を担う外国籍の子どもがいること、親の日本語教育の機会や公的な場面での通訳支援の充実が必要であることを共有すべき。
- ・ 「休む」権利は言葉をマイナスにとらえる児童や保護者もいるかもしれない。また、不登校児童の心の配慮も考え「子どもには自由に時間を過ごす権利があること」という文言を提案する。
- ・ P16「子どもには、その容姿、髪型、服装等の自己表現が尊重され、その個性を実現していく権利があります。」との記述。ならば、ブラック校則の廃止が必要です。
- ・ 17 ページ『地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していくことが……』とありますが、細かいのですが、地域社会に参加『しやすい』インクルーシブな場所を増やしていく、として頂いた方がより良いと思いました。
- ・ 17 ページ(6) 子どもには、自分の意志で学ぶ権利があることに、追加として 7 番目に「能力、進度に合わせた学習支援が必要な子どもには、学習支援がなされる必要があります。」を入れてはどうでしょうか。
- ・ P18「学校が子どもの休む理由を把握していることは、子どもの支援という観点からも重要である」との記述があります。しかし、先生が原因の場合は地獄です。慎重な対応が必要だと思われます。
- ・ 子どもが差別されない権利について。考え方の中に「出自で差別されない」事について触れられていなかったことは、子どもにも関係ある差別なので残念に思います。
- ・ (2) の 2 番目の○です。子どもは、社会で自立するために資質・能力・教養が必要です。まず、身に付けて、バランス感覚を養い、自己の意思で自分らしくということを理解しなくては権利とは言えないのではないと考えます。権利は責任を伴うと考えます。なので、この文の「～を身に付け、自己の意思で～」と「るとともに」をカットしてほしい。
- ・ (2) の 4 番目の○。「TPO の範囲内で」自己の表現が尊重され、と加筆する必要があります。
- ・ 子供の「特別休暇」については反対です。休暇をとっている児童の学習の保証について考えなくてはならず、多くの子供が異なる時期にまた、同時期であっても「特別休暇」をとることは教員の多忙化につながる懸念されます。
- ・ 休む権利は学校を休む休まないだけではないので、学校を休むことに絞り込みすぎない方がいいように思います。ただ、学校を休む問題はあるので、休む権利の中の一つの部分の扱いでいいのではないかと思います。
- ・ (6) 子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。ここの○をいくつか読むと、学校外の学びの場を指していると思いますが、まずは今の学校そのものが、子どもを主体とした学びの場が変わることが必須だと思います。そしてその上で、どこで学んでも良いのだよ、としないと、今ある差別・いじめ・排除は今後もさまざまな形として続いてしまうと思います。他のページにそのような意味のことがいくつか書かれてありますが、どこかの項目で学校についての在り方をはっきりと明記しておき、方向性がわかりやすいといいと思います。
- ・ 『インクルーシブ教育システム』について、学校外の学びの場を指して『多様な学びの場』と指す表現

と一緒にすることで、混同され、2つの課題が混在してしまいます。学校が通いづらくなならない環境を構築していくこと、そしてその上で、学校以外で学んでも大丈夫なシステム、休んでも安心してまた出で行ける環境をつくっていく必要があります、というように書き方を変える工夫が必要に思います。

- ・(7) 子どもには、差別されない権利があること。障害の社会モデルと人権モデルを基本として考え、障害はその人にあるので無く社会の構造で起きているという主旨から、『障がい』を『障害』と変更を提案します。

C-2 子どもの権利の広報・普及、研修・学習

- ・タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
- ・条例の骨子に追加「本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報⇒本条例の普及、啓発のために、あらゆる場と機会での広報」
- ・学校が疲弊しているというのに先生方へさらに研修や公衆を課するのは逆に負担になるのではないかと？
- ・おとなになれば、権利に対して義務はついて来ます。これを教わずに育つことは不幸です。表現を変えてでも、例えば「発言したことには責任をもつ」というようなことを表わしたいと思います。
- ・子どもの権利の日について、週間や月間ではなく「日」が良いように思います。交通安全週間など、決められた間だけ行えば良いような印象を与えているお祭りの行事は止め、日常的に実行していくためにインパクトのある一日を作る方が良いように思います。
- ・【「子どもの権利と義務とは対」という発想から、「やるべきことをやれ」と義務を持ち出されることがあります。しかし、子どもの権利条約には、子どもの義務は規定されていません。】とありますが、規定されていないと言うことを理由に挙げるのではなく、子どもの権利の「権利」は、権利には義務を伴うと言うときの権利ではなく、人としての生存を保障する「人権」としてとらえるべきであるというように発想の転換が必要であると思います。

C-3 子どもによる子どもの権利学習（※項目名変更）

- ・タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
- ・令和元年より教科武蔵野市民科で、シティズンシップ教育に取り組み、子どもの成長に合わせて段階的に人権・秩序・責任・自由など子どもの発達に合わせたカリキュラムとなっている。子どもへの意識啓発は、本科を基軸との理解でよいのかご所見をうかがう。
- ・P20「マンガ(子どもの権利副教材)」とはどんなものがあるのでしょうか？

D 誰が保障するのか（※項目をCから移動）

- ・「誰が保障するのか」「保障すべき」という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。「支える」という言葉に置き換えたほうがいい。

D-1 市の役割・責務（公民連携等を含む）

- ・骨子の1番目に、「市は、---環境整備および支援を行うこと。」とありますが、市自体の役割をより明確にするため、「市は、---環境整備を行うこと。」として、市民や関係諸組織・諸団体への支援とは独立した記述とすべきだと思います。

- ・条例の骨子に追加として「〇市は、この条例実現のため必要な法制度の制定については、国または都に働きかけること」当たり前のことですが、入れてはどうでしょうか。

D-2 市民の役割

- ・市民のサポートは強制的であってはいけないと思う。
- ・条例の骨子に追加として「あらゆる場で、子どもの権利条例を学ぶ機会を工夫する」と入れてはどうでしょうか。

D-3 保護者の役割

- ・2文目の「保護者は・・・精神的暴力に寄らない養育をめざすこと」の記述は一貫性がないし、児童虐待防止法の虐待には、ネグレクトや性的虐待が含まれるし、その虐待は絶対してはいけないというメッセージが弱い。
- ・補足意見だけでなく、骨子案の部分にしっかりと「保護者は子どもがヤングケアラーにならないよう行政等の支援を得るよう努力する」旨の記載がほしい。
- ・条例の骨子に追加として「保護者は子どもの養育の困難に面したときには、抱え込まずに相談する姿勢をもつこと。」を入れてはどうでしょうか。
- ・「保護者・家庭の子育てにおける第一義的責任」について、《上記骨子の基となる考え》にあるように、養育困難な状況に陥る保護者・家庭がある以上、その状況から速やかに子どもを救い、子どもの最善の利益を実現するためにも、保護者・家庭の責任を強調しない現在の骨子案のママがよい。
- ・骨子の基となる考えに、【保護者は、子育てにおける「第一義的責任」があります。】とありますが、「第一義的」は削除すべきと思います。補足意見の一つにある「家庭」が除かれていることは評価できますが、第一義的という言い方をすると、保護者以外の関係すべき人々の責任逃れをもたらしかねません。役割に順位を付けるような表現は止め、「重要な責任」とでもしたらどうでしょうか。

D-4 育ち学ぶ施設の役割

- ・これは学校や教職員の理解を得れるのか？武蔵野市の教職員をやりたがらないなどということにはならない？
- ・条例の骨子に追加として「〇指導の名のもとに、人権侵害を起こしてはならない」、「〇施設とは独立した第三者機関による相談窓口を子どもに公開する。」を入れた方がいいと思います。
- ・骨子の基となる考えに、乳幼児教育施設・保育施設が書かれていません。

D-5 事業者の役割

- ・ここでいう「事業者」とは、こども基本法案第6条（事業主の努力）に記載の「事業主」と同義と認識してよいのか。市の見解を明確に示していただきたい。
- ・事業者の役割の骨子の一つに、SDGs8にある児童労働に関する言及を追加すべきと思います。発展途上国などで問題になっている児童労働は、日本ではあまり問題ではないのかもしれませんが（実体については知りません）、ヤングケアラーについてどこかで触れた方がいいと思います。

E 子どもを支える人びとへの支援（※項目をDから移動）

- ・子どもを支えてくれる人とは具体的に誰ですか？

E-1 子どもを支える人びとへの支援の必要性

- ・市のできることが「研修機会」程度しかないのは残念です。

E-2 保護者、家庭への支援

- ・支援をする前に予防するような政策の方が大事ではないか？
- ・ヤングケアラーに関する記載

E-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援

- ・職務上の悩みをもった教職員や保育士が「上司や管理職を通さず直接相談できる」環境をぜひ整えてください。子どもの権利侵害を相談したくても、管理職を恐れたり、理解がないため相談できないという事例はあると思います。
- ・学校は子どもにとって一番楽しい居場所の筈です。「主体的な努力を尊重・・・」ということで踏みこめない。市として工夫して、少人数学級、先生の加配、地域との連携など、予算をつけて実行すべきです。
- ・骨子の基となる考えには保育士等とは入っていますが、タイトルでは学校等でまとめられてしまっている印象があります。乳幼児に関する視点をもう少し入れていただけましたらと思います。
- ・《上記骨子の基となる考え》の2つの○印にある考えは教職員の実態とのズレが大きく違和感をおぼえる。とても観念的な見方であり、真に学校の支援にはならないと考える。専門性を高めるための研修は否定するものではないが、「研修の自由」を保証する点から強制を伴うものであっては決してならない。したがって、「研修に努めるとともに」の文面は「研修を奨励し」程度の表現にしてほしい。2つには「学校の限界を自覚して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの心理的福祉的支援を受け止め」の文についてである。主語は「教職員は」となっているので、現状では自覚していないことになる。これは正しい実態なのだろうか。連携、協働しなければ解決できない実態があり、それぞれの事例が社会状況を反映して複雑化している今の状況では教職員の不十分さだけとは言えない。問題の捉え方が教職員の立場を反映していない。以上から、「学校等、育ち学ぶ施設への支援」には、教職員や保育士等、現場で働く人の労働環境向上への施策と、子どもに直接関わる人々の声を直接聞き取る機関や意見交換の場の設定こそが必要であると考えます。
- ・漫然とこれまでの研修を進めるだけでなく、その仕事にふさわしい自由な研究や学習機会を保障することが必要だと考えます。

E-4 地域・市民活動への支援

- ・支援する団体をどうやって決めるのか？

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

F-1 子どもの居場所

- ・一項目目に追加・・・子ども専用の居場所に、遊び場等の確保に努めること⇒子ども専用の居場所に、遊び場等の確保を人材養成も含めて努めること。
- ・「子ども専用の居場所」について、現状肯定的で、努力義務の内容もよく見えない。地域コミュニティー構想のなかで、「児童館」などの子ども専用施設づくりを長く否定してきた方向性を変えてほしい。

- ・大人と子どもが一定の距離を置く(基本的に干渉しない)場所や施設があるべき。
- ・3 項目目に追加○ 「開校時間中には常時子どもが逃げ込める安全な場所を設けること。」を入れてはどうか。
- ・休む権利も進学などについて不利益扱いにならないように具体的な手立てを講じてほしい。そうでなければ保障したことにならない。
- ・休む権利について、何故「学校を」というだけの話になっているのか。31 条の内容の中で「休む」が切り取られているのは何故か。「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利を持っています」(日本ユニセフ協会抄訳) この3 点を切り離さないほうが、「権利」として分かりやすいのでは。
- ・「子ども特別休暇」が不登校のすすめのように取られかねず、もう少し意義や制度設計について討議を深めたほうが良いと思う。ここは子どもたちの意見を聞くべき大事なところではないか。
- ・子どもの休む権利を保障するために、学校内にも授業を受けなくてもいい居場所スペースを確保するよう希望します。
- ・学校内にフリースペースを設置することは可能か。
- ・まず、学校が・保育園が・幼稚園が、学童保育が、居場所になることが必要だと思います。空間というより内容として、そこを居場所にするのはそこで直接子どもに関わる大人達だと思います。そのためには、人員を確保することと、研究・研修の機会の保障だと考えます。もう1つは、学校でいうなら、小規模少人数の学校と考えます。

F-2 学校外の多様な学びの支援

- ・すべての子どもに義務教育段階で無償の普通教育を保証するのに「日本国憲法第26条2項」を掲げているが、「児童の権利に関する条約」にも根拠があることに言及しておくべきではないか。
- ・「普通教育機会確保法第13条」を掲げて学校外の普通教育を選択した子どもに市として支援していくとしているが、第13条は不登校児童生徒に対する支援を規定したもので、フリースクールなどを想定していると推量される。同法第3条第4項にあるように「年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず」支援するというのは外国籍の子どもが通っている外国学校についても想定しているということなのか。
- ・学校以外の教育に必要な金額を支給するのではなく、そのような教育をする施設などを認定し、そこに支援をすることで、厳密な公平性の確保に必要な煩雑な書類や審査を個々の例で行う必要はなくなるのではないのでしょうか。

F-3 子どもの相談

- ・関係づくりや相談活動の大前提として、「子どもの尊厳を護る、子どものために大切な秘密は守る義務がある」ということを明示すべきではないか。
- ・(2)学校における居場所と異種専門職による相談活動に「学校外にも子どもの相談場所を設けること。開設時間は実際に子どもが行くことのできる平日であれば開校時間外、および土日の開設が望まれる。」と追加していただきたく思います。
- ・学校・行政の相談機能で「大人が秘密を守れず情報を共有してバラしてしまう」件があるようです。秘密をどう保証・保障するのでしょうか。秘密が漏れたときの救済はどうするのでしょうか。

F-4 子どもの意見表明・参加の支援

- ・どこの箇所を書くかは別として、子どもが意見表明をしたり権利を行使したことについて、不利益を及ぼさないということを明確にしてほしい。
- ・子ども自身に大きく関わる環境変化について当事者である子どもに説明し、意見を聞く機会や方法が少ないように思う。大人の義務として、骨子案にもっと強く書き込めないでしょうか。
- ・＜構成員としての参加＞にあるように、子どもたちの目の前から、実感していくことが何より重要だと感じました。目の前の「学校」で実感できないものを、放課後の会議に位置づけても意味がないなと思います。
- ・まとめなければいけないので難しいことではあると思いますが、「権利」は一方向だけに保障されるものでなく、「参加する権利」があるなら「参加しない権利」もあると良いなと思います。
- ・「子ども会議」の設置に異議はないが、選出・構成・運営などの詳細については、条例に書き込まず制定後に定める形でもよいのではないかと。議論が尽くされないで条例化されることを危惧します。
- ・市立小中学校においては、児童会や生徒会その他の日常的活動を通じて、子どもたちの自治的活動を奨励し学校はそれを支援することを加えてはどうか。そうした日常の自治的活動があれば、「子ども会議」に児童会・生徒会の代表が入ることが自然ではないか。
- ・子ども会議について、体裁を整えることに優先しすぎると、いわゆる「お飾り参画」や「形式的参画」といった大人に子どもがコントロールされるような参画に終わってしまうかもしれません。まずは子どもに関わる施策に関して、「あなたはどう思いますか？」と質問されるような機会が保障されることが必要だと思います。この時に、いわゆる「意識の高い子ども」だけでなく、どんな子どもでも聴き取られることが重要です。
- ・乳幼児やうまく言葉にできない子どもやしょうがい等のために言葉として表現できない子どもたちもたくさんいるというより、18才未満の人口からいったら十全に表現できる子どもの方がはるかに少数かもしれません。小学校の高学年でもうまく伝えられない子、中学生だから言いにくいこともあると思います。そういう子どもたちの意見表明は、その子に近い理解者である大人が代わって伝えることが必要です。

F-5 個別のニーズを持つ子どもへの支援

- ・個別のニーズを持つ子どもへの配慮がなされず、不利益を被った際に相談できる窓口も必要であると考えます。
- ・ここに書いてある『学びの場の自由な選択』は現在ありません。診断や行動観察等を元にして、障害の程度とし、その子に合った学びの場を判定されているのが現状です。まずは、すべての子どもがその地域の学校に通えたり学んだり生活できる環境を整備してから、その上で学びの場の自由な選択ができると思うので、その言及が必要です。
- ・P31 基となる考えに LGBTQ+ の記述も必要です。

F-6 おとなへの移行支援

G 子どもが安心、安全に生活していくために

G-1 子どもの事故の防止、事後対応

G-2 子どもの尊厳を傷つける暴力の防止

- ・子どもに対し肉体的・精神的に暴力をふるってしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「暴力は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。

G-3 虐待の防止

- ・児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトに分類されます。この中間報告書には身体的虐待と心理的虐待しか記述されていません。ぜひとも性的虐待とネグレクトの記述も書き加えていただきたい。
- ・子どもに対し虐待をしてしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「虐待は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。
- ・虐待親へのケアとケース会議は重要です。虐待親への支援として具体的に武蔵野市では何をしているかの記述も必要です。
- ・4行目「直ちに子どもを守る必要があり ⇒ 直ちに子どもを守る体制を作る必要があり」とした方が、より実効性があるように思います。
- ・P35「必要な学びの場」とはどこなのでしょう？「立ち直り支援」とは何をしているのでしょうか？この記述だけでは不鮮明です。

G-4 いじめの防止

- ・子ども同士のいじめが起きた場合、何を置いても被害児童生徒の「安心して生きる権利」を優先するよう求めます。一時的に加害児童生徒の「学ぶ権利」を制限してでも、別室登校させる、登校停止とするなどの応急処置が必要であると考えます。いじめの詳細について調査したり、加害児童に対する支援を行うのはその後です。
- ・いじめの未然防止についても骨子案に書きこむよう希望します。
- ・条例の骨子の追加「学校は、日常活動の中で、子どもの人権感覚を向上させる運営や指導をさらに進めていく必要があります。」を入れていただきたく思います。
- ・いじめを受けた子供だけでなく、いじめた子供へカウンセリングを受けさせるなど、根本的支援が必要。
- ・いじめを受けた子供は、学校に来られないなどの理由で学習権を侵害されてはいけません。サポート体制の強化。
- ・いじめについて、そもそも「いじめ」というふんわりした言い方をいい加減やめてほしいと思っています。学校に内における暴力・暴言・窃盗等、該当する犯罪名を使い加害者に犯している罪の重大さを自覚してほしいです。そういった名称に変更することによって「いじめ」に対して武蔵野市は厳しい姿勢を示す、と表明してほしいと思います。
- ・「いじめの防止」上記骨子の基となる考え、最後の○のオンブズパーソンが人選とありますが、本当に良いのでしょうか。過去の事例では、第三者性が保てるかが疑問です。仮に被害児童・生徒の保護者が第三者委員会の判断に不服のとき、市が指名した子どもの権利擁護委員が指名した第三者委員会の第三者性はないと言われかねない。私がいじめの第三者委員会の対応をしたときは、被害児童・生徒の保護者が雇った弁護士の指名した人で第三者委員会を設置しました。熟読すればまだあると思います。

- ・市長が重大と認めなくても必要な際はいじめの調査をする仕組みがいるのでは？寝屋川市のように。
- ・事故やいじめの重大事態について、その都度市長の判断で調査委員会を設置するのではその段階で既に第三者的ではなくなっています。初めから第三者機関で調査すべきです。また、既存の組織の組み合わせで済ませたりするのではなく、そのような事態に備えた第三者機関を設けておくことが重要であると思います。当事者や直接の関係者を含まない調査委員会であることが必要で、このことにより被害者や受傷者に同情することによって新たな「いじめ」が発生することも防ぐことが出来るのではないのでしょうか。
- ・スクールカウンセラーだけでなくスクールロイヤーもいつでも頼れるようにしてほしいです。

G-5 子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み—第三者的相談救済機関の創設

- ・「相談・調査専門員は必要に応じて内容をオンブズパーソンに報告」との記述があります。「オンブズパーソンを補佐するため相談・調査専門員を置く」とあるのに、何故全部報告ではないのでしょうか？
- ・オンブズパーソンについては、複数の合議体として機能させるべきである。なぜならば、個別事案について調査や関係機関との調整、要請を行うという職務があり、職務を遂行するためには裏付けとなる権限が必要であり、きちんとした合議体が必要である。オンブズパーソンと相談員は別に考えるべきである。
- ・中間報告 G-5 に記載された子どもオンブズパーソンの選定方法が示されていない。また、子どもオンブズパーソンがどのような法的根拠によって問題に介入するのか不透明である。実効性に疑問符の付く仕組みであり、再考を求めます。
- ・オンブズパーソンを選ぶときには市民全員が納得のできるような透明性と公平性を保ち、行政から独立しているべき。「別途」あとから定めるのではなく素案で具体的な手続きなどの方法を公開するべき。後出しは危険です。
- ・オンブズパーソンや相談・調査専門員の定員や任期あるいは選考基準について方向性が定められておらず、そうした未熟な段階で条例によって制度を創設することは恣意的な行政の温床となりかねません。

H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展

H-1 子ども計画の策定方法

H-2 子ども計画の推進方法

H-3 子ども計画実施結果の評価・検証方法 50

- ・「子どもプラン推進地域協議会」はあくまでも「子どもプラン」を推進し評価検証する機関であり、その上位規範である本条例を評価検証する機関は別途設置し（例えば、「子どもの権利条例推進評価委員」との名称）、むしろ「子どもプラン推進地域協議会」を監視する役割もあるはずです。また、子ども会議及びオンブズパーソンはその性格上、本条例の遂行者であり、遂行者が自ら自律的にチェック機能を働かせることがいかに難しいか、世の中でたくさん起きている不祥事が事実として証明しています。ここだけは、純粋に遂行者と検証者を切り分けて、公正中立な第三者を置くべきと考えます。

参考資料 7 委員会中間報告に関する子どもアンケート集計結果及びパブリックコメント意見要旨

1. アンケート結果

1 あなたについて教えてください

(1)あなたの学年(がくねん)を教えてください

	件数	割合
①未就学児(小学校入学前の子ども)	3	0.3%
②小学校1年生	3	0.3%
③小学校2年生	2	0.2%
④小学校3年生	0	0.0%
⑤小学校4年生	111	11.1%
⑥小学校5年生	162	16.3%
⑦小学校6年生	390	39.2%
⑧中学校1年生	156	15.7%
⑨中学校2年生	134	13.5%
⑩中学校3年生	1	0.1%
⑪高校生世代	18	1.8%
⑫その他	16	1.6%
合計	996	100.0%

(2)住(す)んでいるところを教えてください

	件数	割合
①武蔵野市(むさしのし)	977	98.1%
②武蔵野市以外(むさしのしいがい)	19	1.9%
合計	996	100.0%

(3)下のなかであてまるものを選(えら)んでください

	件数	割合
①武蔵野市内(むさしのしない)の学校や会社に通っている	952	95.6%
②武蔵野市以外(むさしのしいがい)のところにある学校や会社に通っている	41	4.1%
その他	3	0.3%
合計	996	100.0%

2 あなたは、「子どもの権利(けんり)」について知っていましたか？

(参考)令和3年9月市立学校アンケート

	件数	割合	割合	前回比
①よく知っていた	262	26.3%	24.7%	1.6%
②ことばだけは知っていた	495	49.7%	39.0%	10.7%
③まったく知らなかった	239	24.0%	34.4%	-10.4%
その他	-	-	1.9%	-1.9%
合計	996	100.0%	100.0%	

3 武蔵野市(むさしのし)が子どもの権利(けんり)についての条例(じょうれい)(ルール)をつくることについてどう思いますか？

	件数	割合
①よいことだと思う	812	81.5%
②どちらともいえない	117	11.7%
③よくないことだと思う	15	1.5%
④わからない	52	5.2%
合計	996	100.0%

4 「こどものけんりってなあに？」を見て、特(とく)に大事だと思うことや興味(きょうみ)のあることを教えてください(3つまで)

	件数	順位
①前文(ぜんぶん)【条例(じょうれい)で大事にしたいこと】	161	
②子どもの居場所(いばしょ)	374	3
③子どもが意見(いけん)を表(あらわ)したり参加(さんか)すること	262	4
④子どもの安心(あんしん)・安全(あんぜん)	486	1
⑤子どもの権利(けんり)を知(し)ること	134	
⑥いじめを止(と)めること	431	2
⑦子どもの相談(そうだん)	193	
⑧すべての子どもへの支援(しえん)	219	5
⑨おとなになるための支援(しえん)	118	
⑩子どもの権利(けんり)を守(まも)るための大人の役割(やくわり)	136	
⑪条例(じょうれい)の考(かんが)えを実現(じつげん)するための取(と)り組(く)み	160	
合計	2,674	

2. パブリックコメント(子ども)での自由意見

「こどものけんりってなあに？」第1号を見て寄せられた、子どもからの自由意見 881 件の内訳は下記のとおり。

	ページ	①未就学児	②小学校1年生	③小学校2年生	④小学校3年生	⑤小学校4年生	⑥小学校5年生	⑦小学校6年生	⑧中学校1年生	⑨中学校2年生	⑩中学校3年生	⑪高校生世代	⑫その他	合計
良いと思う	2	0	0	0	0	4	28	49	28	19	0	4	0	132
特になし		0	0	0	0	1	8	8	5	5	0	0	0	27
前文	3	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	1	1	10
子どもにとって大切な子どもの権利	3	0	0	0	0	0	2	8	2	19	0	4	0	35
子どもの居場所	4	1	1	0	0	15	10	52	10	3	0	0	0	92
子どもが意見を表したり参加すること	5	0	1	0	0	2	11	46	15	7	0	2	0	84
子どもの安心・安全	7	0	0	1	0	3	10	30	12	4	0	0	0	60
子どもの権利を知ること	8	0	0	0	0	5	6	19	6	8	0	4	0	48
いじめを止めること	8	0	0	0	0	5	19	37	10	3	0	3	0	77
子どもの相談	9	0	0	0	0	2	15	28	10	2	0	0	1	58
すべての子どもへの支援	11	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	0	9
おとなになるための支援	11	0	0	0	0	0	2	3	2	1	0	1	0	9
条例の考えを実現するための取り組み	12	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6
大人の役割	12	0	0	0	0	1	6	7	1	1	0	0	0	16
その他	13	2	0	1	0	20	25	89	40	22	0	5	14	218
合計		3	2	2	0	59	145	392	143	95	0	24	16	881

自由意見回答者数	3	2	2	0	57	116	270	99	74	0	12	14	649
アンケート回答者数	3	3	2	0	111	162	390	156	134	1	18	16	996
	100%	67%	100%	0%	51%	72%	69%	63%	55%	0%	67%	88%	65%

意見要旨

1. 良いと思う等

子どもの権利についてあまり知らなかったが大切だと感じたという声や自分たちの権利を守ってもらえるのが嬉しい、安心するという声が多く寄せられました。

【良いと思う・大事だと思う】

- ・そこまで権利についてよく考えてはいなかったけどこれを見て権利が大切だということがあらためてわかった。
- ・初めて知って子どもの権利条約は、子どもがどれだけ大切なものなのかを教えてくれる。みんなに子どもの権利条約が伝わってほしい。
- ・もし子どもの権利がなかったら、楽しく生きられている子が、今より少なくなっているかもしれないから、子どもの権利は、重要だと思う。
- ・ここでしっかり子どもの権利条約を定めておかなければ武蔵野市は雰囲気が悪い街になってしまう
- ・子どもの権利があることは知っていたけど、条約や条例の内容は詳しくは知らなかった。色々な視点から作られていて僕達の生活にも深く関わっていた事を初めて知った。
- ・今まで自分は関係あることなのだろうか？と思っていたが、手紙を見て武蔵野市のこどもたち全員が必要だし、重要なことだと思った。
- ・子どもにとって大切な権利がとつても納得できる内容でとつても安心していいと思う。この内容は全部子どもから思いや願いを聞いたものでとてもいいなとも思った。
- ・私達が大人になったときにこのような取り組みを受け継いでいきたいと思った。
- ・子どもの権利についてわからなかったけどこどものけんりってなあに？を見て条例を作って欲しい。

【嬉しい、安心する】

- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・私達子どもに対する権利を考えてくれるのはとても嬉しいと思った。
- ・子どもの権利などは子どもの意見などを取り入れて作ってくださるのは嬉しい。
- ・条例を作るのに私達子どもに意見を聞いてくれるのは、とても嬉しい。
- ・このような「子どもの権利」があれば、どんな人も安心して、快適に過ごせると思った。
- ・自分たちの暮らしが、楽になっていくように感じてとても嬉しい。

【願い】

- ・条例の考えが実現してほしい。
- ・子どもすべてがやさしい心をもつようにしてほしい。
- ・誰もが安心して未来を目指せるように一人ひとりの個性を尊重できる社会になったら良いと思う。
- ・大人には子どもを守る義務があり、子どもは守られるために自分ができることや自分で考え行動することが大切であり、子どもは必ずルールを守らなければいけないと思う。
- ・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている。
- ・自由に楽しく幸せに、が大事だと思う。

- ・子どもの状態に合わせて色々な権利を達成できたら良い。一気にすべての権利を行おうとしないで、一つ一つ関連づけていけたらいい。
- ・十分な子どもへの対策がされることを願っている。
- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のように実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思うので、早く条例が明確に確立して、すべての子どもがのびのびと暮らせる武蔵野市になって欲しい。
- ・虐待や虐待死のニュースを見て親の勝手さや、世間の冷たさにショックを覚える。条例を通して子どもの権利が広く認知されて、嫌なニュースが無くなって欲しい。

2. 前文

「子どもの権利を守ること」「子どもにやさしいまちを目指すこと」など、とくに小学校6年生から意見がありました。

《主な意見》

- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・子どもの権利を守ることは、重要だと考える。
- ・条例を通して子どもの権利が広く認知されて、虐待などの嫌なニュースが無くなってほしい。
- ・子ども一人一人が個人として尊重されることはとても大事だと思った。大人も積極的に取り組んでほしい。
- ・子ども一人ひとりが人間として大切にされることはいいと思った。大切にされないと将来が大変なことになる。
- ・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている。
- ・どうやってやさしいまちにしていくのか具体的に説明してほしい。
- ・前文に幼稚園生もわかるような説明を入れたほうがよい。

3. 子どもにとって大切な子どもの権利

中学2年生を中心に、休む権利や、意見を表し参加する権利、差別されない権利に対する意見が多く挙げられました。「子どもの権利を守ること」「子どもにやさしいまちを目指すこと」など、特に小学校6年生から意見がありました。

《主な意見》

【休む権利を大切にしてほしい】

- ・休むときに親の目があるからと言って言い出せない人もいると思うので、親に言わなくても休めるようにした方が良くと思う。
- ・辛いときは休んでもいいことを知るといのはとても大事だと思うし、余裕を埋めるような仕組みを作るのが大切だと思う。
- ・嫌なことがあったり、体調が悪いときなど、休みたいときに休める環境をつくるのが大切だと思う。
- ・条件は必要だが、疲れた時に一年間に3～5日ほど自由に休める制度が必要だと思う。
- ・体調が悪かったり、生理前や生理中で気分が悪く辛いとき部活や学校を休みたいと思う。しかし、「生理

がつらくて休みたい」と言ったら母親は「いいよ」と言ってくれるが、父親や教師、周りの友達などから否定的なことを言われ、結果的に休めなくなってしまった。そのようなことをなくすために、男性にも生理のつらさを理解してもらうこと、休むことへの理解を深めること、休みやすくするための環境を整備することがとても大切だと思う。

【意見を表し、参加する権利】

- ・いやなことは嫌と言える権利が大切だと思う。
- ・人と対等に話せる権利が大切だと思う。
- ・自由に意見を表すことはとても大事だと思う。これからの時代は大人だけでなく子どもの意見も積極的に取り入れていくべきだ。

【差別されない権利】

- ・差別されない権利はきちんと大切にしてほしい。
- ・LGBTQ+やセクシャルマイノリティを抱える子どもにとっても優しい条例を作してほしい。
- ・子どもだからって差別しないでほしい。

【その他、大切な子どもの権利に対する意見】

- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のように実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思う。
- ・多くの中学校でブラック校則が多く、友達からも言われるので、安心して生きる権利や自分らしく育つ権利として変えてほしい。
- ・望まれない妊娠として中絶で生命を失う胎児の生きる権利も守る必要があると思う。
- ・疲れたとき、図書館に行ける権利が良い。
- ・学ぶ権利は既にあるが、親の貧富格差で大学進学できない家庭支援はどうするのか。私学の授業料免除まで貧しくない家庭で、実際には私立大学の学費を出せない家庭が多いそうだ。将来の借金になる奨学金(給付型は年収で対象外)があるが、学ぶ権利の前で、親の貧富の差で借金のある人と無い人が生じて良いのでしょうか。実際の生活実感からの活動をお願いしたい。
- ・条例案は本当に現状を変える事ができるのか。
- ・休むための仕組みが必要と書いてあるけど、どのような仕組みがあるのか、差別されない権利とあるが具体的な対策はあるのか。

4. 子どもの居場所

遊具やボールで遊べる公園や、遊んだり勉強したりできる施設(居場所)がほしいという意見が多くありました。また、とくに小学校高学年や中学生からは年代によって遊び方が違うため、専用の場所がほしいという意見もありました。子どもたちが自由に遊べる場所、安心して過ごせる場所を求める意見もありました。

《主な意見》

【公園】

- ・遊具がたくさんある公園をつくってほしい。

- ・安全に遊べるように公園を多くほしい。
- ・怪我をせず、のびのび遊べるように、小学生と中高生が遊ぶ公園を分けてほしい。
- ・大きい年の子ども、小さい年の子どもそれぞれが優先される曜日、時間、場所の制定を希望する。
- ・コロナ禍では大きいスポーツ用のグラウンドがないと練習も試合もできずつらかったので、市営グラウンドを作って欲しい。
- ・ボールが使える場所を増やしてほしい。

【あそび場・居場所】

- ・遊ぶ場所が少なくなっているので、遊び場を増やしてほしい。
- ・子どもたちだけで予約や登録などをしなくても勉強をしたり、教え合ったりできる施設がほしい。
- ・雨の日でも遊べる居場所がほしい。
- ・いじめられて苦しんでいる人が安心できる居場所がほしい。
- ・コミセンに小学校高学年や中学生が自由に出入りでき気軽に遊べる部屋や施設がほしい。
- ・小学校高学年から中学生は、遠くに行くこともできず、遊ぶところが少ないので、中学生が思いっきり遊べるような場所を作してほしい。
- ・子どもだからといって、大人よりもルールを厳しくしないでほしい。

【学校等】

- ・長期休業中に学校で友達とスポーツしたり勉強を教えてくれる場所がほしい。
- ・習い事をしたいが、お金がないので、部活を充実してほしい。
- ・自分らしく生きられるようにするのに、なんで学校ではやることが決まっているのか。
- ・学校など社会の場で居場所を作ることが大事だと思う。

【その他】

- ・子どもにとっては自分の居場所があるということが一番安心する。
- ・自分たちがゆったり落ち着いたり、のんびりと過ごせる場所が減っているので、みんなが楽しめる行事を増やしてほしい。

5. 子どもが意見を表したり参加すること

年代問わず、「大人と対等に、子どもの意見も聞いてほしい」という意見が多く寄せられました。そのほか、自分に関わることは自分で決めたいという意見や、学校内においても、子どもの意見を聞いてほしいという意見もありました。政治の授業を受けた小学六年生からは、子どもも政治に関わりたいという意見も多く挙げられました。

《主な意見》

【子どもが意見を表すことは良いことだ】

- ・大人には、思いつかなかった意見とかも出ると思うからいいと思う。
- ・大人が子どもの意見を尊重し、しっかり子どもと向き合ったという経験は、子どもにとっても今後の人生に大きく関わると思う。

【参加したい】

- ・ムサカツなどの活動をもうちょっと多く行った方が良い。
- ・各学校の子ども代表が、話し合いをするなどの機会を作ったほうが良い。
- ・子どもが意見を表し、もっと政治に関わっていけるようになれば良い。

【自分のことは自分で決めたい】

- ・将来について親や先生など年上の人からのアドバイスはほしいけど、自分の将来は自分で決めたい。
- ・学校の指定服に関して、着たい人は自由服を着ればよいし、指定服を着たい人は着ればよい。自分が望む格好をしたい。
- ・中学校では、お化粧はだめ、肌の露出は避けるなどあるが、自分がしたい格好をすれば良いことなのではないか。また、学校の指定服を着ることで、個性が失われたり、気候に合わず、変な感じがしたりしてしまう。
- ・子どもはこれから先、社会の歯車として働いていく。その歯車には大きさは決まっているが、動く場所、動く長さ、歯車一つひとつの形は僕達子どもたちが決めることであり、学校で習う勉強や社交性もまた、学校ではなく、子どもが決めることだ。
- ・子どもはできるだけ自由に楽しい生活をしたい。親にあれやりにさいこれやりにさいと言われるとストレスが溜まる。

【意見を言える機会や仕組みをつくってほしい】

- ・もう少し自由に子どもが意見を発信できるように意見箱やホームページを作ったり、月1～2回程度アンケートをとってほしい。
- ・市の政策や計画に子どもの意見を聞くことはいいと思う。
- ・子ども達が自由に意見を言える場所を設けることが必要だ。
- ・小学生でも「Teens ムサカツ」のように意見を実行委員として自由に言える場がほしい。
- ・子どもの意見を反映できるように、子どもたちのためのディスカッション企画が効果的ではないか。
- ・子どもが地域活動にもっと関わられるような企画を増やしてほしい。

【大人と対等に話し合いたい】

- ・子どもは親に対して自分の意見を言えないので子どもと大人が対等な立場になって親とも話し合えるようにしたい。
- ・大人だけでなく、子ども自身の意見を表したりできるようにした方が良い。
- ・子どもが大人になる過程で、大人の意見や主観を押し付けることによって、その子どもが大人になった時に同じようなことをしてしまうと悪循環になるので良くない。子どもの意見を否定せず尊重できる大人が、将来を担う子どもの良いお手本となると思う。
- ・大人がルールを守っていないのに、子どもばかりに言う。
- ・大変なことだけ子どもに任せる。
- ・子どもなのと言われることが嫌い。なぜ子どもはやっちゃいけないとかなどを決めつけられないといけなかがわからない。できるだけ子どものやりたいことなどを優先的にやることもいいと思う。
- ・「子どもだから」と、自分の話を聞いてくれないという話もよく聞いていたので、やはりすべての子どもに権利が必要だと思う。この条例により、不満の声が無くなると良いなと思う。

【学校等】

- ・いじめや差別などをなくし、学校の皆が仲良く安心して学校生活を送れるようなルールを子どもの意見を聞きながら作ってほしい。
- ・授業内で自分の意見を積極的に発信できるような環境をつくることでみんなで学びを築けるようにしてほしい(発言できない人を減らし授業を楽しく学ぶこと)。
- ・学校内において、より生徒の意見が反映されるような場を設けてほしい。
- ・子どもが先生に自分の意見を言えるような雰囲気を作ってほしい。

6. 子どもの安心・安全

小学校5・6年生や中学生1年生からの意見が多くありました。虐待・暴力については、防ぐための方法や起きてしまったときの対応についての意見が多くありました。また、子どもの安全のため、交通事故等が起きないようにするための対策についても多くの意見が出されました。また、子どもが安心して生きるためにはその環境をつくり、大人が守っていく必要があるという意見もありました。

《主な意見》

【虐待・暴力の防止】

- ・大人の子どもに対する暴力的な発言や暴力を防止する。
- ・いじめ、虐待を防ぐために学校や保育園の先生に最低でも2ヶ月に一回はいじめや虐待がなかったか聞き込みをする。
- ・いじめや虐待などが起きたときに子どもが大人に相談することができないときにどういう対応をするのか
- ・成績が悪いと、親から虐待を受けてしまい、心が傷つくことがある。
- ・親から虐待を受けることもあり、子どもは疲れているのだから、もう少し休む時間がほしい。
- ・虐待への罰を重くして虐待を早くなくさないといけない。
- ・最近、いじめや教師による体罰等といったこともよく耳にするので、より子どもの生きやすい環境づくりも必要。

【事故防止】

- ・複雑な曲がり角などでは事故などが起こりやすいので安全に通れるようにするために、カーブミラーなどの設備を増やしてほしい。
- ・交通事故が起こりにくくするために、車を運転するときは自分の身の安全や心を確認してから運転するようにしてほしい。
- ・夜に道が暗いと危ないため街灯をつけてほしい。
- ・信号の青の時間が短く、小さい子どもや足の悪い人が渡り切るのが大変で最悪事故につながる可能性がある。
- ・ケガをしたり、障害があっても安心して暮らすために、エスカレーターやエレベータを色々なところに設置してほしい。
- ・自転車で車道を走るときに車とぶつかりそうになることがあるため、自転車専用の道を作るなど車と自転車が通る道を分けてほしい。

【その他】

- ・ちゃんと生きられないと、大人になれないかもしれないし、遊ぶことも、学ぶこともできないので、安心して生きる権利が、必要だと思う。
- ・大人は、子どもの居場所を守り、子どもが安心、安全に生きていける環境をつくり、守ってほしい。
- ・バスでマスクをしない人がいるが、大勢の人がいる公共交通機関ではマスクの着用を義務付けたほうがいい。
- ・ポイ捨てをやめさせる。
- ・世の中には、悪い大人、正しいことがわからず大人になってしまった子ども、守られるべき命が守られなかった子どもなどが多くいるので、子どもの権利や自由そして、安全を守ることは、絶対に大切なことだと思う。

7. 子どもの権利を知ること

「子どもの権利について知ることは大切」「子どもの権利について教えたり考えたりする機会をつくってほしい」などの意見がありました。

《主な意見》

- ・自分に関わる「子どもの権利」を知ることができた。
- ・子どもの権利を知るために、学校などで授業をするなどしてほしい。
- ・学校で授業をするなど、子どもの権利について聞ける環境をつくった方がいい。
- ・子どもの権利を広めて、知っていくことは大切だと思った。
- ・大人たちもこの条約、条例があることを伝えてほしい。
- ・チラシだけではなくポスターや、動画、インターネット、新聞などで広めたらよいと思う。
- ・幼いうちから子どもの権利を伝えていくことは大切だと思う。
- ・大人だけが動いていて子どもには浸透しない可能性が高いのではないか。特に小学生以下の子どもたちは情報源が少ないので、条例の存在とその意味をきちんと伝えていき、意味のある条例になれば良いなと思う。

8. いじめを止めること

「いじめられたときに相談できる時間や場所があるといい」「いじめのない安心できる場所をどうやってつくるのか」などの意見がありました。また、いじめをなくすことやいじめが起きたときの対応についても意見がありました。

《主な意見》

【相談】

- ・相談窓口まで行くのは勇気がいるので、相談しやすい場所をつくってほしい。
- ・一人一人に相談できる時間をつくることや相談するところをつくってほしい。
- ・相談を受けた人は、「子どもの秘密を守る」がいいと思う。
- ・例えば、話すのは嫌な人が相談できるように、学校に手紙で出せる箱をおいたりしたらいい
- ・窓口設置は、既存の子ども向け窓口が「失敗」のため新たに設置するのか。既存のシステム、SOSダイヤル、児童相談所、子ども家庭支援センターなどがダメな理由と反省を明確にしてから、新しく窓口を設置

してほしい。

【いじめをなくす】

- ・学校をいじめのない安心できる場にしていく方がいい。
- ・学校のいじめのない安心できる場をどうつくるのか知りたい。
- ・いじめを止めることを条例として発表してほしい。
- ・いじめはやめようと学校が言っても全然いじめをやめない人がいるのでその人達に注意をしたり、親にその事を言ったりしたほうがいい。
- ・いじめを無くすために学校全体に張り紙をすればいい。
- ・いじめ、虐待を防ぐために学校や保育園の先生に最低でも2ヶ月に一回はいじめや虐待がなかったか聞き込みをする。
- ・いじめている人が反省して自分から「もうしない」と決めなければ解決できないから、いじめられた側が「いじめを受けている」と言っていたら周りの人がしっかりいじめっ子を見張っている必要があるのではないか。
- ・いじめについてのことは、すごく深刻なことなので、もっとしっかりと体制を整えてほしい。
- ・いくら教材や専門授業で意識したように見えても、激しすぎるいじめが描かれている事が多いので、本当のいじめはどこからなのか、そしてどういうものなのかということをしっかり学ぶ機会があったほうがしっかり意識することができるのではないか。

【いじめが起きたとき】

- ・いじめが起きたとき、それをだれかだけが抱えこまないように、教育委員会などに適切な報告がいくような組織をつくってほしい。
- ・実際にいじめは治らないから、いじめかなと思ったら大人がすぐにやさしく止める事が一番大事。
- ・いじめてきた人にちゃんと人を傷つけているということを自覚してもらいたい。
- ・いじめをしてしまう人もストレスや悩みを抱えているかもしれないので、心のケアをできるようにしたほうが良いと思う。

【その他】

- ・いじめだけでなく、ちょっとした意地悪、嫌がらせや陰口などを間接的に聞いて誰かが傷つくような行為をなくせるような武蔵野市にしてほしい。
- ・本人はいじめと感じていないけれど他人から見たらいじめということが多発している。
- ・青少年の引きこもりはいじめが主なきっかけであると思うので、若年層の引きこもりに対する支援も考慮に入れてもいいと思う。

9. 子どもの相談

子どもが相談しやすいように、相談方法の工夫が必要という意見や、相談窓口でなく、先生など身近な大人等に相談したい、秘密を守ってほしいという意見が寄せられました。

《主な意見》

【賛成】

- ・いじめなど深刻な問題が起きたら、気軽に相談することができる場所があるといい。
- ・私達子どもは子どもの権利を深く知り、少しでも、「これって正しいことなのかな？」と疑問に感じたら子どもだけで利用できる相談所があるといいなと思う。
- ・公共施設で相談などもできてとてもいいと思う。
- ・いじめは無くならないと思うので安心感のある相談所があるといいと思う。

【疑問・懸念など】

- ・相談できる場所があったところで殆ど使われないと思う。
- ・知らないに人に、困っています、助けてなどは、言わないと思う。困ったときは、友達やお母さん、お父さんに相談しましょう、などと呼びかけたほうが良いのでは。
- ・オンブズマンはクレーマーにちゃんと意見できないと思う。絵に描いた餅にオンブズマンという利権に税金が使われるだけだと思う。

【相談の手法を工夫してほしい】

- ・学校や市役所などの施設に相談するのは、なかなか難しいので、市や学校から PC でアンケートを送ってもらえれば相談しやすい。
- ・相談に関しては電話だけとかではなく、他にも色々な手段(インターネット上のチャットや手紙、メール等)で相談できるようにしたほうが良い。
- ・「子どもの相談」では、本当に落ち込んで、何もできなくなっている子は、相談場所にもいけないと思うから、そういう時にどうするかも、決めてほしい。
- ・話すことが嫌な人も相談できるように、学校に手紙で出せる箱を置くと良いと思う。
- ・名前や小学校や年齢も(顔なども)相談をする相手にも言わない無料の電話の相談窓口なども必要だと思う。

【気軽に相談したい】

- ・市の相談窓口まで直接行くことは勇気がいることだから、もう少し相談しやすい場所を作って欲しい。
- ・困ってはいないけど、もっと気軽に相談できるようにしたらいい。例えば、一ヶ月に一回、相談室に困っていること以外でも、お話しに行くなど。
- ・もっと身近にいつでも誰でも相談できる場所を作って欲しい。

【積極的に広報周知してほしい】

- ・市に相談だと規模が大きくて話せない子も出てくるからそこが具体的にどういうところなのか伝えることが大切だと思う。
- ・また子どもが相談できる場所があるということをもっと広く広めることが大切だと感じた。

【秘密を守ってほしい】

- ・子どもの相談内容は個人の情報だから、相談を受けた人は子どもの秘密を守るようにするのがいいと思う。
- ・言わないでほしいと言ったこと以外のことも秘密にしてほしい。

【相談窓口以外に相談できる人・場所がほしい】

- ・子どもは、1人で抱え込むことが多いので、親や近くの大人が気づき、声をかけてあげることが大切だと思う。
- ・相談窓口には相談しづらいので、まずはスクールカウンセラーや先生への相談などから始めればよいと思う。
- ・カウンセラーに話しかけられない人がいるかも知れないから、先生などが少しだけ声をかけるなどしたほうが良いと思う。
- ・困っている子ども同士で気軽に話せるところも作ったほうがよいと思う。

【その他】

- ・とても良いと思うが、もし自分の心の中だけで閉じ込めて窓口などで話しにくい人がいたらどうするのかも書いてほしい。
- ・困っていても、先生と相談している姿を見られたくないから学校で相談しにくいとおもっている人がいる。

【疑問】

- ・相談は誰でも行っていいのか

10. すべての子どもへの支援

小学校6年生～中学生から、様々な環境や状況にある子ども一人ひとりにあった支援を求める声が寄せられました。

《主な意見》

- ・子どもは、一人一人にあった支援を平等に受けることができたら良い。
- ・苦しい子ども(ヤングケアラー)などに対する生活の支援があったほうが良いと思う。
- ・色々な子どもが他の子どもの特徴的な行動や、障害のある人の気持ちをしっかり考えられていく子どもたちになるのを支援したほうが良いと思う。
- ・日本には母子家庭の貧困が増えていると聞いたので一人ひとりにあった支援を受けることはとても大切だと思う。

11. おとなになるための支援

大人として生きていく将来を見据えたうえで、より自信をもって社会で生きていくための支援を求める意見が寄せられました。

《主な意見》

- ・子どもの権利には色々なものがあり子どものときにたくさん学びおとなになって立派になることが目的ではないかと思う。
- ・おとなになるための支援ってどんなことをするのか気になる。
- ・子どもが大人になるときに、自信を持って社会で生きていくための支援を受けること。
- ・子どもが大人になるために税金や仕事(職業)、法律やメディアリテラシーについて詳しく教える教室を

開くのがいいと思う。

- ・学校や社会は、安全な生活や素晴らしい人生を自立するまでは、後に社会の一員となる子どもを守り、その子どもがいつかおとなになり、権利を守らせる、守る立場になる。
- ・18歳成人になり自由が増える一方、契約など責任が伴うため、世間のことを知らずになんとなく成人することが少し不安なので、成人になることについてよく理解できる場が増えたらいいと思う。

12. 条例の考えを実現するための取り組み

条例の考えを実現させてほしい、条例の考えに基づき具体的に取り組んでほしい、という意見が寄せられました。

《主な意見》

- ・早く条例の考えを実現させてほしい。
- ・これからも子どもが安心できるような施設や取り組みができるといいなと思う。
- ・素晴らしい条例だが、すべての子ども達に実現させるのはとても難しいことで、どうすれば、すべての子ども達が権利を持てるのか、考えることが大切だと思う。
- ・条例が実行しないと意味がないので、子どもが全員平等・安心安全な生活をおくれるようにこの条例、考えを実現させる取り組みが大事だと思う。
- ・条例の考えを実現するための取り組みは具体的にどのようなことをしているかが可視化できるようにしたらどうか。

13. 大人の役割

親をはじめとした周りの大人に意見を尊重してほしいという意見や、大人が協力して子どもを守ってほしいという意見が寄せられました。

《主な意見》

【学校等の育ち学ぶ施設】

- ・お母さん お父さんを休ませてほしい。先生達の人数を増やして、先生達が頑張ればよいと思う。
- ・先生も一人一人大切にできるように、幼稚園・保育園・小学校・中学校の先生の人数を増やしてほしい。保護者と子どもの悩みを聞ける人数してほしい。
- ・一番身近な教師の方々について、教師はこのような権利を率先して考えてくれる存在だと感じていたが、教師の中には自分が率先して行っている「良いこと」を子どもに押し付けたり(特に生活面)、自分が生徒に対して偉いと勘違いしているという方もいるように感じる。隠していても、たまに本性が出ることもあり、それで生徒が傷ついても、他の先生からは「普段怒ったりしない先生を怒らせるようなことしたんだな」で片付いているのではないか。
- ・近頃いじめの学校側の対応が不適切だというニュースを見たので良いと思う。

【家庭】

- ・最近の親は子どもの意思を尊重しない親が多いのでそこもどうにかした方が生きやすくなる。

【その他】

- ・未来のことなどを分けわからない親の操り人形ではない、自由な環境にしてほしい。
- ・子どもの権利は、大人が知っていないと意味がない。
- ・子どものことをよく見ても子どもが思っていることが出来ていない。
- ・大人が色々と子どもを守ってくれるのはすごくいいことだと思う。
- ・市、事業者、学校、家庭が協力して、子どもを守っていけるようになれば良い。
- ・特に大人の協力が必要だと思う。

14. その他

子どもの権利について、疑問や懸念の声もありました。また、日常の生活のなかで感じる大人に対する思いも出されました。

《主な意見》

【広報】

- ・「子どもの権利条約」について知っている人があまりいなかったし、もし武蔵野市の新聞に載せていたとしても子どもは読まないと思うので、ポスターにして学校に掲示したら良い。
- ・難しい言葉で書かない(伝えない)方が良いと思う。小さい子からお年寄りの方までの市民全体でわかってもらえるようにするためには誰にでもわかる言葉でわかりやすく伝えてほしいと思う。

【学校等】

- ・無意味な校則がたくさんある。
- ・勉強に影響する練習の多さの部活を辞める権利はないのか。
- ・ルールを作るのはいいが学校での生活や部活に影響するようなことはやめてほしい。
- ・あゆみで成績を決めることはやめてほしい。
- ・体力測定などで運動神経を決めることはやめてほしい。

【疑問・懸念など】

- ・条例は、作りすぎでは大人を束縛するかもしれないので、行き過ぎは良くないと思う
- ・最近権利を利用して悪いことをする子ども(「何もしていないのに〇〇〇にいじめられてる!」などと叫び散らす)ということを知ったことがある。この権利を作ることには、何かしら悪用する人もいるということも頭に入れておいたほうがいいのかもしい。
- ・子どもの権利でのルールを決めることは良いことで、子どもの大きい争いなどはなくなると思う。しかし、そのルールがたくさんあると逆に子どもたちがいろいろ迷惑になってしまうので本当に作っていいかは、迷ってしまう。
- ・子どもの権利を守る活動は大切。聞こえの良い表面的な条例文の作成にとどまらず、具体的な内容を作って欲しい。配布された条例前文や条文の内容は憲法や児童向けの法律を子ども向けに簡単な言葉に置き換え、書き直しているだけに感じる。
- ・もっといい街を作るためにも子どものことは子どもが一番良くわかっているので武蔵野市の子ども全員にアンケートをとるべきだ
- ・子どもの権利条約は「18歳未満の子ども」が対象だが、「18歳」にはまだ高校3年生の人も含まれている。いくら成人といっても、高校生はまだ親に頼らないといけなことが沢山あるし、他の大人に対してかな

り弱い位置にいると感じる。大人より弱い子どもを守るための権利は、法律上は大人だとしても、18歳の高校生まで持てるようにするべきではないか。条約自体は、世界の多くの成人「18歳」より低い年齢の人に向けられたもので、海外ではその年齢で自立しているのかもしれないが、日本は日本に合わせたものを作るべきで、それは武蔵野市の条例もそうだと思う。

【その他】

- ・自動ドアの設置、自転車登校の許可、トイレの自動洗浄装置の設置、更衣室の用意、まちのごみ箱設置、路上喫煙禁止などの具体的な意見。

3. むさしのクレスコーレからの意見

むさしのクレスコーレは、武蔵野市教育支援課が NPO 法人文化学習協同ネットワークに委託して運営する、市内の不登校の中学生のための「もうひとつの居場所」で2020年7月に開所した。

「こどものけんりってなあに？」第1号を見て、中学生がマインドマップの作成などを行った。

《子どもからの意見》

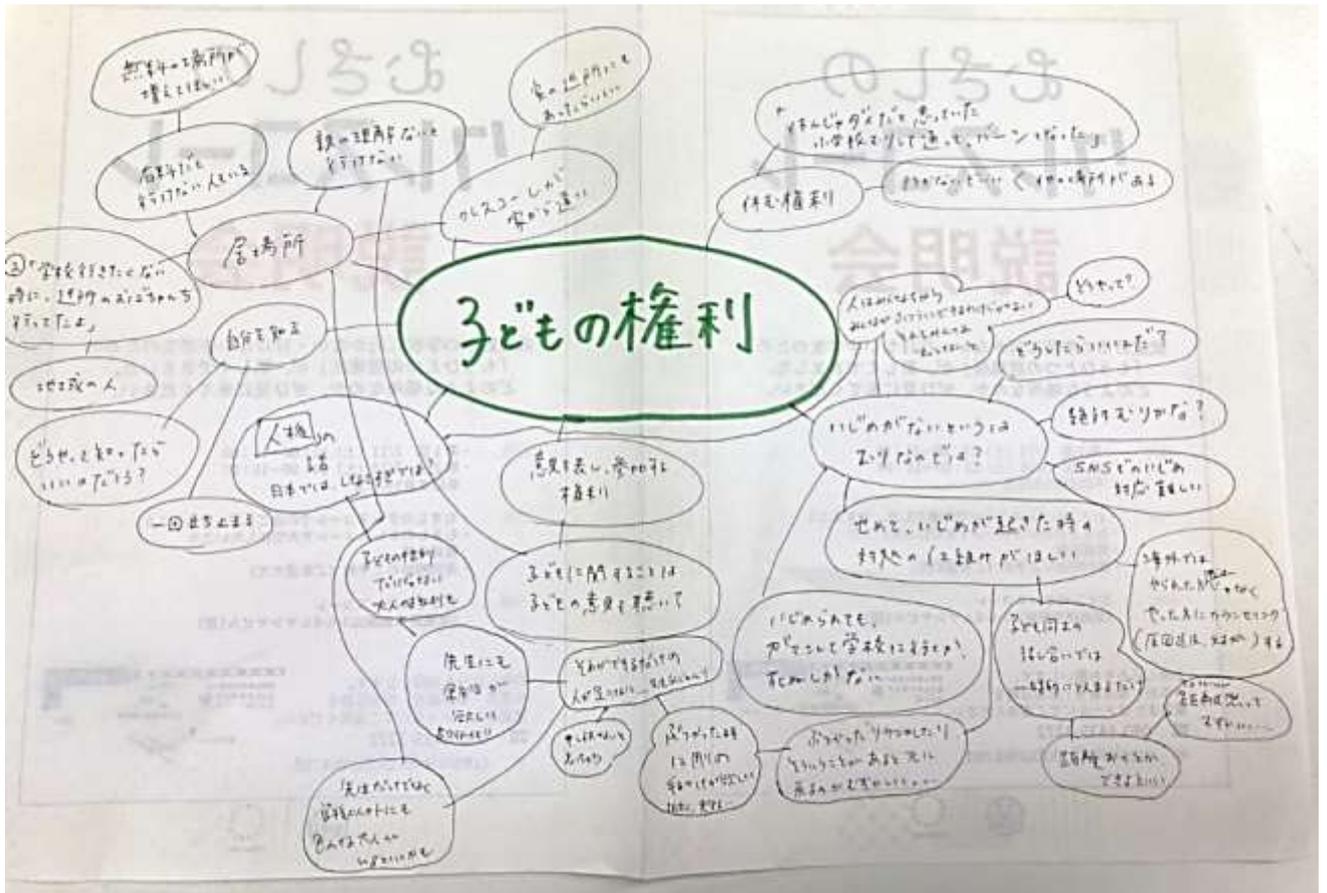
メンバーたちからは、「つらいときは休んでもよいということを知ることが大事」「子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、意見を大切にする」「いじめが起きた時に、それを解決するための仕組みを整える」などが「大事なことではないか」という意見が挙がった。

・マインドマップで出された主な意見

<p>子どもの居場所</p>	<p>クレスコーレが家から遠い一家の近所にあつたらいい 親の理解がないと行けない 有料だと行けない人もいる ー無料の場所が増えてほしい 学校に行きたくない時に、近所のおばちゃんちに行つてたよー地域の人 * <先生だけでなく 学校以外にもいろんなおとながいてもいいかも></p>
<p>休む権利</p>	<p>休んじゃダメだと思っていた 小学校に無理して通つて、バーンとなつた 行かないでいいほかの場所がある</p>
<p>いじめ</p>	<p>いじめがないというのはむりなのでは？ 絶対無理かな？ SNS でのいじめ対応難しい どうしたらいいんだろう？ せめて、いじめが起きたときの対処の仕組みがほしい いじめられても、ガマンして学校に行くか、死ぬしかない ……そういうことがあると元に戻るのは難しい… ぶつかつたときにまわりの手助けがほしい 話を聞く 見守る それができるだけの人が足りない 先生じゃムリ 申し訳ないと思つちゃう 先生にも余裕が欲しい 子どもの権利だけじゃない おとなの権利も * <先生だけでなく 学校以外にもいろんなおとながいてもいいかも></p>

* 両方をつなげて表現していること

マインドマップ



《スタッフより》

中間報告の内容として、「休む権利」「子どもが安心して、自分らしくいられるための居場所をつくる」ということが明記されていること、不登校の居場所のスタッフとして、とてもうれしく、ありがたく感じました。

条例が、「学校に行かない・行けない」ことで自分を責め、孤立する子どもたちや家族はもちろん、学校や市民の皆様に対しても、子どもは休んでもよいのだということ、学校以外にも子どもの学習や成長を支援する場があるのだということへの理解を深めていただくための、大きな一歩となることを願っています。

ぜひ今回の取り組みを続けていただき、子どもたちの想いが反映された条例案になりますよう、微力ながら応援しております。

引き続きクレスコーレでも、今回の条例作りの話をきっかけに、子どもの権利について話し合い、考えを深めていけたらと思っています。

4. 中高生世代ワークショップ Teens ムサカツからの意見

令和4年6月12日に Teens ムサカツ実行委員会第1回実行委員会を開催し、中高生世代30名が参加し、「こどものけんりってなあに？」第1号を見て、5つのグループに分かれて、どんな項目が気になったり大切だと思ったか、またその理由や思ったことなどについて、グループごとに意見交換を行った。

《意見》

【前文】

- ・ 子どもたちの安心が大切。そのために人とつながること、他人との関わりが必要。

【子どもにとって大切な子どもの権利】

- ・ 遊ぶことは大切。楽しいことに向き合うことで社会に出ても集中力を養うことができる。
- ・ 大人が考える子どもの権利ではなく、子ども自身が考える権利について知りたい。自分らしくのびのび暮らせる環境を、周りの人たちに作りだしてほしい。
- ・ 「安心して生きる権利」について。安心する環境は自分だけで整えることはできない、周りの人と協力して自分らしくいられる居場所を作り出していくべきでないか。その人の安心する居場所をつくるためには、その人のことを知ることが大切。
- ・ 本人しか分からない要望を聞く必要がある。子どもが悩みや考えを相談できる環境が重要。
- ・ 「休む権利」があるならば、学校の欠席について体調不良やケガによるものと、学校に行きたくないという理由では何かしらの区別をした方が良いのではないか。
- ・ 子どもがづらいとき休むことも大切だが、学校自体が環境を変える対策も重要。
- ・ いじめを気軽に相談できる場が大事。
- ・ 「先生に言われている」感じの授業ではなく、自分から学ぶ教育に形式を変える。
- ・ 公立の学校と私立の学校の間、授業の内容や環境の格差をなくす。
- ・ 基本的な権利だからこそ、当たり前のようにみえる権利が守られているか見直すべき。

【すべての子への支援】

- ・ 個性に合わせた支援が必要。具体的にどのような支援があるのか気になった。
- ・ 支援が依存にならないようにするのも大事。

【おとなになるための支援】

- ・ 子どもに支援を受けられたかで大きく人生は変わる。教育はもちろん、大人になるための支援は大切。
- ・ 大人になるまでにお金がかかる。低所得世帯への支援を用意したり、わかりやすい制度にする。

【子どもの居場所】

- ・ ひとりひとりの状況を知って改善するのが大切。どのような形で居場所を作るのか気になった。
- ・ 楽しめる、相談できるだけでなく、精神的に休む場所や悪い雰囲気の改善も大切。

- ・ 夜間に子ども以外の人が使った後に、何か危険な物が落ちていたら危ない。
- ・ 家に自分の居場所がない子どももいる。もっと勉強や遊びができる居場所を増やしたほうがいい。
- ・ 空間だけでなく、心の拠り所としての居場所も必要だと思う。

【子どもの権利を知ること】

- ・ 子どもの権利を知らないと子どもの権利侵害に気づかない。知ることが大切。
- ・ 子どもが子どもの権利を知る機会が少ない。子どもにも学校で子どもの権利を学べる機会をつくる。
- ・ 大人も子どもの権利を知ることが大切。市民の目に触れるように周知が必要。
- ・ 大人理解が必要だからより多くの人の子どもの権利を知るべき。現状理解や改善案がより多く出て客観的に物事が見られるようになる。
- ・ 大人が知ること子どもへの接し方も変わる。虐待なども減ると思う。
- ・ チラシなどで市民の目に触れる工夫をすべき。
- ・ 問題に対してしっかりと対応しない人もいる。対策の重要性を大人にも周知していく必要がある。
- ・ 「子ども権利の日」を作ることは、知名度を上げるのに最適。家庭と学校が積極的に動くことで、より良い案が出るようになると思った。
- ・ 知るとは自分のもつ権利を知る機会になる。ありのままの自分を相手に伝えることができ、自信を持ち、成長していくうえで大切である。

【子どもの安心・安全】

- ・ 安心して生きることは自分らしく生きるうえで必要。
- ・ 周りからの圧力を受けずに、もっと自分らしく生きたい。理解を広げるために経験者から話を聴くことも大切。
- ・ 遊具などの注意書きをひらがなにする。
- ・ 差別について、(中間報告の中で)はっきり書いたほうがいい。

【子どもが意見を表したり参加したりすること】

- ・ 大人ではなく未来を担う子どもの意見を反映してほしい。子どもが話し合える機会が必要。
- ・ 意見を表したり参加したりできる「子ども」は何歳から？
- ・ 意見の伝え方を小さいころから教育として教わることも必要。
- ・ 子どもが意見を発信するには、ムサカツやアンケート、学校での話し合いを活用すべき。
- ・ 子どもの意見が市政にどう活かされているか明確にわかるとよい。

【いじめを止めること】

- ・ 安心して生活する上で大切。条例の内容をもっと具体的に書いてほしい。
- ・ 相談のときは、「秘密を守ること」が大切。いじめのアンケートを匿名にすべき。
- ・ 気軽に話せる相談先がほしい。

- ・ 精神的な拠り所がいくつかあると安心。先生の対応がいじめを止める鍵になる。
- ・ 「いじめを止めること」というタイトルが気になる。いじめを止めるというより、そもそもいじめをなくすことを考えてほしい。
- ・ いじめとじゃれ合いの境界について考えるべき。いじめに関する教育をしっかりとしてほしい。
- ・ 解決するための仕組みを整えることがとても大切。
- ・ いじめが解決することで苦しんでいた当人やその家族が救われる。
- ・ いじめの何がいけないのかきちんと理解できていない人もいると思うため、自分事として考えられる取り組みや、市と学校と家庭が協力する必要がある。
- ・ いじめの予防(起きる前の対策)をする。いじめが起きてから対策を打っても根本的な解決にはならないと考える。
- ・ 「いじめ」は「権利を傷つける行為」。
- ・ いじめた側のメンタルケアも必要。

【子どもの相談】

- ・ 悩みは早めに相談したほうがいいけど不安。
- ・ 市の相談窓口は堅苦しいイメージがある。もっと気軽に相談できる場がほしい。
- ・ 相談されたことは秘密にしてほしい。どこまで秘密を守ってくれるのか、明らかにしてほしい。
- ・ 不登校の問題には、スクールカウンセラーとの協力が必要。
- ・ 身近な相談員を知らない。身近な相談員とは具体的にどのような人なのか。

参考資料 8 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会検討経過

日時	内容
令和3年 5月27日	◎第1回委員会 場所:市役所811会議室 【議事】 (1)委員長選出 (2)副委員長選出 (3)武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について (4)子どもの権利に関する条例について (5)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議(令和2年度)検討結果について (6)子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について
令和3年 7月20日	◎第2回委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)委員アンケート結果について (2)第1回Teensムサカツ実行委員会について (3)今後の検討作業の進め方について (4)武蔵野市の子ども施策の現状と課題について (5)子どもの権利擁護機関について
令和3年 8月23日/ 8月27日	市内事業視察 【視察先】 (1)武蔵野市若者サポート事業みらいる (2)公益財団法人武蔵野市国際交流協会 (3)武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス (4)特定非営利活動法人プレーパークむさしの
令和3年 8月31日～ 9月10日	子どもの権利に関する市立学校アンケート 【概要】 対象者:市立学校(小4～中3)全児童生徒 実施方法:児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答 調査者数:4,928 件 回答総数:3,743 件 回答率:76.0%
令和3年 9月29日	スクールソーシャルワーカーとの意見交換会
令和3年 9月29日	◎第3回委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)委員会視察結果について (3)第2回Teensムサカツ実行委員会について (4)学校アンケートについて (5)第2回委員会での議論における論点の整理 (6)子どもの居場所について
令和3年 9月29日～ 10月20日	子どもの権利に関するWebアンケート 【概要】 対象者:小学生～高校生世代の方 実施方法:市ホームページに掲載したアンケートフォームより無記名回答 回答総数:32件
令和3年 10月11日	委員会委員による本宿小学校6年生を対象としたいじめ予防授業

令和3年 10月20日	子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体との意見交換会
令和3年 11月9日	◎第4回委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討の進め方の整理 (3)第3回委員会までの議論における論点の整理 (4)子ども参加について
令和3年 12月22日	市内の子どもの居場所利用者と委員長との意見交換
令和4年 1月18日	◎第5回委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案について
令和4年 2月13日	Teensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和4年 3月9日	◎第6回委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案のたたき台について
令和4年 4月10日	Teensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和4年 4月12日	◎第7回委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案(委員会中間報告)について
令和4年 5月15日～ 6月6日	委員会中間報告に関するパブリックコメント等 ※概要は参考資料5参照
令和4年 7月7日	◎第8回委員会 場所:市役所412会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)パブリックコメント等の実施結果について (4)パブリックコメントをふまえた委員会報告書(案)について
令和4年 8月15日	委員長による保育園・幼稚園関係者ヒアリング
令和4年 8月30日	◎第9回委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後のスケジュールについて (3)委員会報告書(案)について (4)委員会の振り返り

※このほか、会議資料の作成や議事の調整等に当たっては、委員長と事務局による打ち合わせを随時実施しました。

参考資料 9 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの権利に関する条例の制定について検討することを目的として、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、子どもの権利に関する条例の制定について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法務省人権擁護委員武蔵野市担当
- (3) 公募による市民
- (4) 武蔵野市子ども家庭部長
- (5) 武蔵野市教育部長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庁内調整部会)

第8条 委員会の検討に必要な調査及び資料の作成その他の調整を行うため、委員会に別表に掲げる職にある者をもって構成する庁内調整部会を置く。

- 2 庁内調整部会に部会長1人を置き、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 3 庁内調整部会は、必要に応じて部会長が招集する。この場合において、部会長は会議の内容に応じて、必要な部会員を招集する。
- 4 庁内調整部会が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 庁内調整部会の部会員（委員会の委員である者を除く。）は、委員会に事務局として出席するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども子育て支援課が行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

子ども家庭部長
教育部長
総務部自治法務課長
市民部市民活動推進課市民相談担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
子ども家庭部子ども子育て支援課長
子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課教育相談支援担当課長

参考資料 10 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員名簿

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 委員名簿

(令和3年5月27日～)

	氏名	職名
1	きた あきと 喜多 明人(委員長)	早稲田大学 名誉教授
2	しげや ともこ 澁谷 智子(副委員長)	成蹊大学文学部 教授
3	はしづめ みのる 橋詰 穰	弁護士
4	よしやす あきこ 吉安 晶子	法務省人権擁護委員 武蔵野市担当
5	あべ ようこ 阿部 陽子	武蔵野市民生児童委員協議会 主任児童委員
6	ごとう あきひろ 後藤 明宏	NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット 理事長
7	さわき むねと 澤木 宗人	武蔵野市青少年問題協議会 地区委員会
8	おおうえ しげお 大上 茂雄	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会
9	あべ しのぶ 安部 忍	武蔵野市立本宿小学校 校長
10	わかつき よしたか 若槻 善隆	武蔵野市立第六中学校 校長(令和4年3月まで) 武蔵野市立第四中学校 校長(令和4年4月から)
11	みずの まみ 水野 麻美	公募による市民
12	むらやま りょうこ 村山 綾子	公募による市民
13	かつまた りゅうじ 勝又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長
14	ひづめ たいへい 樋爪 泰平	武蔵野市教育部長

(敬称略)

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会報告書

令和4年 月

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会
(委員会事務局:武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課)